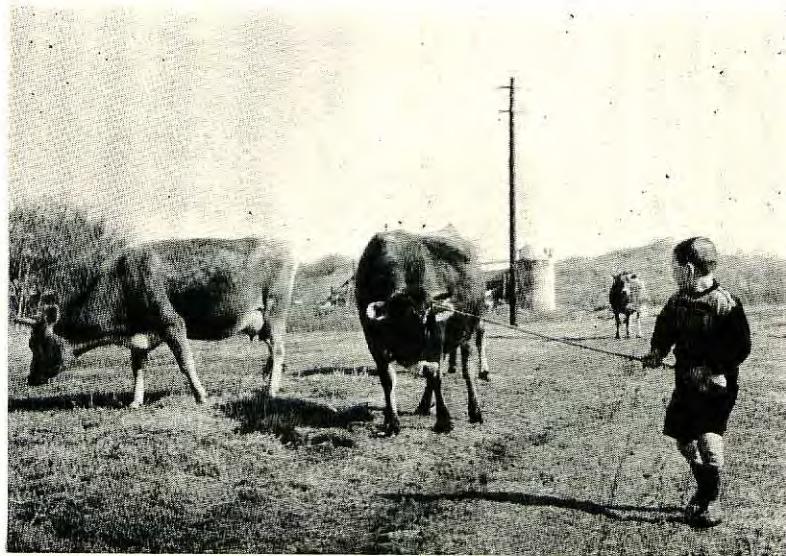


北海道議會時報

特集 第一回定例道議会

第11卷第4号

昭和34年4月



北海道議會事務局

議会の動き

会合

全国都道府県議会議長会.....七一

第一回定例道議会.....一

本会議.....三

決議・意見書.....六

各派交渉会.....四

常任委員会.....四

特別委員会.....四

三月のメモ

表紙写真

早

春

一日高にて一

北海道議会事務局撮影

一 第 4 号 目 次

請願・陳情.....七

予算特別委員会
決算特別委員会

教育行政の綱紀肅正に関する調査特別委員会
総合開発調査特別委員会

第一回定例道議会に知事から提出のあつた案件

議、案



第一回定例道議会

- ① 第一回定例道議会は、二月二十五日招集され同日開会、議員の所属会派異動に伴う議席の一部変更を指定、故児見山議員の追悼演説があり、会期を三月二十日まで二十四日間に決定、教育長より、頻発する学校火災に関する経過報告があつた後、中山議員（自民）より、道有建物の焼失に関する緊急質問があり、このあと昭和三十四年度予算案をはじめこれに関連する議案六十件が上程され、知事より、提案説明を聴取の後、議案調査のため、二月二十六日より三月四日までの一週間休会した。
- ② 休会明け三月五日から代表質疑、七日から九日まで一般質疑が行なれたが質疑の中心は、地方財政確立の問題に關連して道財政今後の見通しと財源対策、寒冷地農業振興対策、頻発する学校火災の防止対策、未解決公約の処理方策、公務員の政治活動の問題に集中された。
- ③ 予算特別委員会は、九日に設置され、三月十八日まで各部所管の質

提出月日	番号	名	議事経過
二、二五	一	昭和三十四年度北海道歳入歳出予算	三、一九 原案可決
同	二	昭和三十四年度北海道学校職員恩給金歳入歳出予算	同
同	三	昭和三十四年度北海道水産物検査費歳入歳出予算	同
同	四	昭和三十四年度北海道酪農検査費歳入歳出予算	同
同	五	昭和三十四年度北海道林産物検査費歳入歳出予算	同
同	六	昭和三十四年度北海道病院費歳入歳出予算	同
同	七	昭和三十四年度北海道転貸資金歳入歳出予算	同
同	八	昭和三十四年度北海道医科大学費歳入歳出予算	同
同	九	昭和三十四年度北海道自転車競技費歳入歳出予算	同
同	一〇	昭和三十四年度北海道地方競馬費歳入歳出予算	同
同	一一	昭和三十四年度北海道電気事業費歳入歳出予算	同
同	一二	昭和三十四年度北海道有林野事業費歳入歳出予算	同
同	一三	昭和三十四年度北海道有林野事業費歳入歳出予算	同

疑が活発に行われたが議員の任期満了に伴う改選期の関係もあり、審議は予定どおり進捗したが、ただ会期末に至り、三十二年度決算、第三回定例道議会より継続審査の道教育行政の綱紀肅正に関する調査特別委員会の審査結論及び風俗営業取締法施行条例の一部改正案をめぐつて各会派の意見調整で難行、また道職員並びに教職員の政治活動に関する報告決議案の提出等のため会期を一日間延長開会以来二十五日目の三月二十一日未明全案件を議了して閉会した。なお、田中知事より過去十二年間の退任挨拶があつた。

(4) 提出案件の処理状況次のとおり。

提出者 議員 計	提出案件 原案可決 承認議決 認定議決 否・決	議決の状況			報告のみ 計
		九〇	八八	一	
九六	五				
九三	一				
	(一)				
	一				
	九七				
	六				
	九一				

() は三十三年第四回定例会より継続審査のもの。

- (5) 本会期中の緊急質問
○道有建物の焼失について

中山議員(自民)

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	二、二五	一四	昭和三十四年度北海道印刷所費歳入歳出予算	三、一九
二九	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二〇	一九	一八	一七	一六	昭和三十四年度北海道母子福祉資金貸付事業費 歳入歳出予算	同
二八	北海道市町村備荒資金組合に対する事業資金貸付の件	同	同	同	同	同	昭和三十四年度北海道農業改良資金貸付事業費 歳入歳出予算	同	同	同	同	昭和三十四年度北海道有財産整備資金歳入歳出 予算	同
私立高等学校に対する資金貸付の件	同	同	同	同	同	同	昭和三十四年度北海道中小企業振興資金貸付事業 費歳入歳出予算	同	同	同	同	昭和三十四年度北海道中小企業振興資金貸付事業 費歳入歳出予算	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

本 会 議

○二月二十五日 午後一時四十五分開議、直ちに日程に入り、**日程第一**会議録署名議員指定の後、**日程第二**議席の一部変更の件を議題に供し、議員の所属会派の異動に伴う議席の一部変更を議長より指定、諸般の報告の後、議長より、道議会議員児見山増夫君（一月十八日）の逝去につき弔詞を贈り哀悼の意を表した旨を報告、ついで川口議員（自民）より追悼演説があり、次に**日程第三会期決定の件**を議題に供し、会期を三月二十日まで二十四日間に決定、教育長より、頻発する学校火災に関する経過報告があつた後、**日程に追加し、中山議員（自民）**より、道有建物の焼失に関する緊急質問があり、知事、教育長より答弁、あらかじめ会議時間を延長の後、**日程第四議案第一号ないし第六十一号及び報告第一号**を議題に供し、知事より提案説明を聴取、ついで休会について諮り、明二十六日より三月四日まで一週間休会することに決定して、午後三時二十八分散会。

知事説明要旨

只今議題となりました昭和三十四年度予算案及びその他の案件についての大要を御説明申し上げます。

先ずはじめに予算編成にあたつての基本方針について申し上げます。御承知のとおり、本年四月は、知事並びに議会議員の改選期に当つておりますことに鑑みまして、新年度における諸般の重要施策は、新たな知事及び議決機関により樹立推進せらるべきものと考えられますので此次当初予算の編成に当たりま

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四五	四五	四三	四二	四一	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五
共同集乳事業整備資金貸付の件	社團法人北海道農業共済資金保証協会に対する資金貸付の件	沿岸漁家農耕兼業体制確立資金貸付の件	農産物価格安定資金貸付の件	樹苗価格安定資金貸付の件	財團法人北海道学校給食会に対する資金貸付の件	消費生活協同組合運転資金貸付の件	北海道労働金庫に対する資金貸付の件	北海道共同作業施設事業資金貸付の件	中小企業維持振興資金貸付の件	北海道信用保証協会に対する資金貸付の件	北日本航空株式会社に対する資金貸付の件	住宅改修促進事業資金貸付の件	財團法人北海道住宅公社に対する資金貸付の件	北海道土地改良事業団体連合会に対する資金貸付の件	付の件	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

しては、原則としていわゆる骨格予算をもつて編成することとし、本道の特殊事情により年度当初より特に計上を要する経費とか、或いは又行政の中絶により混亂を予想されるような経費を除いては、全く行政運営の基本的経費のみの計上に止めることとしたいたした次第であります。

即ち、具体的には

1 人件費については、児童、生徒の増加並びに教職員定数の標準に関する法律の適用による増員費等真にやむを得ないものの外、職員の増員は一切計上しないこと。

2 義務経費については、法令等の定めるところにより、また開発公共事業費については、国の予算の決定額に伴い年度間の所要額を計上すること。

3 旅費、物件費等の序費並びにその他の経常事業事務費については、明年度における財政の見透しを勘案し、昨年度当初の5%節減額を一応の目途として極力節減を図るものとすること。

4 いわゆる政策的経費については、条例等の規定によつて支出を義務づけられておりますものを除き計上を見合せること。

5 その他の経費については、補助負担金、貸付金等で行政の中絶を避けるため必要とするものについて計上するものとして他の経費は一切計上を見合せるうこと。

の五項目を方針として編成をいたした次第であります。

この際併せて昭和三十四年度の道財政の概況について簡単にふれておきたいと存するのであります、明年度の地方財政は、歳出面では、人件費、公共事業費等において相当の地方負担の増加があるにかかわらず、他方歳入面においては、國税地方税を通じて大巾の減税が行われることにより、特に道府県において近來ない窮屈なものとなつて参ることが予想されるのであります、明年度道財政の見透しも、この例に洩れず決して楽觀を許さないものがあると存する次第であります。

即ち現状における道財政の概況は、昭和三十三年度の現計予算に比しまして、歳出面におきましては、

1 人事院勧告に基づく初任給の改訂、期末手当の増額等の給与改訂及び教職員定数の標準に関する法律の適用による教職員の増加等による人件費の増加
2 開発公共事業費道負担額の増加

二、二五	四六	集乳合理化のための乳牛導入資金貸付の件	昭和三十三年七月及び八月水害並びに九月風水害についての天災による被害農業者にに対する資金の融通に伴なう帳簿資金の貸付による損失補償の件	原案可決
同	四七	北海道木炭販売協同組合に対する損失補償に関する条例案	有畜農家創設特別措置法に基く有畜農家創設事業資金の融資に伴なう損失補償に関する予算外義務負担の件	同
同	四八	北海道職員退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例案	北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	同
同	四九	北海道職員免許状授与証明書等交付手数料条例の一部を改正する条例案	北海道教育職員免許状授与証明書等交付手数料条例の一部を改正する条例案	同
同	五〇	北海道職員定数条例の一部を改正する条例案	北海道農山漁村振興対策審議会条例の一部を改正する条例案	同
同	五一	北海道職員退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例案	北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案	同
同	五二	北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	北海道職員免許状授与証明書等交付手数料条例の一部を改正する条例案	同
同	五三	北海道職員退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例案	北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案	同
同	五四	北海道職員定数条例の一部を改正する条例案	北海道農山漁村振興対策審議会条例の一部を改正する条例案	同
同	五五	北海道教育職員免許状授与証明書等交付手数料条例の一部を改正する条例案	北海道教育職員免許状授与証明書等交付手数料条例の一部を改正する条例案	同
同	五六	北海道農山漁村振興対策審議会条例の一部を改正する条例案	北海道農山漁村振興対策審議会条例の一部を改正する条例案	同
同	五六	北海道立水産練習所条例を廃止する条例案	北海道立水産練習所条例を廃止する条例案	同
同	五七	北海道立水産練習所条例を廃止する条例案	北海道立水産練習所条例を廃止する条例案	同
同	五八	公有水面埋立地を厚岸郡厚岸町の区域に編入するの件	公有水面埋立地を厚岸郡厚岸町の区域に編入するの件	同
同	五九	公有水面埋立地を阿寒郡阿寒町の区域に編入するの件	公有水面埋立地を阿寒郡阿寒町の区域に編入するの件	同
六〇	同	公有水面埋立地を札幌市の区域に編入するの件	公有水面埋立地を札幌市の区域に編入するの件	同

3

公債償還費等の義務費の増加

等合計約二十二億円にのぼる義務的な財政負担の増加が見込まれるのに対し、
歳入面における一般財源では、

- 1 地方交付税繰入率の引上げ等による増
2 道税及び地方譲与税の自然増

等の増加がある反面、減税による道税及び地方譲与税の減少があるため、合計約十八億円程度の収入増を見込み得るに過ぎない状態であり、更にこの外に昭和十三年度においては、十二億二千万円余の繰越金を保有していた事情を考慮に入れれば、実質的には、多額の一般財源の増加を見込み得ないような状況にあるものであります。

このような道財政の状況でもありますので、先に申し述べましたとおり、いわゆる骨格予算を編成するに当たりましても、特に、極力経常経費の節減に意を用いるとともに、更に公共事業関係職員の給与費の一部は当該事業費で負担する等の措置を講じて收支の均衡を保つことといった次第でございます。

以上予算編成にあたっての基本的な考え方及び昭和三十四年度における道財政の概況について御説明申し上げた次第でありますが、このようにして編成いたしました予算の総額は、

普通会計
特別会計
合計

五百二十八億二千九百七十九万円
八十一億七千七百七十六万円
六百十億七百五十五万円

以下普通会計の歳出の主なるものから順次御説明申し上げます。

まず警察費予算から申し上げます。
今回予算に計上いたしました額は、

一千百三十万円

二十五億一千三百八十九万円
八億五千七百二万円

警察職員費
警察行政費
合計

となる次第でありますが、このうち警察職員費につきましては、定数現給をもつて積算いたしたものであり、また警察行政費のなかには、

駐在所勤務警察官の家族に対する協力謝金

道営住宅入居者の明渡請求に関する調停申立等の件

同三、一九原案可決

六一の件

昭和三十三年度北海道歳入歳出追加更正予算

同三、二一原案可決

六二の件

昭和三十三年度北海道水産物検査費歳入歳出追加更正予算

同三、一九原案可決

六三の件

昭和三十三年度北海道転貸資金歳入歳出追加更正予算

同三、一九原案可決

六四の件

昭和三十三年度北海道林産物検査費歳入歳出追加更正予算

同三、一九原案可決

六五の件

昭和三十三年度北海道医科学費歳入歳出追加更正予算

同三、一九原案可決

六六の件

昭和三十三年度北海道医科大学費歳入歳出追加更正予算

同三、一九原案可決

六七の件

昭和三十三年度北海道病院費歳入歳出追加更正予算

同三、一九原案可決

六八の件

昭和三十三年度北海道電気事業費歳入更正予算

同三、一九原案可決

六九の件

昭和三十三年度北海道有林野事業費歳入歳出追加更正予算

同三、一九原案可決

七〇の件

昭和三十三年度北海道母子福祉資金貸付事業費歳入追加更正予算

同三、一九原案可決

七一の件

昭和三十三年度北海道農業改良資金貸付事業費歳入歳出追加更正予算

同三、一九原案可決

七二の件

昭和三十三年度北海道起債議決変更の件

同三、一九原案可決

七三の件

北海道起債に関する件

同三、一九原案可決

七四の件

北海道起債に関する件

同三、一九原案可決

七五の件

財團法人北海道対がん協会に対する出えんの件

同三、一九原案可決

七六の件

警察職員宿舎の購入に関する予算外義務負担の件

同三、二一原案可決

駐在所、派出所等の第一線機動力強化のための経費
六百二十九万円

白バイ、パトロールカーの集中管理に要する経費
七百八十万円

河川改修費
三千二百十八万円

等の外、

本部及び警察署維持運営費
三億三千五十七万円

警察電話専用料
一億四百三十八万円

警察活動費
一億五千五百二十四万円

本部庁舎建築費
一億七千六百万円

警察署等の増改築費
一千五百万円

庁舎宿舎改修費
一千九百九十二万円

等を見込んでいる次第であります。

次に土木費関係について申し上げます。

まず公共事業費中の道路関係経費といたしましては、國の道路整備五ヶ年計画

と相俟つて、

道路改良費
四億九千五百五十七万円

道路局部改良費
一億七千五百七十三万円

永久橋架換費
十一億七千六十二万円

道路舗装費
四億三千五百二十三万円

橋梁補修費
一億三千二百九十二万円

舗装道補修費
四千万円

災害防除費
二千九百万円

臨時就労道路事業費
九千百八十六万円

道路防雪事業費
一千四百万円

道路凍雪害防止事業費
二億九千三百三十六万円

雪寒道路機械整備費
一百万円

道路事業指導監督事務費
を計上し、

河川關係経費といたしましては、
河川改修費
五億五千六百四十八万円

三、七 風俗営業取締法施行条例の一部を改正する条例
案
三、二一 原案可決

三、七 道有財産の売買契約の締結に關する件
案
同

七九 謝罪広告請求事件に応訴するの件
案
同

七八 道有財産の売買契約の締結に關する件
案
同

八〇 昭和三十四年度北海道歳入歳出追加予算
案
三、一九 原案可決

八一 北海道職員定数条例の一部を改正する条例案
案
同

八二 昭和三十四年度北海道歳入歳出追加予算
案
同

八三 昭和三十四年度北海道病院費歳入歳出追加予算
案
同

八四 昭和三十四年度北海道病院費歳入歳出追加予算
案
同

八五 昭和三十三年度歳出予算繰越使用に關する件
案
同

八六 苦前郡焼尻村を廃し、その区域を羽幌町に編入するの件
案
三、二一 原案可決

八七 公有水面埋立地を旭川市の区域に編入するの件
案
同

八八 北海道立真駒内ゴルフ場条例案
案
同

八九 公有水面埋立地を旭川市の区域に編入するの件
案
同

九〇 公有水面埋立地を旭川市の区域に編入するの件
案
同

九一 北海道立真駒内ゴルフ場条例案
案
同

九二 北海道立真駒内ゴルフ場条例案
案
同

九三 北海道立真駒内ゴルフ場条例案
案
同

九四 北海道立真駒内ゴルフ場条例案
案
同

九五 北海道立真駒内ゴルフ場条例案
案
同

九六 北海道立真駒内ゴルフ場条例案
案
同

九七 北海道立真駒内ゴルフ場条例案
案
同

九八 北海道立真駒内ゴルフ場条例案
案
同

九九 北海道立真駒内ゴルフ場条例案
案
同

一〇〇 北海道立真駒内ゴルフ場条例案
案
同

一〇一 北海道立真駒内ゴルフ場条例案
案
同

一〇二 北海道立真駒内ゴルフ場条例案
案
同

一〇三 北海道立真駒内ゴルフ場条例案
案
同

一〇四 北海道立真駒内ゴルフ場条例案
案
同

一〇五 北海道立真駒内ゴルフ場条例案
案
同

提出月日	番号	件	名	議事経過
三、七	二	報告		
二、二五	一	三、一八	北海道立真駒内ゴルフ場条例案	
二、二五	一	三、一九	北海道立真駒内ゴルフ場条例案	
二、二五	一	九〇	北海道立真駒内ゴルフ場条例案	
二、二五	一	九一	北海道立真駒内ゴルフ場条例案	
二、二五	一	九二	北海道立真駒内ゴルフ場条例案	
二、二五	一	九三	北海道立真駒内ゴルフ場条例案	
二、二五	一	九四	北海道立真駒内ゴルフ場条例案	
二、二五	一	九五	北海道立真駒内ゴルフ場条例案	
二、二五	一	九六	北海道立真駒内ゴルフ場条例案	
二、二五	一	九七	北海道立真駒内ゴルフ場条例案	
二、二五	一	九八	北海道立真駒内ゴルフ場条例案	
二、二五	一	九九	北海道立真駒内ゴルフ場条例案	
二、二五	一	一〇〇	北海道立真駒内ゴルフ場条例案	
二、二五	一	一〇一	北海道立真駒内ゴルフ場条例案	
二、二五	一	一〇二	北海道立真駒内ゴルフ場条例案	
二、二五	一	一〇三	北海道立真駒内ゴルフ場条例案	
二、二五	一	一〇四	北海道立真駒内ゴルフ場条例案	
二、二五	一	一〇五	北海道立真駒内ゴルフ場条例案	

河川局部改修費
一億九千六百八十万円

砂防工事費
一億七千二百二十一万円

海岸浸食防除費
五百百六十六万円

地盤対策費
五百二十五万円

都市計画街路事業費
更に都市計画関係経費としては、

を見込みますとともに、災害公事業といたしまして、
一億三千六百万円

災害土木復旧費
三億九千二百四十三万円

災害関連事業費
四千二百三十二万円

道路災害関連事業費
六千八十七万円

災害河川改修費
一千五百万円

港湾災害復旧費
四百八十七万円

港湾災害復旧費
一千五百万円

港湾災害復旧費
五百五十万円

土木事業諸費
一千三百三十九万円

道路管理費
一百五十万円

議員から提出のあつた案件

決議案	
提出月日	番号
三、二〇	一 議員並びに教職員の政治活動に関する警告決議案
三、二〇	二 否 二一 決

提出月日	番号	件	名	議事経過
三、二〇	一	国鉄貨物運賃改訂に関する要望意見書	同	三、案可決 二一
三、二〇	二	総合職業訓練所の増設に関する要望意見書	同	同
三、二〇	三	織物物品税新設反対に関する要望意見書	同	同
三、二〇	四	日・中貿易再開促進に関する要望意見書	同	同
三、二〇	五	日・ソ漁業委員会の交渉早期妥結に関する要望意見書	同	同

請願・陳情

① 第一回定例道議会において各常任委員会に付託された請願・陳情並びに審査の結果はつぎのとおり。

請願

文書番号	件	名	請願者	請願・陳情	委員会託	請願・陳情	審査結果
676	鹿追町町制施行の件	鹿追村長	鹿追村長	鹿追村長	総務	総務	審査未了

を見込みました外一般土木行政費として、
一般土木行政費として、

一千三百三十九万円

一百五十万円

鹿追町町制施行の件

鹿追村長

総務

審査未了

7

渡船場費

河川管理費

海岸管理費

二百七十四万円

一千十二万円

六百五十万円

等をそれぞれ計上した次第であります。

次に教育関係経費について申し上げます。

先ず人件費についてであります。

小学校におきまして前年度に比べて二千七百九名の児童の増加が見込まれますので、これに対応し、教員七十三名を増加した外、昭和三十三年に制定されました「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」の適用による教職員の増、八百十九名を加え合計八百九十二名の増員措置をいたしました。また中学校におきましても、小学校と同様、生徒の自然増による教職員の増加二百四十一名と、標準法の適用による増加三百六名、合せまして五百四十七名の増員措置を講じた次第であります。

次に全日制高等学校につきましては、文部省の高等学校設置基準にならい前年度に引きつづき二百五十八名の増員を見込んだ外、生徒の自然増に伴う教職員の増加八十八名並びに入学難緩和のために新たに三十六学級を増募することといたし、これに伴う教職員の増加八十三名を合せまして四百二十九名の増員を見込みました。

また、定時制高等学校につきましても、全日制と同様教職員の増加二百六十五名、生徒の自然増に伴う増加十一名合せまして二百七十六名の増員を見込みました。

次に盲ろう学校については、小、中学校と同様、小、中学部において標準法の適用並びに児童、生徒の自然増に伴いまして六十四名、高等部において二学級増募による増員と合せまして六十六名の教職員の増員措置を講じました。

また養護学校につきましては、二学級増募による教員三名の増員を見込み更に、通信教育につきましては教職員を十五名増員いたしました。

以上の措置を講じた結果全体では教職員の増員は、二千二百二十八名となり、既定の教職員の給与費及び期末手当の増額、初任給改訂、暫定手当の一部本俸への組入れ等の給与改訂関係経費を合せますと人件費総額では、百七十二億三千七百八十六万円となる次第であります。

次に人件費以外の主なるものといたしましては、

692	691	690	689	688	687	686	685	684	683	680	679	678	677	
道立遠軽高等学校災害復旧の件	函館市総合職業訓練所設置の件	函田町千代田地区天然ガス探査床促進の件	織物物品税新設反対要望の件	釧路市に総合職業訓練所設置の件	本道における国鉄貨物運賃割引制度存続等要望の件	丘珠飛行場を国内航空路線に使用促進の件	美深町地内一級国道四十号線、美深線美深駅間を道道に昇格の件	種雄馬購入に対し道費補助の件	釧路市地内市道釧路空港線道道昇格の件	ニセコ道立公園藻岩山觀光道路開さくの件	留萌市内市道釧路市地内市道釧路空港線道道昇格の件	留萌市開拓地における建設工事の件	松前城再建に対し助成の件	松前町長佐々木豊
信太隆治	函館市長吉谷	千代田会長伊助	成会実行委員長武雄	新村会長高橋	北海道馬事協会長由太郎	北海道馬事協会長高田富与	北海道國鐵貨物運送協議会長高橋	北海道國鐵貨物運送協議会長雄之助	西興部町長藤野巳代吉	西興部町長岩倉誠一	西興部町長高橋金次郎	同	農地開拓	
文教林務	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

全日制高等学校費におきまして、

需用費 一億二千六百五十一万円

実習船運営費

校舎宿寄舍等の維持管理費

継続実施中の校舎改築費

教室増築並びに図書館建築費

を計上し、

定時制高等学校費におきましては、

需用費並びに維持管理費で

また育ろう学校費におきましては、

需用費並びに校舎維持管理費

継続実施中の校舎改築費

就学奨励費

養護学校費では、

需用費その他で

更に、通信教育費では、

需用費

をそれぞれ計上した次第であります。

次に学校費以外の教育行政費といたしましては、

教育公報費、人事管理費、教員養成所費、教育研究会費、文教施設整備事務費

及び公立学校共済組合負担金等の

教育諸費用

社会教育指導費、視聴覚教育費、文化振興費、図書館運営費等の

社会教育費

また保健体育指導費、結核検診費、学校給食費及び教員保養所費等の

保健体育関係経費

を計上し、

更に、教育財産費

教育委員会費

等をそれぞれ計上した次第であります。

次に社会及び労働施設費について、民生関係の経費から申し上げます。

期災害復旧の件 鋼路工業高校耐火構造による早

山本市長 武雄 同 同

鉄路工業高校耐火構造による早

山本市長 武雄 同 同

助女満別空港整備費に対する道費

女満別町安田重雄 同 同

対し要望の件 鋼鉄業取締法施行条例改正に

ミトキ・新道マ一ケツ企業組合理事長池崎孝 同 同

風俗営業取締法施行条例改正の件

國鉄労組北海道地方評議會泊谷裕夫 同 同

告小牧市地内道告小牧支笏湖線一部路線変更の件

告小牧市長田中正太郎 建設同

恵庭町に甜菜製糖工場設置の件

惠庭町長田中菊治 農務同

辺薬、西足寄線を国道に編入の件

幕別町長中島国男 建設同

風俗営業取締法施行条例の一部

北海道遊技場組合会長近藤弓夫 総務同

修正の件を改正する条例案に対する一部

連合会会長近藤弓夫 総務同

公明選舉推進の件

西興部村瀬戸牛巡査駐在所新築の件

西興部村長藤野巳代吉 総務審査未了

予約米減税措置存続要望の件

西興部村長藤野巳代吉 同

江差町に道立職業訓練所設置の件

江差町長藤野弘博 同

成の件

農事組合代表者同

江差町に道立職業訓練所設置の件

江差町長藤野弘博 同

美唄市にフィツシャー、オキソ

美唄市長秀基同 同

先ず生活困窮者の生活を保障いたしますため、

生活保護費

十八億三千三百六十三万円

を計上いたしますとともに、身体障害者並びに遺族の福祉に関する経費として、

身体障害者福祉費

一千九百二十七万円

を、

更に婦人及び児童の福祉増進に関する経費として、

児童福祉費

二億七千五百四十三万円

を、

母子対策費

八百六十六万円

を、

婦人福祉対策費

八百九十六万円

を、

を見込みました外、低所得者の自立更生対策として各種の貸付事業の中断をさけるための経費として、

更生資金貸付事業費

一千五百三万円

を、

授産事業資金貸付事業費

二百九万円

を、

消費生活協同組合運営資金貸付事業費

一千五百五十八万円

を、

世帯更生資金貸付事業費

二千五百三十五万円

を、

低所得者医療費貸付事業費

一千九十三万円

を、

母子金庫事業費

三百五万円

を、

を計上いたしました。

なお、この外社会保障関係経費として、

公益賃屋振興対策費

二十三万円

を、

国民健康保険直営診療施設整備費補助金

一千九百十萬円

を、

社会福祉協議会補助金

一百万円

を、

次に住宅及び建築関係経費について申し上げます。

先ず道営住宅の建設費としては、

公営住宅建設費

五千八百六万円

を、

厚生年金住宅建設費

一億三百万円

を、

賃貸住宅建設促進費

五百三十万円

を、

1165	反対の件(外一件)	静内町に自衛隊高射砲大隊誘致	三石町長	水産審議未了
1166	かつお、まぐろ漁業対策推進の件	東藻琴村国保直営診療所医療施設整備に対し補助の件	河村悌一	農地開拓採択
1167	篠津中央土地改良区新規事業に係る件	東藻琴村長	吉田三伊	河村悌一
1168	遠軽保健所廃新築の件	遠軽保健所運営協議会長	厚生	同
1169	浮浪者厚生対策の件	遠軽保健所運営協議会長	厚生	同
1170	遠軽保健所廃新築の件	遠軽保健所運営協議会長	厚生	同
1171	阿寒湖岸埋立工事施行の件	阿寒町長	厚生	同
1172	釧路地区地震災害による木炭窯復旧対策の件	北海道木炭振興協同組合長	厚生	同
1173	網走南ヶ丘高等学校屋内体育場改築の件	網走南ヶ丘高等学校PT会長	厚生	同
1174	富川高等学校に商業課程設置の件	門別町長	厚生	同
1175	秩父別村立高等学校設置の件	大谷学園長	厚生	同
1176	江部乙町北辰小学校の給食設備に係る件	江部乙町北辰小学校長	厚生	同
1177	全道私学に対し助成の件	柴田清富	厚生	同
1178	北檜山町所在海岸道路を道道に移管の件	岩見沢市長	厚生	同
1179	北檜山町長	大谷学園長	厚生	同
1180	本道市における財政秩序正常化の件	宮崎定由	厚生	同

を計上するとともに住宅改修工事資金の貸付制度を前年度に引き継ぎ実施する経費として、

住宅改善費

六千五百六十九万円
を計上いたしました。

この外、

住宅諸費

建築指導諸費

寒地建築研究所費

をそれぞれ計上した次第であります。

次に労政関係についてであります。労使関係の調整、中、小企業における労働対策及び労働者の福祉対策等に要する経費として、

労政費

労使調整対策費

労働事情調査費

中小企業労働対策費

労働教育費

労働文化振興対策費

労働科学研究所費

労働金庫貸付金

その他福祉対策費

一千七十八万円
三百三十五万円
百十五万円
二百九十五万円
百二十四万円
三百六十七万円
八千万円
六百四万円

次に失業対策関係経費といたしましては、失業対策事業において、一日三千四百名を吸収することとし、これが所要経費五億六千三百九十一万円の予算化を図りました外、雇用促進等の諸対策費を計上いたしました。

また職業訓練関係経費につきましては、昨年七月から職業訓練法が施行され、従来の職業補導の外に事業内職業訓練に対する助成並びに職業指導員免許検定の実施等が新たに加えられましたので、この経費として、

職業訓練所運営費

定時制職業訓練費

四千九百九十五万円
五百八十八万円

1181	対噴火湾内における「とど」駆除	北海道漁民同監委	員長
1182	道漁業調整規則に基く特別区域拡大の件	栗山町立雨煙別小・中学校災害復旧費起債承認の件	栗山町長
1183	同	沢崎松四郎	総務

1184	農産物の集荷業者保護育成対策の件	栗山町立雨煙別小・中学校災害復旧費起債承認の件	栗山町長
1185	美瑛町道ルベシベ二股道路改良工事実施の件	橋梁架換工事実施の件	佐藤初吉
1186	同	美瑛町道ルベシベ二股道路改良工事実施の件	建設

1187	十トン未満漁船によるさけ、ます流網操業許可の件	栗山町立雨煙別小・中学校災害復旧費起債承認の件	栗山町長
1188	日高産業博覧会開催に対し助成の件	栗山町立雨煙別小・中学校災害復旧費起債承認の件	栗山町長
1189	閣税法一部改正による開港場資格基準強化取り止め要望の件	栗山町立雨煙別小・中学校災害復旧費起債承認の件	栗山町長

1190	北海道学芸大学附屬図書館建設の件	栗山町立雨煙別小・中学校災害復旧費起債承認の件	栗山町長
1191	札文村町制施行の件	栗山町立雨煙別小・中学校災害復旧費起債承認の件	栗山町長
1192	失業対策事業における事務補助員の件	栗山町立雨煙別小・中学校災害復旧費起債承認の件	栗山町長

1193	広島村に北炭石炭化學工場誘致の件	栗山町立雨煙別小・中学校災害復旧費起債承認の件	栗山町長
1194	同	栗山町立雨煙別小・中学校災害復旧費起債承認の件	栗山町長
1195	広島村に木材糖化工場誘致の件	栗山町立雨煙別小・中学校災害復旧費起債承認の件	栗山町長

1196	道社会福祉館早期復旧の件	栗山町立雨煙別小・中学校災害復旧費起債承認の件	栗山町長
同	同	栗山町立雨煙別小・中学校災害復旧費起債承認の件	栗山町長
同	同	栗山町立雨煙別小・中学校災害復旧費起債承認の件	栗山町長
同	同	栗山町立雨煙別小・中学校災害復旧費起債承認の件	栗山町長
同	同	栗山町立雨煙別小・中学校災害復旧費起債承認の件	栗山町長

職業訓練施設費
事業内職業訓練費

一千一百万円
四百十二万円

② 継続審査中のもの

をそれぞれ計上いたしました。

次に駐留軍基地に働く涉外關係労務者の労務管理等のための経費として、

涉外労務費
二百萬円

を計上いたしました。

次に保健衛生關係経費について申し上げます。

先づ衛生行政の第一線機関である保健所の整備強化を図りますため、一昨年、昨年に引き続いて各種施設の整備を行います経費として、

二千五百七十八万円
四千二十九万円

保健所整備費

を計上するとともにへき地医療対策のための診療所を運営いたしますための経費として、

診療所運営費
更に医療行政費として、

医務費

三千百九十六万円
二千七百五十万円

を計上いたしましたが、この中には極度に不足しております医師の充足対策の一環として、医師の待遇を改善するための医学研究手当を本年一月から増額することを予定してこのために必要な経費

二千百五十四万円

を計上しております。

次に結核対策費といたしましては、結核療養所運営に要する経費を含めて、

結核予防諸費

を計上いたしました。

次に公衆衛生対策の経費として、

優生保護費

精神病費

身体障害児童育成医療費

精神病院運営のための経費

三千六百四十三万円
六千七百三十二万円
四百六十万円

を計上し、

狂犬病予防、と畜検査、食品衛生監視のための経費の外、生活環境改善の経費

文書番号	件	名	委員会託	結果
353	農林省十勝種畜牧場を入植地として開放の件	農地開拓	不採択	採択
597	凶漁対策土地改良事業の補助率引き上げの件	同	同	採択
635	上の国土地改良区経営改善等要望の件	同	同	採択
399	道立高等学校の学級増設並びに独立校舎新設の件	文教林務	同	採択
653	道教職員の退職手当の不利益是正促進の件	同	同	採択
520	道教職員の退職手当不利益是正の件	同	同	採択
593	北海道奈井江高等学校を道立に移管の件	同	同	採択
625	町立北海道遠軽家政高等学校改築促進の件	同	同	採択
166	後志水稻試験地を道立岩字園芸試験地に併置の件	農務	同	採択
419	北空知地区に道立北空知水稻試験所設置の件	同	同	採択
422	北海道農業試験場上川支場美深分場復活設置の件	同	同	採択
601	後志管内傾斜地當農確立対策の件	不採択	採択	採択

として、

環境衛生諸費

八千三百十九万円

を計上いたしました。

その他薬品による危害の防止のための経費として、

薬事諸費

三百七十八万円

各種伝染病予防、防疫のための経費

六千七百六十九万円

衛生研究所費

一千四百四十八万円

血液銀行費

三千九百四十八万円

衛生調査諸費

四百九十四万円

衛生教育費

二百万円

をそれぞれ計上いたした次第であります。

次に産業経済費のうち農業関係から御説明いたします。

農業関係についての主なるものといたしましては、先ず北海道に適合した地域別農業の確立のために必要な経費として、

寒地農業經營改善推進費等

四百十萬円

心土耕、混層耕施設費

九百三十四万円

耕土改良事業基盤整備施設費

二千五百十六万円

部落生産活動促進費

九百四十五万円

畑作機械化經營促進費

九百八万円

を計上し

更に有畜農業による經營の合理化のための経費としては、

集約酪農振興施設費

四千六百九十九万円

共同集乳組織整備促進費

八千六百五十三万円

牛乳消費促進費

五千六百八万円

乳牛經濟検定組合育成指導費

二百二十万円

を見込ますとともに、中、下層農漁家の經營安定を図るための経費としては、年に引き続き、

低位經營者農家畜産振興施設費

八千九十万円

を計上いたしました。

また、畜産振興のために必要な経費として、

前

589	587	586	585	583	579	577	564	563	561	504	670	650	614	612	
件 伊達町地内道費河川長流川下流築堤護岸工事施行の 件	後志管内道道の改良工事実施の件			ニセコ観光道路早期完成の件			鷹栖村地内イブンベウシ川並びにチライウエンベツ 川を道費河川に昇格の件	沼田町字昭和小平村字記念別間開発道路新設の件	津別町地内達媚川を道費河川に昇格の件	常呂町地内クマ川及び幌内川を道費河川に認定の件	輸入ジャージー種牛の事故補償の件	不受胎牛受入農家に対する保証対策の件	赤クロバード採種園に対し道費補助交付の件	後志管内農畜産物の消流安定対策促進の件	後志管内畜産振興対策の件
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

草地改良事業費

湿地牧野事業調査費

二千四百六十三万円

自給飼料対策費

家畜防護費

七百三十六万円

牛の伝染病予防費

二千百四十七万円

馬の伝染病予防費

三千六百四十四万円

ブルセラ病対策費

百九十五万円

家畜保健衛生所費

六百五十九万円

を計上いたしました。

次に農業技術の効率的な改善普及のための経費としては、

二千六十九万円

農業改良普及所運営費

四百二十六万円

改良普及員研修費

三千三百五十三万円

生活改良普及費

三百五十二万円

を見込ました外、優良種苗の生産普及をはかるに必要な経費として、

七千百六十四万円

を見込み、また、これらの諸対策と関連のある資金の円滑な融通を確保するための

経費としては、農業改良資金貸付事業費会計への繰出金

三千八百十八万円

を計上いたしました。

更に、農家経済の安定のため、從来行つて参りました農家負債整理に必要な経費としては、

八千八百七十一万円

を計上し、併せて冷害による被害農業者の農業再生産を確保するための天災融資法に基く災害資金の融資に伴う利子補給金等に、

四億九千九百五万円

を計上いたしました。

次に農業灾害の補償につきましては、

八千九百三十六万円

農業共済資金融通対策費

八千五百七十一万円

後志管内における積雪寒冷地域の道路交通確保の件

建設

採択

後志管内の海岸保全事業実施の件

同

同

道道幕別、足寄線補修工事実施の件

同

同

道道轍内、芽室線中芽室町地内道路改良工事実施の件

同

同

新得、足寄間鉄道新設促進の件

同

同

道道納内、一己、深川線一己村市街地舗装工事施行の件

同

同

長沼町地内千歳川改修等要望の件

同

同

道道広尾港線道路舗装工事施行の件

同

同

道道広尾町字豊似、浦幌町字新吉野間を産業開発道路として開さくの件

同

同

循環観光道路俱知安線完成促進の件

同

同

白糠線鐵道敷設工事促進の件

同

同

白糠町地内道道白糠場線改良工事施行の件

同

同

白糠町地内町道和天別原野幹線道路及び庶路停車場改良工事施行の件

同

同

白糠町地内津用河川庶路川及び茶路川改修工事施行の件

同

同

畑作災害対策費

を計上するとともに、更に昨年來の農産物の価格安定のための資金として、

農産物価格安定対策費

百十萬円
一億五千万円

を計上いたしました。

この外試験研究機関並びに種畜場の運営費として、

農業試験場費

一億五千六百四十六万円
三百三十八万円

農業経済科学研究所費

三千七百八十三万円

新得種畜場費

二千七十三万円
六百七十六万円

滝川種畜場費

一千七十三万円
五百九十二万円

家畜人工授精所費

一千七十三万円
五百九十二万円

淹川種畜場費

一千七十三万円
五百九十二万円

をそれぞれ計上いたしました次第であります。

次に開拓関係の事業費について申上げます。
昭和三十四年度国庫助成による新規入植者は、一般地区四百九十二戸基本當農
類型地区百五十戸、根釘機械開墾地区五十八戸、計七百戸の見込みであります
この人植戸数を基本として、

入植実施費

二百八万円

用地配分事業費

五百十六万円

土壌改良事業費

二億六千八百七十五万円
二千四百九十三万円

開拓補助事業事務費

五百九十二万円

小団地補助工事費

三千三百七万円

機械開墾実施費

四百八十六万円

の経費を見込みますとともに、入植施設費として、

住宅建設費補助金

八千八百五十四万円
三千百三十四万円

教育施設費補助金

四百八十六万円

診療所建設費補助金

五百十七万円

開拓地基幹診療所建設費補助金

七百七十七万円

飲用水施設導入費補助金

七千七百二十万円

を計上いたしました。

また、開拓者の営農合理化と生活の安定を図りますための経費として、

695	1092	950	1085	1018	1017	855	文書番号	件名	委付会員	水産	同	総務
									会託	商工労働	同	不採択
								結果の審査		厚生	同	同
天塩高等学校に農業課程設置の件		神恵内漁業協同組合検査請求に対し早急措置の件		北洋漁業並びに北方海域近海漁業問題に対し特別委員会設置の件		由仁町所在国有未開地を水源涵養地として存置の件 換前土地改良区更生対策の件 白老土地改良区更正対策の件		農地開拓	不採択	水産	同	同
文教林務	同	水産	同	同	同	伊達町海岸保全区域指定地内農耕地防災工事実施の件		採択	商工労働	同	不採択	同
不採択	採択	不採択	同	同	同	北洋漁業並びに北方海域近海漁業問題に対し特別委員会設置の件		採択	厚生	同	同	

農家集団活動促進費 二百五十八万円
 資金融通運営費 五百四万円
 協同組合育成対策費 七百四十七万円
 経営資金金融対策費 九千百三万円
 常農指導員費 一千四百四万円
 不振開拓農家総合対策費 三百五十四万円
 拓殖寒留場の経費 一千百四十一万円
 を計上いたしましたとともに、特に開拓不振地区対策として、
 を見込んだほか、
 を計上いたしました。
 以上のはか、国の予算の決定等に伴い、開拓事業を推進するための経費とし
 て、
 開墾建設事業費
 開拓地改整費
 開墾建設附帯工事費
 簡易軌道費
 開拓地農道補修費
 地籍測量費
 を、
 國土開発利用保全の高度化を図るため、
 を見込むとともに、新農村建設としての開拓事業計画推進のため、
 市町村総合土地改良開発基礎調査費 七百六十八万円
 特定地域開発基礎調査費 五百五十万円
 開拓振興計画費
 を、また農地調整関係経費として、
 農業委員会施設費
 農地等集団化事業費
 農地集団化農道事業費
 自作農創設並びに農地関係経費
 を計上いたしました。
 次に土地改良事業関係経費についてであります、先ず道管の土地改良事業と
 いたしましては、

1155	1151	1145	923	645	1152	1142	1123	1122	1121	1120	1119	1117	1089	995	851	
中標津町字計根別地区農村電氣導人の件	家畜共済掛金國庫負担割合改善の件	道農試渡島支場に傾斜地利用による果樹園増設の件 (三十件併合)	農業改良普及事業促進の件	濃霧地帶農業試験場設置の件	道宮チセハウス目国内道路間林道開さくの件	各市町村に社会教育主事常設促進の件	学校給食の運営改善等対策の件	社会教育費増額要望の件	道立高等學校の新設並びに学級増設の件	俱知安駅の通学列車増発要望の件(外一件)	義務教育費の全額國庫負担要望の件	造林費國庫補助率引上げ要望の件	門別町富川高等学校に商業課程設置の件	白糠高等學校道立移管の件	上川高等學校を道立移管の件	文教林務採択

かんがい排水事業費	二億七千百七十五万円
軌道客土事業費	五千億一千八百三十八万円
温水溜池事業費	四千八百五十七万円
土壤浸蝕防止事業費	六千三百四十一万円
老朽溜池事業費	一千八百六十五万円
畑地かんがい事業費	五百四十八万円
篠津地域関係土地改良事業費	一億一千七百七十五万円
また團体營の事業といたしましては、	を、
かんがい排水、暗渠排水、馬そり客土、区画整理、農道等の補助費	七億一千七百七十五万円
を見込みましたほか、	
土地改良調査費	
島松演習場補償並びに防災事業費	四百十七万円
耕地災害復旧費	三億三千二百九十五万円
を計上し、また土地改良事業の運営指導、金融改善のため、	四千七百五十一万円
土地改良指導調査費	百七十万円
土地改良融資事業指導監督費	四百六十二万円
土地改良事業促進対策費	一億円
を農地開拓行政の総合企画に必要な基礎的調査のため、	
農地行政総合企画調査費	百五十万円
を計上いたした次第であります。	
次に水産関係経費について申上げます。	
先ず、本道漁業の地帯別階層別經營類型の確立を基幹とする沿岸漁家經營振興のための経費としては、昨年度に引き続き、	
漁業生産指導費	五百一千万円
沿岸漁家振興促進対策費	四百五十一万円
沿岸漁家振興促進対策費	三百五十万円
を計上し、浅海増殖事業及び漁港の整備等に要する経費といたしましては、	
浅海増殖興費	一億二千七十五万円
漁港修築費	六億五千九百三十万円
漁港簡易工事費	三千万円

1106	1105	1059	1050	1049	1039	1038	1037	1026	1025	1010	1009	1008	865	1158	養鶴振興対策の件	建 設	同	
								士幌村地内道道新得、本別線道路改良及び橋梁架換の件										
								士幌村地内道道更、上士幌線改良工事実施の件										
								道路整備五ヵ年計画に対し規模拡大等要望の件										
1106	1105	1059	1050	1049	1039	1038	1037	1026	1025	1010	1009	1008	865	1158	養鶴振興対策の件	建 設	同	
美瑛町地内旭橋を永久橋に架換の件	市町村費支弁河川改修工事に対する国費補助方要望	道道美沢美瑛線美瑛町市街地舗装工事施行の件	洞爺湖温泉町道道拡張工事に伴う損害補償の件	道道旭川、大雪山、層雲峠線道路改良工事実施の件	道道雨竜、深川線道路舗装工事延長の件	道道雨竜、深川線道路舗装工事延長の件	道道雨竜、深川線道路舗装工事延長の件	士幌村地内道道新得、本別線道路改良及び橋梁架換の件	士幌村地内道道更、上士幌線改良工事実施の件	北檜山町所在二俣川を漁用河川に昇格の件	北檜山町所在二俣川を漁用河川に昇格の件	歯舞村所在道道根室半島線改良工事実施の件	歯舞村所在道道根室半島線改良工事実施の件	漢琴山観光道路（仮称）新設の件	漢琴山観光道路（仮称）新設の件	漢琴山観光道路（仮称）新設の件	建 設	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

漁港局部改良事業費
海岸保全事業費
作業船整備費
漁港管理費

八千七百九十万円
一千二百十三万円
五千六百六十六万円
八百六十万円

をそれぞれ計上いたしました。

以上之外、本道水産行政の円滑な運営を図るための経費としては、

水産業協同組合育成費
漁業金融対策費

水産物消流対策費
漁業奨励費

北方底曳網漁業開発調査費
漁業操業指導費

漁業取締費
海区漁業調整委員会費

水産試験場費
水産孵化場費

水族館費
造林事業費

球果採取事業費
からまつ苗木養成委託費

樹苗価格安定対策費
を計上しますとともに、森林資源の保全培養のための経費として、

森林保護費
治山事業費
林野火災警防費

をそれぞれ計上いたした次第であります。

次に林業関係経費についてであります
先ず造林事業振興のため、

造林事業費
球果採取事業費

からまつ苗木養成委託費
奨励苗圃事業費

樹苗価格安定対策費
を計上しますとともに、森林資源の保全培養のための経費として、

森林保護費
治山事業費
林野火災警防費

を計上し、また木材資源の高度利用と木材工業の合理化のための試験研究經費

鉱政諸費用

百九十九万円

1156	1135	1007	941	743	1093	1063	1150	1147	1140	1139	1137	1132	1109	1108	1107		
1156	1135	1007	941	743	1093	1063	1150	1147	1140	1139	1137	1132	1109	1108	1107		
澁川警察署厅舎改築の件	深夜喫茶等禁止措置の件	青少年不良化防止対策の件	北海道信用保証協会に対する不動産取得税免除の件	軍鷄園鷄許可の件	軽油引取税免稅の件	石炭手当及び寒冷地手当増額支給要望の件	砂川、歌志内間北三号線道路を道道に昇格の件	豊頃村地内湧洞川及び長節川を道費河川に昇格の件	公営住宅に対する国庫補助率改訂要望の件	道道尻岸内、函館線開さく整備の件	白糠町の新規港湾築設道地調査実施の件	道道函館、臼尻、森港線中尾札部、函館間道路改良工事施行の件	弟子屈町地内鑑別川築堤護岸工事施行の件	道道黄金、鶴別線舗装工事施行の件	美瑛町地内宇莫別川局部改修工事施行の件	建設	採
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		
同	同	同	同	採	不採	同	同	同	同	同	同	同	同	同	採		
															査		

として、

林産工業中間試験費

応用研究費

木材加水分解工業試験費

をそれぞれ計上いたしました。

右のほか、

林道施設費

森林計画編成費

市町村有林經營計画編成費

森林火災保険事業費

林業普及指導事業費

林産工業振興費

木炭生産指導費

林業指導所諸費用

を計上した次第であります。

次に商工業関係経費についてであります、先ず中小企業振興対策のための経費として、

企業診断費

商工指導所負担金

中小企業融資強化費

中小企業会館建設補助金

を計上いたしました。

次に貿易振興のための経費として、

貿易事情海外市場紹介宣伝等の経費

香港貿易事務所費

神戸貿易事務所費

北海道貿易館費

をそれぞれ計上するとともに、また国内市場対策としての経費としては、

東京、大阪、福岡の各物産斡旋事務所費

を見込んだ次第であります。

九百六十九万円

																	積雪寒冷地に対する税法上の特別措置実現要望の件
1112	1111	1091	1047	986	928	1131	1130	1098	1097	1096	1044	1024	733	367	1034	P S コンクリート工場設置要望の件	
望の件	生活保護施設及び児童福祉施設の事務費基準改訂要	北見地方に社会保険出張所設置の件	結核医療費全額国庫負担の件	国民健康保険事業強化の件	母子相談員の現行配置存続の件	鉄路特定工業地帯白糠地区産業立地条件調査等施行の件	室蘭市における道費失業対策事業実施の件	豊頃村隔離病舎設置に対し補助の件	道費失業対策事業における雇用増大の件	旭川公共職業安定所新築促進の件	旭川市に総合職業訓練所設置の件	北海道港湾労働協議会設置の件	千歳市に失業対策事業実施の件	北海道賦払信用組合設立認可の件	同	商工労働	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	採択	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	不採択	
																同	

次に化学工業の振興とその開発及び工業誘致のための経費として、

工業開発費

五百百五十五万円

を、

また離島電気導入及び電源開発促進の経費として、

離島電気導入費

二百六万円

を、

電力開発調査費

四百九十七万円

を、

電力対策費

百四十三万円

を、

鷹泊えん提管理費

百三十四万円

を、

をそれぞれ計上いたしました。

更に地下資源開発促進のための経費として、

百七十六万円

を、

鉱業振興費

一千五百八十万円

を、

地下資源調査費

一千六百三十七万円

を、

北日本航空株式会社貸付金

三百八十万円

を、

観光宣伝費

百七万円

を、

工業試験場費

三千四十七万円

を、

計量検定所費

一千百三十四万円

を、

をそれぞれ計上した次第であります。

次に道職員費について申上げます。

道職員の場合も警察職員と同様に、定数現給により計算いたし、更に期末手当の増額支給、初任給改訂経費、暫定手当の一部本俸への組入等の所要経費を見込み、

総額

四十五億九千四百七十六万円

を、

を計上いたしました。

次はその他一般行政関係経費についてであります、その主なるものといたしましては、来る四月執行の、

道知事、道議会議員選挙費並びに参議院議員選挙費

一億五千九百四万円
三千五百六十万円

を、

新市町村建設促進費
中小上水道財政調整費

一千三百五十万円
一千九百四十一万円

を、

私立学校諸費

一千九百四十一万円

を、

番号	文書番号	件	名	委員会名	請願	③審査未了のもの	生活困窮老齢者に対し生活維持資金給付の件	壳春防止法による保護対策強化の件	1127	1126	1125	1115	1114	1113	厚生採択	
602	365	674	514	陸上自衛隊の静内町海域射撃演習場使用指定反対の件	水産	514	札幌市に総合博物館設置の件	札幌市に総合博物館設置の件	420	396	669	674	365	602	青少年の補導育成対策の件	
後志管内家畜保健衛生所の増設並びに充実の件	北海道稲作協会協同農業研究所を特殊稲作研究所指定の件	ニセコ道立公園藻岩山林道開さくの件	文教林務	農務	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	要望の件	し尿消化槽建設費に対し国庫補助及び地方債枠増額

等当面所要の経費を計上いたしましたほか、

道議会費

一億六千四百万円

監査諸費用

二千五百四十三万円

人事委員会費

二千百六万円

選舉管理委員会費

一千二百四十二万円

会計諸費用

二千五十五万円

徴税諸費用

二億六千七百六十二万円

職員共済組合給与金

一億八千三百五十五万円

公債費

二十九億五千六百八十万円

本庁及び支庁共通経費

一億四千七百六十六万円

序舎及び公宅の營繕費

一億二千七百八十三万円

財産管理費

四千九百六十三万円

広報費

一千九百八十五万円

等をそれぞれ計上し、諸般の行政執行に遺憾なきを期した次第であります。

以上は普通会計の歳出の概要について申上げたのであります、これに見合ふ歳入といたしましては、

道税

九十九億三千五百五十九万円

地方譲与税

二十億七百四十万円

地方交付税

百四十一億五千六百万円

公営企業及び財産収入

二億百六十三万円

分担金及び負担金

三億六千百八十九万円

使用料及び手数料

十九億三千四百六十六万円

国庫支出金

百九十四億六千七百四十八万円

寄附金

九千八十二万円

繰入金

三億一千七百六十九万円

収入金

八億三千五百万円

合計

五百二十八億二千九百七十九万円

をもつて收支の均衡を図つた次第であります。

次に特別会計について、道有林野事業費会計から順次御説明申上げます。

岩字園芸試験地の施設整備の件

611

後志管内農業改良普及所運営費の増額及び普及員増員の件

613

後志管内果樹園芸振興対策の件

615

速歩馬の抽せん馬制実施の件

649

千歳市にビート糖工場設置の件

675

プロツク生産業者育成強化の件

410

幌加内川改良工事実施の件

567

幌加内村地内北母子里旭川間林道を道道に認定の件

568

幌加内村改良工事実施の件

569

幌加内村地内十三線川浅瀬川朱鞠内川を準用河川認定の件

584

幌加内村地内七河川を準用河川に昇格の件

588

幌加内村地内北母子里旭川間林道を道道に昇格の件

620

幌加内村地内七河川を準用河川に昇格の件

621

幌加内村地内北母子里旭川間林道を道道に昇格の件

629

幌加内村地内北母子里旭川間林道を道道に昇格の件

638

幌加内村地内北母子里旭川間林道を道道に昇格の件

646

池田町地内十弗川下流の河川改修及び道道池田勇足線改良工事施行の件

建設

本会計においては、前年度に引き続き林力増強五ヶ年計画に基いて造林並びに林道事業の推進に重点をおいて編成いたしました。

その結果予算の総額は 二十億三千五百六十八万円 と相成った次第であります、これを大別いたしますと、

人 件 費	五億二千四百八十四万円
事 業 費	十三億八千百十二万円

そ の 他 経 費	一億二千九百七十二万円
普 通 会 計 へ の 繰 出 金	一千万円

であります。このなかには北海道有林野条例による市町村への交付金

市 町 村 へ の 交 付 金	三千万円
-----------------	------

を見込んでおります。

次に医科大学費会計におきましては、

大 学 費	二億一千百九十五万円
大 学 病 院 費	五億二千百二十二万円

看 護 学 校 費	一千八百六十万円
歯 科 診 療 費	一千百二十三万円

癌 研 究 費	七十六万円
公 債 費	一億二千三百二十三万円

そ の 他 の 経 費 を あ わ せ 、	九億二百九万円
総 額	一 千 二 十 五 万 円

を計上いたしましたが、これに見合う歳人としましては、

普 通 会 計 か ら の 繰 入 金	三億三千九百十四万円
使 用 料 及 び 手 数 料	四億五千二百六十九万円

道 通 債	十億六千三百九十二万円
雜 収 入 そ の 他	一千二十五万円

をもつて收支の均衡を図つた次第であります。

次に道営自転車競技費会計についてであります、前年同様十一回、延六十六日間の開催を予定し、これが施行のための経費を見込んだものであります、その総額は、

と な り 、こ の う ち 一 億 八 百 万 円 を 普 通 会 計 に 繰 出 す こ と に いた して お り ま す 。
次 に 地 方 競 馬 費 会 計 お い て は 、普 通 競 馬 十 回 六 十 日 、ば ん え い 競 馬 六 回 十 八

634	515	672	642	581	578	574	573	554	549	542	538	342
燒尻村に道立診療所設置の件	幌加内村町制施行の件	釧路まりも学園の増設に対し助成の件	野幌高等学校校地として借地中の国有地払下げの件	千島・齒舞諸島居住者連盟に対し道費補助の件	核兵器持込み禁止、核非武装に関する件	真駒内米軍接收解除地を北海道学園大学用地とし払下げの件	航空自衛隊千歳基地の緊急出動体制の実態調査に関する件	原水爆禁止北海道実行委員会に対して助成金交付の件	豊平町真駒内米軍接收地内墓碑周辺開放除外の件	浦幌町直別部落一円を音別村に編入の件	日韓抑留者の相互釈放に関する件	在留中国人及び朝鮮人の身分保証等に関する件

日開催に要する経費

総額

四億三千七百四万円

を計上いたしましたが、このなかには、五百万円を普通会計に繰出することにいたしております。

以上のほか、

恩給基金会計において

学校職員恩給基金会計において

水産物検査費会計において

林産物検査費会計において

酪農検査費会計において

転貸資金会計において

道病院費会計において

電気事業費会計において

印刷所費会計において

母子福祉資金貸付事業費会計において

三千三百四十万円

夕張川二股発電所建設事業費会計において

四億八千六百万円

用品事業費会計において

十億五千八百十二万円

道有財産整備資金会計において

二億五千三百七十八万円

農業改良資金貸付事業費会計において

二億五千五百四十九万円

中小企業整備資金貸付事業費会計において

八百六十七万円

をそれぞれ計上いたしておりますが、これらはいずれも当面の必要経費について措置いたしたものであります。

以上が普通会計並びに特別会計についての予算案の大要であります。

次に附属議案のうち、その主なるものについて御説明申上げます。

先ず最初に議案第五十一号の北海道職員退職手当暫定措置条例の一部を改正す

陳情

委員会名

文書番号

件

名

農地開拓

開拓林野行政の調整に関する件

同

一億六千二百三十二万円
四億九千五百五十二万円
一億一千五百七十三万円
二億六千二百二十二万円
二千四百十萬円

七千四百五十一万円
二億七千七百十九万円
一億六千三百八十二万円
四千四百八万円

七千四百五十万円
二億六千三百八十二万円
四千四百八万円

札幌市篠路町地区に道営軌道客土施行の件

同

札幌市篠路町地区に道営軌道客土施行の件

同

小樽、留萌根室底びきの宗谷海区移転反対の件

同

静内町に自衛隊駐屯高射砲大隊の演習地誘致阻止の件

同

すけとうだら漁業の大海域制実施の件

同

津別町チミケツブ湖周辺道有林を農耕地として開放の件

文教林務

札幌市立啓北商業高等学校を道立に移管の件

同

旭川市に木材糖化工場設置の件

同

札幌市立啓北商業高等学校を道立に移管の件

同

旭川市に木材糖化工場設置の件

同

木材糖化工場設置の方要望の件

同

旭川市に木材糖化工場設置の件

同

勤務評定実施反対の件

同

真駒内旧駐留軍兵舎を少年教育センターとして実現方の件

同

網走市に木材糖化工場設置の件

同

同

る条例についてですが、本件は、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部が改正され、国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用をうけるものについて一般の退職手当に関する規定の特例が設けられましたので、道においても国に準じてこの条例を制定しようとするものであります。

次に議案第五十二号の北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件は、道立の医療機関における医師の充足対策の一環として医師の待遇改善を図るために勤務する医師以外のものを対象に、従来の医学研究手当を引上げる措置を講じようとするものであります。

次に議案第五十四号の北海道職員定数条例の一部を改正する条例についてであります。教職員について、さきに申し述べました理由により既定の定数をもつては差繰りが困難な状況でありますので、今回、その増員を図ることとして、小学校において

中学校において
全日制高等学校において
定時制高等学校において
盲ろう学校において
養護学校において
通信教育において
計

五百四十七名

四百二十九名

二百七十六名

六十六名

三名

十五名

二千二百二十八名

を増員しようとするものであります。

以上は、今回提案いたしました案件の主なるものについて、その大要を御説明申上げたのであります。なお、詳細については、御質問に応じて答弁申上げたいと存じますので何卒よろしく御審議の程をお願い申上げる次第であります。

○三月五日 午後一時十九分開議、諸般の報告の後、日程第一議案第一号ないし第六十一号及び報告第一号を議題に供し、通告の代表質疑に入り、天谷議員（協）より、①総合開発問題特に開発推進の方法に関して第二次産業に偏重している現在の開発方式に対する基本的考え方、②財政問題特に歳入において年間収入の全てを見積っているが今

617	1148	1138	1133	1090	1058	1057	1040	1031	1001	661	1153	1141	1118	1100
歯舞、色丹諸島富山県引揚者復帰実現方の件	東利尻村鷲泊字富士岬村道改良補助工事施行の件	函館空港に通ずる錢電沢村道を道道に昇格の件	当麻町所在地牛朱別川千九百四十米区間を準用河川に認定の件	母子世帯に対し、第二種母子寮並びに低家賃簡易住宅建設の件	天塩川堤防敷地使用料値下げの件	大樹町地内町道振別線並びに尾田線を道道に昇格の件	網走管内甜菜原料集荷区域再配分の件	滝川市に蔬菜園芸試験場設置の件	旭川市に道立園芸試験場設置の件	空知園芸試験地設置の件	共和村道、大谷地間林道開きの件	蘭越町所在御成中学・港中学校統合反対の件	農用防風林造成に対し道費補助の件	道立根室高等学校に水産科併置の件
総務	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

後要する臨時の経費、政策費の財源をどう考えているか、三十四年度道財政収支の見通し、開発公共事業費の増加に伴う道負担額及びこれの財源対策、三十三年度決算の見通しに関連して決算剰余金の見込額、道税収入状況、起債の見通し、③農業問題特に中下層農家に対する重点施策の進捗状況に関連して農家負債整理、寒地畑作振興の諸施策がこれら零細農家に利益をもたらさないとの声もあるがこの現実をどうみているか、寒冷地農業振興対策と農家負債整理立法化に対する決意、寒冷地畑作営農改善融資法成立による執行体制の確立に対する所信、當農改善指導の強化策、てんさい振興と酪農經營の結びつき及び地方維持のための輪作經營の指導強化策、④酪農振興対策特に生乳の消費拡大措置、生乳共販体制確立の基本的考え方、畜産振興に関連して有用種畜の導入予算が未計上の理由、立地条件にマッチした地域農業改善対策、農業基本法の制定に関連して生産基盤の醸成、土地改良事業の推進をどのように考えているか、農家の二・三男対策に対する所見、農民教育の推進方策、⑤労働問題特に最近における失業状況と雇用対策、新規学卒者の就職対策と今後の見通し、職業訓練所の拡充強化対策に関連してその新設と科目増設に対する考え方、⑥貿易振興対策についての所見、⑦教育問題特に最近頻発する学校火災に関連してその防止対策と復旧措置、先に行つた防火査察の成果、学校管理責任体制の状況、夜警員に勤務手当を支給していないかった理由、すし詰め教室解消のための教職員定数の標準法及び高校教員に対する文部省乙号基準による教員充足対策、通信教育に從事する教員の身分安定と定員充足対策、P.T.A.の会費負担軽減のため需要費、旅費などの道負担を増額する考えはないか、屋体の新築、改築、間口増など地元負担のある学校との不合理性、危険校舎の改築計画、へき地教育の振興方策と教職員の配置転換対策、市町村立高校の道立移管計画、市町村立高校と道立高校の勤務替えによる教職員の退職手当不利益是正の問題に関連してその該当者の数と不利益是正対策等について質疑、(あら

1124	1012	1004	874	712	515	506	1136	1053	1032	965	936	934	904	901	853
生活保護法による母子加算金の引上げ並びに勤労控除額引上 げ要望の件	三笠市に公共補導所又は分室設置の件 救急車整備に対し補助の件	同	同	函館地方医療共済商工協同組合に対し道費助成の件 公衆浴場入浴料金中婦人洗髪料廃止の件	同	同	留萌市に木材糖化工場設置の件 函館地方に木材糖化工場設置の件	同	同	核実験核兵器禁止と非武装宣言要請の件 クラーク記念館建設に対し援助の件	豊平町地内真駒内ゴルフ場存置の件 豊平町地内真駒内接收地返還に伴う住居地転用の件	同	忠類村自立の件	東利尻村に町制施行の件	大旭川建設計画の推進に関する件
厚生	厚生	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

はじめ会議時間(午後四時五分延会)を延長)知事、教育長、人事委員会委員長より答弁があつて、午後四時五分延会。

○三月六日 午前十一時三十一分開議、諸般の報告の後、日程第一議案

第一号ないし第六十一号及び報告第一号を議題に供し、代表質疑を続行、森川議員(社)より①地方財政確立の問題特に地方税財政制度の改正に対する具体的改善対策と所信、国の財源補てん状況、制度改革の道財政に及ぼした影響、②中小企業の維持振興問題特に設備の近代化対策と金融対策、中小企業の根本的欠陥である不合理性の克服に対する考え方、中小企業合理化のための施策の実施経過とその効果、これら諸施策の零細企業へのしんとう状況、③離島へき地に対する電気導入対策に関連して無電灯地帯の解消対策、天売、焼尻、奥尻各島の電灯事情、④社会福祉の増進問題特に北海道開発法の中に文化更生に関する規定を明文化することに対する考え方、低額所得者対策に関連して生業資金の貸付金増額に対する考え方、国民健康保険事業の普及状況、未実施町村の指導方法、⑤農業問題特に農業金庫制度に対する所見、農家負債整理対策と同金庫設立との関係、⑥開拓問題特に開拓農家の経営安定対策に関する考え方、⑦水産問題特に千島歛舞周辺におけるソ連監視船によるだ捕事件に関連してその防止対策、留守家族の生活保障措置、沿岸漁家の振興対策に関連して新年度予算は継続事業のみに限られているがその理由、⑧失業問題特に三十四年度の具体的な道営失業対事業計画、⑨住宅問題特に低額所得者の住宅対策、⑩新生活建設運動の成果、今後における生活環境の向上、合理化に対する所見、⑪教育問題特に教職員の勤評実施に関連して従来の道教育委員会の方針を踏襲するか、また教育長はこれを了承の上就任したか、今後勤評問題にどう対処するか、従来の道教委の方針を変更するようなこと

がないかどうかについて質疑があつて、午後零時三十四分一旦休憩、午後二時一分再開、知事、教育長より答弁、次に高橋(源)議員(自民)より、①公約問題特に過去十二年間における失政と責任の所在、

未解決の公約をどのように処理する考え方、②財政問題特に骨格予算でありながら約三億円の政策費を組んでいた理由、三十三年度決算見込みに関連して繰越金と事業繰越額、税収の見積り過大に対する考え方、新知事に引継ぐ政策予算財源の見通し、道有物品の管理適正化に対する所見、今春四月行われる道知事選の社会党候補が選挙公約で競輪廃止をうたいながら自転車競技費特別会計を計上したことについて道義的責任を感じないか、③公務員の政治活動について特に道職員、学校教職員により選挙活動が激しく行われているが部下の指導監督をどのように行つてあるか、また今日までのどのような方法で行われてきたか、④勤評問題特に勤評に関連し、新教育長就任の際、北教組、道学連がとつた赴任阻止の態度は道教委の任命権を否定するものでないか、勤評規則のないのは本道と京都府だけであるが今後どのように処理する考え方か、また先の全国都道府県教育長会議で日教組の骨抜き勤評は役立たないといつてはいるがこれをどう取扱うつもりか等について質疑、知事、教育長より答弁があつて、午後四時五十分延会。

○三月七日 午後一時四十三分開議、諸般の報告の後、日程に追加し、

議案第六十二号ないし第八十五号を一括議題に供し、知事より提案説明を聴取、次に日程第一議案第一号ないし第六十一号及び報告第一号にあわせて議案第六十二号ないし第八十五号を議題に供し、一般質疑に入り、佐野(法)議員(社)より、①水産問題特に基地独航船方式によるオホーツク海出漁に対する考え方、サケマス漁業違反船の取締り対策、資源枯渇にならむオホーツク海沿岸漁業振興対

策、同海域のホタテ、毛ガニ漁業に対する総合対策、②農業問題特に西紋別重結土地区開発の抜本的対策、ビート原料集荷の調整問題に関するその指導方針、興部町の未墾地買収にかかる不利益是正問題等について質疑、知事より答弁、次に川瀬議員（協）より、①消防施設整備のための道費補助の考え方、耐火耐寒住宅建設促進に対する考え方及び建築材料として奥尻島に埋蔵されているパーライトの使用に対する考え方、公共建物の火災防止の責任体制強化のため各学校の小使に手当を支給する考えはないか、②勤評実施に対し賛成か、反対か、また勤評、警職法反対のための闘争資金五億円が流れていると聞くがその出所と金額等について質疑、知事より答弁、次に大石議員（社）より、在日朝鮮人の北鮮帰還問題に関連して北海道に住むこれらの人々の帰国促進の方法を考えているか、北鮮帰還希望者の調査を日赤から依頼されているか、先の新聞報道で帰還希望者数を発表しているがどの指示でやつたのか、またどういう方法で調査したか、南北両鮮関係者の間で紛争が起つた場合の紛争解決対策等について質疑、知事、道警本部警備部長より答弁があつて、午後三時五分延会。

知事説明要旨

只今議題となりました昭和三十三年度道費歳入歳出追加更正予算案その他についてその大要を御説明申し上げます。

先ず昭和三十三年度歳入歳出追加更正予算案についてであります。今回提案いたしました予算案は、国庫補助金、起債等の確定に伴う補正並びに当面さしおき難い経費等につき措置いたした次第であります。その総額は、

普通会計において

（減）

一千八百五十七万円

特別会計において
合計と相成る次第であります。

一千八百五十四万円

九千四百九十三万円

以下普通会計の歳出の主なるものから順次御説明申し上げます。

先ず、国庫支出金、道債等の特定収入の増額確定に伴う経費といたしまして

引揚撲滅対策費

児童保護育成費

警察行政費

開拓地開墾作業費

開拓補助事業事務費

耕地整備事業助成費

災害土木復旧費

農業共済団体指導費

一般職員、警察職員並びに教職員退職手当

二千六百二十九万円

等をそれぞれ計上いたします反面、これらの特定収入の減額に伴い

新市町村建設促進費

都市計画街路事業費

災害金融対策費

ジャージ地域設定費

牛乳消費促進費

草地改良事業費

北方底曳網漁業開発調査費

公営住宅建設費

議会費

精神病費

医学研究手当

高等学校災害応急復旧費

微税費市町村交付金

国営土地改良施行地区負担金

松前城再建費補助金

国際スキー競技会開催費

二百二百万円

八百七十五万円

六百四十八万円

二百二十四万円

一百七十七万円

一千二百五十万円

二千三百七十八万円

八百二万円

七百五十七万円

一千七百三十五万円

一千七百五十三万円

二千七百五十三万円

一千二百六十六万円

八百二十一万円

七百五十七万円

八百五十一万円

二千二百九十九万円

六十五万円

六十万円

飼料作物採種圃設置費補助金
北海道対がん協会出えん金

四百五万円
三十万円

国庫返納金

一千五十九万円

等をそれぞれ計上いたした次第であります、これに見合う財源といたしましては、

地 方 交 付 税	一億百万円
公営企業及び財産収入	八百十萬円
分担金及び負担金	(減) 四百九十三万円
使用料及び手数料	(減) 八百三十四万円
国庫支出金	三百二万円
寄附金	(減) 二千五百三十三万円
繰入金	五千一万円
雑収入	(減) 四千六百四十四万円
道債	七千百万円
計	九千八百五十七万円

をもつて收支の均衡を図つた次第であります。

次に特別会計についてであります。

水産物検査費会計において	十四万円
林産物検査費会計において	五十万円

三十七万円

七十九万円

したものです。

また、転貸資金会計で

を減額いたしておりますが、これに所要資金の借入がおくれたことにより、償還金が不用となりましたので減額の措置を講じたものであります。

なお、道病院費、電気事業費、道有林野事業費及び母子福祉資金貸付事業費のそれの会計におきましては、既定予算の範囲内において收支の実態に即応するよう予算更正の措置をいたした次第であります。

次に議案第八十号の昭和三十四年度歳入歳出追加予算案についてであります。本件は、上川、白糠、奈井江の各町立全日制及び定時制高等学校を本年四月一日

から道に移管することとし、これに伴う所要経費

三千四百九十六万円

を

授業料及び寄附金等を見合いに計上いたしたものであります。

以上は予算案の大要でありますが、次に附属議案のうち主なるものについて御説明申し上げます。

先ず議案第七十五号の財團法人北海道対がん協会に対する出えんの件であります。ですが、

本件は、近年伝染病疾患による死亡率が減少してきましたのに反し、脳出血、がんによる死亡率が著しく上昇し、これが対策の確立は目下の急務となつてゐるような状況でござります。北海道対がん協会は、この現情に対処いたしましたために設立せられた財團法人であります。がん知識の普及、早期診断並びに指導等、必要な事業を積極的に推進中でありますので、今回これが事業の促進と運営の方全を期するために、基本財産の一部として三十万円を出えんいたそうとするものであります。

次に議案第七十七号の風俗営業取締法施行条例の一部を改正する条例案についてであります。が、

本件は、今国会におきまして風俗営業取締法の一部が改正され、喫茶店、バーその他設備を設けて飲食をさせる営業で、客席における照明を暗くして營み、または他から見とおすことが困難な狭い客席を設けて営むものを新たに風俗営業に含ませることとされましたことと、深夜にわかつて営業を営むものについて善良な風俗を害する行為を防止するため条例をもつて必要な制限を定めることができることになりましたので、今回、法の認める限度におきまして必要な制限を講ずるため本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に議案第七十八号の道有財産の売買契約の締結に関する件であります。本件は、私立学校教職員共済組合から教職員の福祉施設用地として、道有地の払下げ方申請がでておりますので検討の結果、財産整備計画上別段支障もなくまた私学振興の一環として適切な施設と認められますので、これが用地の売買契約を締結いたそよとするものであります。

次に議案第八十一号の北海道職員定数条例の一部を改正する条例案についてであります。が、

本件は、先ず申し述べました町立高等学校の道えの移管に伴い、教職員を全日制

において九十名、定時制において十六名、計百六名を増員しようとするものであります。

次に繰越事業関係の議案について御説明申し上げます。

先ず議案第八十五号の昭和三十三年度歳入歳出予算繰越使用に関する件は、資金、天候その他の諸事情により、昭和三十三年度内に支出を終らない見込みのものについて、地方自治法第二百三十六条の二の規定により議決を経ようとするものであります。

次に議案第八十二号乃至議案第八十四号の北海道歳入歳出追加予算案は、議案第八十五号の繰越事業費に関連して国庫支出金、道債、分担金及び負担金並びに寄附金等を見合い財源として措置いたした次第であります。その総額は、

普通会計 一億六千五百五十八万円

特別会計

二億九千七百五十八万円

と相成る次第でございます。

なお普通会計において歳出の予備費に一千百三十三万円を計上いたしておりますが、これは歳入に見合う歳出がございませんので一応この措置により財源を確保いたしたものでありますので、この点御了承をお願いいたします。

以上提出案件の主なるものについてその大要を申し上げた次第でありますが、なお、詳細につきましては、御質問に応じてお答え申し上げないと存じますので、よろしく御審議の程をお願い申し上げます。

○三月九日 午後一時五十分開議、諸般の報告の後、日程第一議案第一号ないし第八十五号及び報告第一号を議題に供し、一般質疑を続行、
福島議員（自民）より、①財政問題特に道税徴収率の引上げは財源水増しの便法でないか、人件費が二十一億七千万円もふえているのは実態に即応した予算の編成といえないのでないか、②苫小牧十八戸間にフェリー埠頭を走らせて輸送難を緩和させることを開発庁で考えていると聞くがこれは青函トンネル建設に支障はないか、本問題について相談を受けたことはないか、またこれに対し積極的意見の開陳をしたことがあるか、③米価問題に関連して本道の特殊事情を勘案した

米価を政府に要求する決意があるか、④開拓問題特に新農山漁村建設運動は新聞拓制度のなかに包含すべきでないか、一般農協と開拓農協の合併は時期尚早であると考えるがこれに対する考え方等について質疑、知事より答弁、福島議員より再質疑、知事より答弁、次に岡田議員（社）より、水産問題特に日本海マス流網、道東サケマス操業で悪質な違反船が横行しているがその処分対策、また公職者など指導的立場にあるものが含まれているか、いるとすれば違反者の行政処分をどう考えているか、中型漁船底曳違反船の不法操業の取締状況と内地違反船との割合、違反者に対する处罚措置、水産庁はじめ関係府県への折衝経過等について質疑、知事より答弁があつて、午後三時六分一旦休憩、午後三時二十四分再開、山元議員（自民）より、①開拓地として買収された不用地の返還問題に關連して具体的な計画のない不用地の返還をどのように考えているか、無電灯地帯に対する電気導入計画と実施の見通し、②高等学校卒業生の暴行事件に關連して道徳教育実施に対する考え方、都市有名校への越境入学の是正対策、越境入学者数、学生主催のダンスパーティにおけるグレン隊の金品強奪事件に關連してその取締対策等について質疑、知事、教育長、道警本部防犯部長より答弁、次に松尾議員（自民）より、公務員の政治活動と綱紀粛正に關連して道職員が昨年七月がら暮にかけて水産公報資料収集の目的で長期出張となつているが實際は札幌市内の某旅館に閉じこもり「漁民の皆さまへ」という宣伝パンフレット作成に當つていたこと、また宗谷、根室各支庁職員が管内の農業協同組合などにかけて社会党知事候補支持を要請した事実があるとする問題及び選挙の事前運動取締対策等について質疑、知事、道警本部刑事部長より答弁、松尾議員より、人事管理の適正化に対する決意について再質疑、知事より答弁があつて通告の質疑は終結、ついで伊藤（作）議員（自民）より、日程第一のうち予算に關連する議案第一号ないし第四十六号、第五十四号、第六十二号ないし第七十五号、第八十号ないし第八十五号及び報告第一号

の各案件は、なお慎重審査の必要があると認められるので、十七名からなる予算特別委員会を設置し、それらの議案を付託せられたい旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、これを諮つて異議なくそのことに決し、直ちに次の委員の選任を決定して関係議案を付託した。

深山和閉（自民）	太田益雄（社）	森川清（社）
岡田義雄（社）	笠井幸衛（社）	岩田留吉（自民）
大石利雄（社）	宮坂寿美雄（自民）	佐久間貞江（自民）
川瀬徳三郎（協）	佐々木利雄（自民）	秋山孝太郎（協）
伊藤作一（自民）		
川口常一（自民）		
村本政信（社）		
橋本正眷（社）		
河野辰男（社）		

次に残余のうち議案第四十七号ないし第四十九号及び第五十六号は農務委員会に、議案第五十号ないし五十五号は文教林務委員会に、議案第五十一号ないし第五十三号、第五十八号、第六十一号、第七十六号ないし第七十九号は総務委員会に、議案第五十七号は水産委員会にそれぞれ付託、次に予算案その他付託案件審査のための休会について、それぞれ付託、次に予算案その他付託案件審査のための休会について、諸り、三月十日より十七日まで八日間休会することに決定、午後四時二十九分散会。

○三月十八日 午後二時四十五分開議、諸般の報告の後、知事より北海道立社会福祉館の焼失について報告があり、ついで日程に入り、日程第一議案第八十六号及び第八十七号を議題に供し、知事より提案説明を聴取の後、本件は質疑の通告がなく直ちに総務委員会に付託、午後二時五十分散会。

○三月十九日 午後二時五十三分開議、諸般の報告の後、あらかじめ会議時間を延長して午後二時五十四分一旦休憩午後五時十八分再開、日程第一議案第八十八号を議題に供し、知事より提案説明を聴取の後、本件は質疑の通告がなく直ちに総務委員会に付託、次に日程第二議案第一号ないし第四十六号、第五十四号、第六十二号ないし第七十五号、第八十号ないし第八十五号及び報告第一号を議題に供し、秋山予算特別委員長（協）より、委員会における審査の経過並びに結果について報告の後、委員長報告のとおり議案については原案可決、報告については承認議決とすることに決して、午後五時四十分散会。

只今議題となりました議案第八十八号の北海道立真駒内ゴルフ場条例案につきましてその趣旨を御説明申し上げます。

知事説明要旨

御承知のように、昨年末その全部について駐留軍から返還をうけました旧真駒内種畜場用地につきましては、当該地域の位置及び札幌市周辺の住宅事情からみまして、宅地開発事業を中心としてこれが開発に当ることが妥当と考えますが、その計画の樹立についてはなお若干の時日を要し、またその実行につきましても、相当長期を要するものと考えられるのであります。従いまして、当該地域内に現有する旧米軍ゴルフ場につきましても右の開発計画の一環として将来の利用方法を検討すべきものと考えますが、それまでの間、暫定的に現存施設の効率的利用を図り、あわせて道民の健康保持増進並びに観光の利用に供することが適当であると考えられますので、当分の間道営ゴルフ場として使用いたしたい考え方のもとにこの条例を制定しようとするものであります。

よろしく御審議の程をお願い申し上げます。

予算特別委員長報告

私は、過般設置せられました予算特別委員会の委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案の審査経過並びにその結果について、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、議案第一号ないし第四十六号、第五十四号、第六十二号ないし第七十五号、第八十号ないし第八十五号及び報告第一号の六十八件であります。去る九日委員会が設置されますや、直ちに正副委員長の互選を行ないますとともに、付託案件の審査方法等について協議をいたし、その結果、付託案件は、これを各部所管ごとに分けて審査いたすことと決定いたしました。翌十日からその審議に入つたのであります。

すなわち、十日は、商工部、民生部及び衛生部の各所管、十一日は、農地開拓部、土木部及び建築部の各所管、十二日は、農務部及び水産部の各所管、十三日は、林務部及び労働部の各所管、十四日は、公安委員会及び教育委員会の各所管、

十六日は、総務部所管及び総括質疑を行なつたのであります。質疑が終らず、翌十七日に、残余の議事を持ち越し、一応、同日をもつて、一切の質疑を終結いたしました。申しながら、昭和三十四年度道行政の方向を決定する総額六百三億四千十万余円の巨額に達する普通、特別各会計予算と、これに関連いたしま

す起債、貸付金、職員定数条例の改正等の案件に加えまして、総額九千四百九十三万余円の普通、特別各会計追加更正予算案等を中心とする重要案件ばかりでありますので、これら案件の具体的結論を得ますため、さらに慎重検討の必要を認め、各党代表者間におきまして、熟議検討が加えられました結果、十八日の委員会におきまして、お手元に配付の報告書の通り結論を得た次第であります。この間、委員各位におかれでは、連日、慎重、かつ、御熱心なる審議に当られたのでございまして、その御労苦に対しましては、この際、衷心より敬意を表する次第であります。

今、ここに、本委員会の審議を顧みまするに、今次昭和三十四年度予算案につきまして、理事者は、近く、知事、道議会議員の改選期に当つております関係上、新年度における諸般の重要な施策につきましては、新たなる民意を反映して決定せられる知事により樹立され、新たなる議会において審議せられるべきであるとの見地に立つて、原則として、本道の特殊事情により、年度当初より特に計上を必要とする経費、あるいは行政の中絶により混乱を予想されるような経費等、全く十三年度追加更正予算案については、国庫補助金、起債等の確定に伴なう補正並びに当面差しおきがたい経費等について措置したものであると説明し、また、昭和三十一年度の基本的経費のみの計上にとどめたものであると説明されておりの行政運営の経費等について措置したものであると説明されているのであります。現下複雑な経済的情勢に対応し、楽観を許さざる道財政の現状から、予算の効率を發揮し、道民生活の福祉増進を基といたしまする道行政の運営に遺憾なきを期せしめるべきであるとの見地に立つて各般にわたり、委員各位と理事者との間に熱心な議論がかわされた次第であります。

以下、各部所管ごとの質疑を通じ、特に強調せられました事項等、その主なる点を申し上げますと、

まず、商工部所管におきまして、

農産物の農協一元集荷に関連して、農産物集荷業者に及ぼす影響とその対策、中小企業相談所の強化と助成に対する見解、中小企業会館建設費補助金の内容と地他区の会館建設に対する考え方、工場誘致計画の内容、北日本航空株式会社の合併問題の経過及び北日本航空に対する貸付金に対する条件の有無、中・ソ貿易促進事業費の内容、香港貿易事務所の運営及びこれに対する各種団体の協力状況、総合開発より見た工業試験場の運営と構想、農漁村における農業振興対策、中小企業設備合理化資金減少の理由及び増額に対する考え方、石炭

産業の見通しと天北炭の開発計画及び低品位炭利用工業化に対し、これが採算の見通し等の諸問題。

次に、衛生部所管におきましては、道立血液銀行における恐喝など不法行為の排除と、供血者の固定化防止及び検査実施による完全保存血の確保、公的医療機関の整備拡充対策、道立病院等における医師の待遇改善による充足対策、道立病院の施設改善による結核感染防止措置と自動車購入による機動力の強化、食品安全、環境衛生指導の徹底、保健所の老朽化廃整備対策と運営費増額措置、簡易水道に対する道費助成措置等の諸問題。

次に、農地開拓部所管におきましては、

開拓地造田計画樹立による開拓農家経営安定対策、不振土地改良区の不良事業発生防止及び経費負担の軽減など経営改善による再健指導対策、一般農業協同組合と開拓農業協同組合との合併状況と今後の開拓農業協同組合運営に対する経営指導対策、新開拓制度と新農山漁村振興対策との調整問題、開拓者に対する経営指導強化による離農の防止対策等の諸問題。

次に、土木部所管におきましては、建設業者登録の厳正認可と工事設計単価の適正及び早期入札の実施並びに大規模工事の請負など道内建設業者育成強化措置、道道及び市町村道の整備強化の促進対策等の諸問題。

次に、建築部所管におきましては、

低所得階層の実態調査実施による低家賃住宅不足解消の対策、総合開発第二次五ヵ年計画における宅地造成及び住宅建設の推進、真駒内米軍接收解除道有地における宅地造成と低所得者対象住宅の増設など利用計画の確立等の諸問題。

次に、農務部所管におきましては、

牛乳売扱金支払いの促進と生乳共販推進に対する運営の問題、生産農民を考慮したビート集荷区域の樹立対策、低位經濟農漁家に対する中小家畜振興対策、貸付牛の無畜地導入と経済頭数貸付に対する見解、馬産振興に関連し、トロツタービー種の振興対策、雑穀類一元集荷の推進に関する問題、中小企業者の經營に及ぼす影響と、これが緩和に対する見解等の諸問題。

次に、水産部所管におきましては、

漁業協同組合の整備統合及び育成強化の具体策、道南地域のイカ凶漁対策と恒久的漁業振興対策、凶漁地帯における漁村人口の過剰対策、特に余剰労働力の活用対策、機船底曳網漁業業達反の取締り対策、特に本州無許可船に対する取締りの具体策並びにヘリコプターによる空中監視に対する見解、漁港簡易工事における受益者負担の軽減対策と漁港予算の重点措置、浅海増殖事業における投石、岩礁爆破、魚礁設置等一連の予算措置に対する見解、新魚田の開発と試験船、調査船に対する指導方針、漁家負債整理の指導対策、オホーツク海域における本道漁民の出漁に対する基本的考え方等の諸問題。

次に、林務部所管におきましては、道有林地及び民有林地開放の要望に対する見解、森林組合の振興及び奨励苗圃の整備育成等の諸問題。

次に、労働部所管におきましては、

有料職業紹介所に登録せる家政婦、看護婦の住宅及び保育所設置等職業婦人の更生対策、労働行政より見た石炭産業に対する考え方、坑内における事故対策及び関係労働者の生活安定の問題、新時代に處する労使関係及び労働運動のあり方とその指導対策、最低賃金制度に関連して、道内における業者間の協定締結の実情及び女子労働者に対する基本給算定基礎の問題、千歳駐留軍労務者に対する組合運動介入事件の状況及び解決策、中小企業における労働組合の組織化、特に経営者に対する指導対策等の諸問題。

次に、公安委員会所管におきましては、

選挙事前運動に対する取締りの徹底とその対策、市町村有駐在所、派出所の道警移管の状況と老朽警察関係廈の改築対策、風俗営業取締法施行条例の一部改正に当り、関係業者等の意見聴取の有無、警察官の待遇改善と時間外勤務手当支給の実態、道路整備に伴なう諸車のスピード制限、緩和等の諸問題。

次に、教育委員会所管におきましては、

全日制高等学校による教育の機会均等に關連し、現在の小学区制の変更に対する考え方並びに全額賃費による高等学校設置に対する見解、教職員の選挙運動に対する防止指導の対策、新教育課程移行に伴なう教員の研修計画、施設設備の充実、道徳教育時間特設等に対する道教委の指導方針、定時制高等学校学力低下に対する指導対策、市町村立学校、道立学校間における教職員人事交流に伴なう退職金の不利益是正等の諸問題。

次に、総務部所管及び総括質疑におきましては、

の報告を終ります。

まず、昨年十一月実施の農業改良普及制度実施十周年記念大会に要した収支決算の状況、同大会祝賀会食糧費未払い分に対する予算執行の問題と請求事務処理の不手ぎわ、これが收支決算内容に未計上となつてある理由、また、今日まで未払いとなつてある経緯とこれが支払い措置に対する問題、漁政課某職員の服務上の問題に対する調査状況とこれが徹正処置に対する見解、公務員の政治活動に対する防止の徹底対策、出勤簿、出張命令簿、復命書及び長期出張等事務取扱いに対する心がまえの問題、と畜検査費使途の内容、超過勤務手当一率支給の有無、公報活動に關連して、道民課の旅費予算をもつて他課職員の使用に対する是非等、道職員の綱紀肅正並びに服務規律の厳守に關連する諸問題のほか、

三十三年度決算に対する見通しと、これに關連して三十四年度道税收入、税外収入における今後の収入の伸びと三十三年度不用額繰り越し等道財政見通しの問題、一時借入金における借入限度額引き上げの理由、骨格予算と称しながら、その内容において政策的と思慮される予算が見込まれることに対する見解と、貸付金中、家畜導入資金に対する基本的考え方及び予算積算の内容、制度改正に伴なう道税收入に及ぼす影響と、不動産取得税、固定資産税並びに競輪、競馬等の収入において前年度予算に比し過小見積りの理由、道職員退職希望者の現況とこれが前年度との対比、道税不納欠損処分に対する見解、道立高等学校災害に対する早期復旧と、起債確保等の諸問題。

等々、各般にわたる論議が行なわれたのであります、昭和三十四年度予算案、並びにこれに付随する関係議案につきましては、骨格予算の関係もあり、道行政の推進上必要とする予算でありまして、今次予算に見込まれなかつたもの等につきましては、新たに選出される知事並びに議員の構成する議会において措置されるものであり、これを適当と認め、議案については、いずれも原案可決、報告については、承認議決することに決定されたのであります。

また、三十三年度追加更正予算案につきましても、国庫補助、起債等の確定に伴なう補正措置であつて、いすれも適当と認めまして、原案の通り可決いたしました次第であります。

以上、本委員会付託案件の審査の経過並びに結果の概要を申し上げまして、私

○三月二十一日 午前二時四十三分開議、諸般の報告の後、あらかじめ会議時間を延長して午後二時四十四分一旦休憩、午後十一時五十分再開、諸般の報告の後、日程第一回期延長の件を議題に供し、三月二十二日まで一日間会期を延長することについて諮り、異議なくそのことに決定、議事進行の都合により本日はこの程度とし、明日は特に開議時刻を午前零時五分に繰上げて開議する旨を述べ、午後十一時五十二分散会。

○三月二十一日 午前五時四十分開議、諸般の報告の後、日程第一議案第四十七号ないし第五十三号、第五十五号ないし第六十一号、第七十六号ないし第七十九号及び第八十六号ないし第八十八号を議題に供し、二瓶農務委員長（協）より、議案第四十七号、第四十八号、第四十九号、第五十六号について、河野文教林務委員長（社）より、議案第五十号、五十五号について、森川總務委員長（社）より、議案第五十一号ないし第五十三号、第五十八号ないし第六十一号、第七十六号ないし第七十九号、第八十六号ないし第八十八号について、時田水産委員長（社）より、議案第五十七号についてそれぞれ委員会における審査の経過並びに結果について報告の後、議案第七十八号は同意議決、その他の議案はいずれも原案可決に決した。次に日程第二前会より繼續審査の報告第四号を議題に供し、大久保決算特別委員長（自民）より、委員会における審査の経過並びに結果について報告の後、委員長報告のとおり意見を付して認定議決、次に日程第三請願、陳情審査の件を議題に供し、本案は委員長報告を省略し、委員会決定のとおり異議なく決定、次に日程第四北海道教育行政の綱紀肅正に関する調査の件を議題に供し、道下北海道教育行政の綱紀肅正に関する調査特別委員長（社）より、委員会における審査の経過並びに結果について報告の後、

委員長報告のとおり決定して本件調査を終了、次に日程第五意見案第一号ないし第五号を議題に供し、本件は提案説明並びに委員会付託を省略して原案のとおり可決、次に日程第六決議案第一号（道職員並びに教職員の政治活動に関する警告決議）を議題とし、松尾議員（自民）より、提案説明があつて、直ちに通告の討論に入り、河野議員（社）より反対、阿部議員（自民）より賛成の討論の後、起立の方法による採決の結果、起立少數にてこれを否決、知事より退任の挨拶があつて、案件の全部を議了、荒議長より閉会の挨拶があつて、午前七時二十分閉会。

決算特別委員長報告

私は、昨年第四回定例会において設置せられました決算特別委員会の委員長として、ここに前議会より継続審査を付託せられました報告第四号昭和三十二年度北海道各会計歳入歳出決算に関する件について、その審査経過と結果の概要を御報告申し上げます。

本委員会は、昨年十二月二十五日に設置せられまするや、直ちに委員会を開き、正副委員長の互選を行なうとともに、自後の議事運営について協議をいたし、中央折衝、年末年始のこともあり、一応、一月二十日以降再開を目指として、日程を定め、これが審議を開始することにいたした次第であります。

次いで、本年一月二十三日委員会を開き、先に決定いたしました審議日程に基き、開会へき頭、理事者側より、昭和三十二年度各会計の決算の概要、監査委員より、同決算に対する審査意見の概要について、それぞれ説明を聽取しさらに、自後の審議方法について協議の結果、まず、帳簿並びに証憑書類による書面審査を行ない、この結果に基き、必要な資料の提出を求め、その上に立つて、問題点を抽出し、

第一には、商工部、労働部。

第二には、農務部、農地開拓部。

第三には、民生部、衛生部。

第四には、土木部、建築部。

第五には、水産部、林務部。

第六には、教育委員会、公安委員会。

と各所管関係別に質疑を行ない、最後に、総務部に対する総括質疑を行ない、その上で意見調整をはかるとの日程を定め、一月二十四日以降、この日程により、書面審査並びに各部所管に対する質疑を行ない、二月十一日をもつて、各部所管に対する質疑を終結いたし、意見調整のため、二月十二日及び十三日の両日を検討期間とし、二月十四日各党の意見を持ち寄り、これが調整に努めた次第であります。が、その結論をみるに至らず、次回委員会にこの結論を持ち越し、さらに検討を加えることといたしました結果、昨日の委員会において、慎重検討の結果、全会一致をもつて、お手元に配付の報告書のとおり決定せられた次第であります。

この間、委員会は、設置以来委員会を開催すること十二回、証憑書類等の審査の日数を含め、延べ二十五日に及び長期間にわたつたのであります。が、委員各位におかれましては、この間終始慎重、かつ、熱心に審査に当られたのであります。て、その御苦労に対しましては、衷心より敬意を表する次第であります。いま、ここに、審議の過程において論議の対象となりました主なる事項について、以下、簡単に申し上げますと、

まず、歳入関係におきましては、

道税の不納欠損に対処して、これが債権の確保と徵稅推進の問題、寄附金、負担金、分担金、使用料、手数料及び雑収入等の未納分と雜収入の過年度未納分に対する早期回収と滞納整理措置の問題、生業資金、貸付金、消費生活協同組合貸付金、授産事業貸付金、母子福祉資金貸付金等の未納分に対する回収整理対策の問題、病院開設許可手数料、授業料等未收の理由とこれが徵收対策、道立学校実習教育に伴なう製品売り出しの指導対策について。

歳出関係におきましては、失業対策事業費、本庁諸費、支庁諸費、道路局部改良費、河川改修費、用品事業特別会計等における予算流用に関する問題、労働者福祉対策費、本庁諸費職員給、永久構架換費、災害土木復旧費、河川改修費、産業教育施設費、森林資源造成費、漁港簡易工事費、水産業協同組合育成費、漁業金融対策費、水産試験場費等における翌年度繰り越し及び不用額の内容と今後における適正措置の問題、会計検査院指摘事項中、動力噴霧器の購入、北村達布地区の区画整理

事業、豊富地区暗渠排水施設事業及び小平村寧樂の溜池復旧事業等、その後の措置に関する諸問題、病院、保健所、療養所等において、購入する同一薬品の価格差に関する指導対策、土木部予算において、多額の科目更正を行なつて、いる実情にかんがみ、今後における予算令達の改善問題、浅海増殖事業補助金の交付に関する問題、これが検定実施改善の問題、昭和三十二年四月五日及び六日の兩日にわたり、甲府市において開催の全国自治団体労働組合連合会主催にかかる地方自治研究会に道職員を他の用務を兼ねあわせて出張せしめたことの可否等について、

また、道有財産及び物品管理の関係におきましては、

道有林特別会計所属公宅の現状と、公宅管理の二元化の問題、道有物品中、特に、カメラ、自転車等の保有数量と、これが適正管理の問題、各道立学校における物品購入取扱いに対する指導対策、警察備品中、特に、車両関係において、備品台帳に記載されながらも、実際に機動力となるもの、使用不可能なものと、これが整理の問題を取り上げられ、

次に、その他の事項といたしましては、

建設業法に基く建設業者の登録数と、未登録建設業者に対する登録の勧奨対策、漁業協同組合の整備統合指導対策、各種犯罪の発生に対する検挙の割合と、これが他府県との比較及び今後に対処する心がまえの問題、信用保証協会における代位弁済の回収対策と回収見込みの問題、市町村立高等学校の道立移管に伴なう条件実施の状況と、不履行市町村に対する移管条件実施促進の問題。

最後に、監査委員の事務監査及び決算審査の結果において、指摘せられた事項に対する事後措置と、これら指摘意見の順守に関する問題が取り上げられ、いずれも、今後の善処方が強く要望された次第であります。

しかしして、これらの諸点について意見調整の結果、満場一致をもつて、次に申し上げる意見を付して、昭和三十二年度北海道各会計歳入歳出決算に関する件は、これを認定することにいたした次第であります。

すなわち、決算に付帯する意見として、

まず、普通会計歳入におきましては、

道税不納欠損額は、昭和三十二年度だけで一億七千五百七十五万四千円、さらに、昭和二十七年度より積算すると九億二千五百五十一万余円の巨額に達し、

道財政に少からざる影響を与えていることは、遺憾にたえない。

今後は、債権の確保に努めるとともに、徴税成績の向上にさらに一段の努力を払うべきであること。

道税の徴収率について、昭和三十二年度は、八九・九%，前年度は八七・一%で、本決算は前年度を上回る成績を示しているが、内容を検討するに、現年度分は九六・八%の好率であるが、滞納繰り越し分については、二三・五%であつて、前年度に比しわずかに一・二%の上昇にすぎないことは、遺憾である。よつて、滞納繰り越し分についても、その徴税に一そくの努力をいたすべきであること。

税外収入中、寄附金、負担金、分担金、使用料、手数料及び雑収入等における收入未済額は五億百九十七万一千円、このうち、雑収入の過年度収入において三億一千九百三万七千円の未収額を出しておらず、また雑収入において、昭和三十二年度だけで千百六十八万三千余円、さらに、昭和二十七年度より昭和三十一年度決算に至る間に三千七百十七万円の不納欠損を生ぜしめていることは、遺憾である。

よつて、收入未済のものについては、すみやかに回収の措置を講じ、これが滞納整理につき特段の努力を払うとともに、自今不納欠損を生ぜしめざるよう、債権の保全に十分注意すべきであること。

貸付金収入中、生業資金貸付、消費生活協同組合資金貸付、授産事業資金貸付については、償還成績が芳ばしからず、なかんずく、生業資金については、収入未済額がきわめて多額に上り、その回収はすこぶる低率である。

よつて、本事業については、その実態をよく把握し、これが回収に万全の措置を講すべきであること。

次に、普通会計歳出におきましては、

昭和三十二年四月五日及び六日の兩日にわたり、甲府市において開催の全国自治団体労働組合連合会主催にかかる自治研究会に、職員が十六人出張しているが、この旅費については、全国知事会議において、自治体よりは旅費を支給しないとの申し合せがあつたにもかかわらず、組合専従者六人を除く十人（一人を除きすべて組合分会役員）に対し、他の用務に藉口し、実質的に旅費を支給し、この会合に出席せしめていることは、組合活動と見られるこの種会合に公費をもつて便宜を与えたものであり、まことに遺憾である。

今後、かかる措置は厳に戒しむべきであること。

歳出予算、特に事業費予算の執行に当り、科目更正、予算の流用によるもので、高額にわたるもの等もさわめて多いことは、これは主として、事業の進捗と合致しない予算令達の不合理に基因するものと認められるが、これがため、

事務を著しく煩瑣ならしめているばかりでなく、予算執行の適正を欠くものであります。はなはだ遺憾である。

白今、資金計画及び財源の見通しを確立の上、事業執行に見合う適期の予算令達をはかり、もつて、予算の効率的使用と議決の趣旨尊重に意を用うべきであること。

浅海増殖事業として行なわれる投石、岩礁破碎等の事業に対する補助金交付の検定は、事業の特殊性より、事業執行後は困難であるにもかかわらず、これが検定の実施に遺憾の点がある。

本事業については、中間検定を励行する等の措置を講じ、補助金の適正交付に一段の努力を払うべきであること。

次に、物品の取扱いにおきましては、

物品の管理に當つては、取扱い主任の受払簿の未整備なるものが多く、特に備品中、カメラ、自転車等については、特定個人に数年にわたり貸与されたまま放置されていることは、遺憾である。

少くとも、毎年度一回の台帳と現品とを照合し、現品の確認を行ない、物品管理の万全を期すとともに、その活用に意を用うべきであること。

次に、監査委員の事務監査及び決算審査結果の順守につきましては、予算の執行に關し、事務監査及び決算審査により毎年同様の事項が指摘されてゐるにもかかわらず、改善の措置がとられていない事項が多數見受けられるることは、遺憾である。指摘事項については、再びこれを繰り返すことのないよう特段の注意を払うべきであること。

以上、九項目の意見を付し、付託されました昭和三十二年度北海道各会計歳入歳出決算に関する件は、これを認定議決すべきものと決定いたしました。
以上、本委員会における審査の経過及び結果の概要を申し上げ、私の報告を終ります。

北海道教育行政の綱紀肅正に関する調査

特別委員長報告

私は、北海道教育行政の綱紀肅正に関する調査特別委員長いたしまして、本委員会におきます調査の経過並びに結果について御報告申し上げたいと存じます。

御承知の通り、本委員会は、昨年九月第三回定例道議会におきまして、教職員の勤務評定に関する諸問題が取り上げられ、なほんずく、九月十五日に行なわれました日教組指令による勤務評定反対闘争のための一齊休暇に関連いたしました。當時、本道においては、幸いにも、全道民の良識による批判と関係当事者の良識と譲歩なる歩み寄りにより、未然にこれが防止されましたものの、なお、闘争が強力に継続されようとする実態に対処しての道教委の基本的な考え方について、種々質疑がなされたのであります。納得する答弁を得られずとして、同会期中設置されました予算特別委員会において、さらに、これらの問題を取り上げ、道教委の勤評制度に対する所信、基本的見解、関連して研究作業の進捗度、北教組の組合活動に対する態度、指導対策等について、質疑がなされたのであります。しかしながら、質問者において、なお納得するに至らず、さらには、この過程におきまして提示せられました道教委の会議録についての偽造容疑の問題をも派生し、これが真相をきわめんとする質疑に対しましても、判然とした答弁を得られなく、きわめて不明朗なものがあるとして、十月二十四日、次に申し上げます四つの事項について調査を行ないもつて、道教育委員会の不明朗なる態度を究明し、その真相を明らかにすることを目的として、多數決をもつて設置されたものであります。すなわち、

一、道の公的機関たる道教委が、公文書たる会議録を偽造して議員に提示し、予算特別委員会の審議を阻害したと目せられるので、これらの経緯に関する真相の調査。

二、道の公的機関たる道教委が、地方公務員法第三十七条の規定する争議行為の禁止を犯す行為に、その職権を乱用して便宜を供与し、違法行為を助長せんとした不正行為があつたと目せられるので、その真相の調査。

三、道の公的機関たる道教委が、北教組との団交について、ことさらには、その内

容を秘匿して、その間に不明朗なる事実がありと目されるので、その真相調査。

四、今次の勤評闘争が、無条件闘争か、または条件闘争かについて、ことさらには虚偽の答弁をしていると目される真相の究明、ことに、事実の認識を歪曲していると目される事実の真相調査。

以上四項目を調査の目的といたしておりますが、御承知の通り、本問題に關連いたしまする教職員の勤務評定制度については、全国的に、その賛否両論をめぐつて重大関心事となつてゐる問題でもあり、特に、教育の政治的中立性を尊重考慮いたしますとき、實に重大な使命であることを痛感いたし、終始このことに十分の思いをはせて、今まで慎重な調査を進めてまいつた次第であります。

以下、調査の経過について申し上げます。

まず、十月二十四日本委員会が設置せられまするや、直ちに第一回の委員会を開き、正副委員長の互選を行ないますとともに、自後の運営について協議をいたし、その結果、調査のための資料といたしまして、この問題を取り上げられました予算特別委員会における関係部分の速記録反訳の要求を行い、議会用務等の関係から、次回の委員会を十一月中旬招集することに決定、第二回は、十一月二十一日招集、同日及び翌二十二日は、要求中の提出関係速記録の検討を行ない、さらに、運営について協議の結果、同速記録及びその他の関係資料による調査検討を行なうための期間を設けることとして、十一月二十二日より同月二十七日まで六日間を資料検討のための期間といたした次第であります。

次いで、十一月二十八日開催の委員会におきましては、具体的な調査方法、議事運営について、細部の協議がなされ、この結果、問題点は努めて焦点をしぼり、一問ずつ片づけ、短時日のうちに運営すること、必要によつては、全面的に速記記をとること等の申し合せがなされたのであります。一方に、調査事項の四項目につきましては、速記録等により、事前調査の結果、指摘のような事実は認められないということを前提に、従つて、各項目に指摘せられた事実を予算特別委員会の質疑経過を通じて説明願い、お互いの調査結果について質疑、討論し、なお解明できない点について、道教委に質疑し、解明すべきであるという意見と、他方、問題点に対する説明を行なつた後は、直ちに、おのの観点において、道教委に対し質疑を通じて調査を進め、心証を得て後、意

見の調整を行なうべきであるとの両論が対立いたし、採決の結果、多数をもつて、道教委に対する質疑を先行することに決した次第であります。要求の教育長が事故のため、翌十一月二十九日にこれを持ち越し、同日より十二月三日まで、日曜日を除く四日間、道教委に対する廻り下げた質疑がなされた次第であります。すなわち、十一月二十九日は、調査項目第一項の道教委議録の調製された経過並びに会議録と道教委議規則との関連について、十二月一日は、調査項目第二項に關連して、九月四日付教育長名をもつて通達の「正常な学校運営の保持と教職員の服務について」の性格見解並びに九月四日付文部事務次官通達の「学校の正常な運営の確保について」の解釈について、十二月二日及び三日の両日には、調査項目の第三項、第四項は、ともに密接な関係を有するものとして、一括質疑が行なわれた次第であります。主として、北教組と道教委の間に、八月三十日以降、北教組が提示要求した勤務評定反対回答に関する要求書をめぐる団交の経緯と道教委の態度について質疑がなされた次第であります。これをもつて、道教委に対する質疑を終結、一応、事実関係の調査を終了いたし、翌四日より、調査事実に対する認定の段階に入った次第であります。同日の委員会におきましては、このための資料といたしまして、各調査項目に對しまする本委員会における質疑応答の速記録を調製すること並びに次回委員会は、第四回定期会開会の前日招集し、各党の結論を持ち寄ることといたした次第でありますが、諸般の都合により延引し、昨日まで、各党間において、それぞれ結論を求めて検討してまいつた次第であります。同日委員会を開き、意見調整の結果、全会一致をもつて、決定をみた次第であります。

すなわち、本件の調査の結果明らかにされた事実及びこれに対する意見といたしまして、お手元に配付の文書の通り決定されたのであります。

以上調査事実を認定し、かつ、これに対する意見を決定いたした次第であります。

以上、本委員会の調査経過並びに結果について、その概要を申し上げ、私の報告を終ります。

決議・意見書

議長 荒 哲 夫 殿

道職員並びに教職員の政治活動に関する警告決議

決議案第一号

(昭和34・3・21否決)

道職員並びに教職員の政治活動に関する警告決議

右別紙案文のとおり提出する。

昭和三十四年三月二十日

提出者

議員

同 同

福 中 山 山 大 伊 泉 宮 佐 杉 大 麻 伊 川 沖 西 佐 宮 阿 松 久
島 牧 本 元 沢 藤 谷 坂 間 本 島 里 藤 口 野 島 木 津 部 尾

新 英 ミ 重 順 寿 貞 榮 三 慶 倍 作 常 改 順 利 伸 英 三
太 太 美 雄 江 一 郎 三 一 雄 三 雄 一 良
郎 保 一 ヨ 郎 弘 治 一 郎

近時道職員、教職員による政治活動は目に余るものがあり、特に公文書偽造の疑いを生じせしめるが如き予算執行の違法、また計画的に道の機構職制を悪用し神聖なる職場を放棄せしめ、道民の血税による公金を費消し、あまつさえ地方公務員法に抵触する事例が司直の手によつて、究明されつつある等々綱紀の弛緩による不当不正なる違法行為は光輝ある本道行政の上に払拭し得ざる汚点を残したものというべく五百万道民の名によつて厳重に糾撃されるべきである。

この原因は道民に奉仕する職員の公僕精神、すなわち公務員としての責任感と道義感の欠陥に基く綱紀の弛緩であることは論を俟たぬところであるが、特に上級監督者自らが特定政党、特定候補のためにする意図のもとに善良なる公務員を使嗾し道職員、教職員の政治活動を助長せしめ、道政の腐敗を招来し、道政を紊乱せしめたことの責任は重且つ大である。

今道知事選挙をはじめ一連の地方選挙を目前に對処し、今にして綱紀を振起し適切なる改革を行うにあらざれば道民に対する信頼、全く地に墜ち道政の上に大いなる暗影を投ずるものである。

田中知事は三期十二年間の道知事の座を自ら去るに當り、その職にある最後の一瞬まで卒先垂範し、信賞必罰の決意と勇断を以つて歎正なる綱紀を確立し新たな道風を樹立すべきであることを北海道議会の名において警告する。

北海道議会議長 荒 哲 夫

北海道知事
北海道教育委員長 宛

意見案第一号

(昭和34・3・21原案可決)

國鐵貨物運賃改訂に関する要望意見書

右別紙案文のとおり提出する。

昭和三十四年三月二十日

提出者 議員

同 同 同
高 村 大 島 本 政 三
橋 本 源 次 郎 信 郎

(昭和34・3・21原案可決)

ころである。

よつて、国鉄貨物運賃の改訂を行うに当つては、本道総合開発を阻害するとのないよう大幅な遠距離での減率の採用、本道の総合開発上重要物資に対する特別割引制度の実施、更に青函き制キロの実キロへの改訂等の特別措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

同 同 同 同 同 同 同 同
秋 尾 三 英 一 良
松 坂 審 美 雄
山 宮 壇 広
中 川 与 作
新 内 野
山 内 与
官 坂 審
山 壇 広
松 壇 広
英 一 良
孝 太 郎

国鉄貨物運賃改訂に関する要望意見書

最近国鉄当局においては、本年四月を目途に貨物運賃の改訂を検討中であるやにきいているが、これがもし現行の貨物運賃割引制度の廢止をも含めた大幅な改訂となるならば、開発途上にある北海道の諸産業並びに道民生活の上に与える影響は極めて甚大なものがあるので、貨物運賃の改訂を行うに当つては、本道の立地的特殊事情を十分勘案の上、本道総合開発の推進に支障を來さないよう特別の措置を講ぜられたい。

(理由)

現行の国鉄貨物運賃割引制度は、昭和二十五年及び二十八年の運賃改訂の際、生活必需物資並びに産業上重要な物資の実質的運賃値上げによる影響を緩和することを目的として設定されたものであり、昭和三十二年の改訂に際しても、青函き制キロの短縮、一部貨物に対する等級改訂など、遠距離での減率修正に伴う影響を緩和することも含め、この割引制度が継続されているものである。従つて、現行の割引制度を廢止された場合の運賃の負担増は、移出においては、長距離輸送を余儀なくされている現況から、実質的運賃の値上がりは、必然的に生産者手取価格の低下或は、市場の制約を受けるなど本道開発を甚だしく阻害することは勿論のこと、更には、二次産業の発展が遅れていることにより、消費物資の大半を他府県からの移入に依存している本道にとって、必然的に消費物資の値上がりとなり、道民生活の上に多大の影響を与えることは論をまたないと

内閣總理大臣
農林大臣
運輸大臣
北海道開発庁長官
日本国有鉄道總裁
衆議院議長
參議院議長
日本國有鉄道北海道支社長
北海道議會議長 荒 哲 夫

意見案第二号

総合職業訓練所の増設に関する要望意見書

右別紙案文のとおり提出する。

昭和三十四年三月二十日
提出者

(昭和34・3・21原案可決)

同 同 同 同 同 同 同 同
議員
大 村 高 秋 松 山 宮 新 中
島 本 尾 山 橋 山 岸 川 野
郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎
信 信 信 信 信 信 信 信
太 郎 太 郎 太 郎 太 郎 太 郎
次 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎
良 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎
雄 郎 郎 郎 郎 郎 郎 郎

総合職業訓練所の増設に関する要望意見書

昭和三十四年三月二十日

提出者 議員

北海道総合開発第二次五ヵ年計画の進展に伴い、本道の産業界においても技能労働者の確保と技能水準の向上が最近とくにつよく要請されているところであるが、これが技能労働者の養成機関は、小樽市に一ヵ所設置されているのみであり、多数の技能修得希望者に対し十分な技能指導ができ得ない実情があるので、この際すみやかに職業訓練法第六条に基く、総合職業訓練所を増設されるよう措置願いたい。

(理由)

近時北海道における諸産業は、総合開発の進展に伴い、その規模、設備技術等は急速に高度化、近代化の様相を呈し、これがため技能労働者の不足が特に顕著となつて現れこれら技能労働者の確保と技能水準の向上が強く呼ばれている。

幸いにして先年小樽市に総合職業訓練所が設置され、技能者の養成に大きな役割を果してはいるが、本道の如き広大な地域にあつては只一ヵ所のみでは、多数の技能修得希望者に対して十分な技能の指導が出来ないばかりでなく事業主の要求する中堅技能者の確保にも多大の不便を与え、ひいては本道産業の発展上監路となつて現れる実情にあるので、これら労働者及び求職者に対し、職業訓練所を増設されるよう強く要望するものである。

北海道議会議長 荒 哲 夫

内閣総理大臣

労働大臣 各 通 (国会には請願書として提出する)
大蔵大臣
衆議院議長
参議院議長

(昭和34・3・21原案可決)

意見案第三号

織物物品税新設反対に関する要望意見書
右別紙案文のとおり提出する。

織物物品税新設反対に関する要望意見書

同 同 同 同 同 同 同 同 同
大村 高橋 橋本 本島 三郎
中新山 宮山 松尾 本坂 野川 内山 孝太郎
秋山 源次郎 三英一
高橋 源次郎 三良一
松尾 本坂 野川 孝太郎
山尾 本坂 野川 孝太郎
山本 本坂 野川 孝太郎
坂本 本坂 野川 孝太郎
英一 三良一 作隆

(理由)

日下政府において検討中の織物物品税の新設に対しては、関係中小企業者の経営に重大なる影響を与えることは勿論、一般消費者に対しても經濟的重圧を加える結果となるので、強く反対することもこれにとりやめについて要望する。

(理由)

政府においては、今国会に織物物品税を新設するため関係法律の改正案を提出せんとする趣旨であるが、これらのいわゆる高級織物物品に対し物品税を課税する場合、物品税は消費者が負担する税となつては、現在の如く販売競争の熾烈な状態にあつては、結局末端小売業者の負担となる場合が多く、また課税による売行の減少は当然予想されるところであつて、このことは、小売業者の経営は勿論、ひいては生産業者等への経営にも重大な支障をきたすことがあつて、以上の如く関係業者に与える影響は勿論道民生活に対しても經濟的重圧を加えることとなるのは論をまたないとところである。

特に酷寒期が長く多量から優秀な防寒被服を必要とする本道においては、その影響するところ極めて甚大なものがあり、全道六千に及ぶ関係業者の経営を危殆におとし入れるばかりでなく、一般消費者に対しても經濟的圧迫を加えることとなるのは論をまたないとところである。

いて強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 荒 哲 夫

内閣総理大臣
大蔵大臣 各 通 (国会には請願書として提出する。)
通商産業大臣
衆議院議長
参議院議長

意見案第四号

右別紙案文のとおり提出する。
昭和三十四年三月二十日

(昭和34・3・21原案可決)

日本貿易再開促進に関する要望意見書

提出者 議員

同 同 同 同 同 同 松秋山高山新村本島輝政三
尾山本川内橋隆信郎
英源次郎
孝太郎
良一郎

内閣総理大臣
外務大臣
通商産業大臣
大蔵大臣 各 通 (国会には請願書として提出する。)
内閣官房長官
衆議院議長
参議院議長

意見案第五号

右別紙案文のとおり提出する。
昭和三十四年三月二十日

(昭和34・3・21原案可決)

北海道議会議長 荒 哲 夫

の上からも極めて遺憾である。

西欧諸国においては、中国の国土建設計画の態勢に呼応し、中国市场への進出を一層強めつつあるが、このままに推移するにおいては、わが国は永久に中國市場をそう失することが予想されるのである。

古来より、地理的、経済的にも密接なる関係を有するわが国がかかる現状に對し、未だ静觀をつづけていることは、対中貿易の停止により、コンブ、尿素、硫安、うす鉄板等約十三億円に達する契約を破棄された北海道として、まことに遺憾にたえないところである。

よつて、國においては、日中貿易の再開が地方産業の振興と日本経済発展の上に重大なる關係を有することに思いをいたし、すみやかに日中貿易の再開について具体的な促進措置を講ぜられるよう要望する。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道における諸産業等の振興をはかるため、すみやかに日中貿易の再開を促進するよう適切な措置を講ぜられたい。

(理由)

第四次日中貿易協定は、昨年北京において友好の精神と平等互恵の basic 理念に基き調印され、日中間の経済交流に画期的な発展をもたらすものとして、大なる期待をよせられていたが、その後情勢の変化により、未だこれが打開の方途を見ざるまま、停頓を続けているがことは日本経済はもとより本道経済発展

日中貿易再開促進に関する要望意見書

右別紙案文のとおり提出する。

(昭和34・3・21原案可決)

提出者 議員
同 同 同 同 黒沖麻阿時
沢野里部田
与政悌英政次郎
衛作雄三一郎

同 岡 村 清 一
同 川 瀬 德 三 郎
同 松 平 武 一

各 派 交 涉 会

日・ソ漁業委員会の交渉早期妥結に關する要望意見書

議長 荒 哲 夫 殿

北洋さけ、ます漁業の我国水産業における重要性に鑑み、第三回北西太平洋日・ソ漁業委員会の交渉を早期円満妥結に導き、もつて、関係漁船の全船が安定した経営のできるよう特段の配慮を願いたい。

(理 由)

第三回北西太平洋日・ソ漁業委員会は、開議以来既に二カ月余を経過せるにもかかわらず、未だ合意点に達せず、新聞の報道によればソ連側よりの漁区、総漁獲量等に関する規制措置が極めて苛烈な案をもつて提示され、その帰すう如何によつては、全船の出漁が占ぶまれている。

このことは、さけ、ます漁業の時期を目前にひかえ、全船出漁を強く歓望し既に万般の出漁態勢を確立している関係漁業者に大いなる不安と動搖を与えており誠に遺憾である。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 荒 哲 夫

内閣総理大臣 農林大臣 各 通 (国会には請願書として提出する。)
外務大臣 参議院議長

- 三月五日 午前十一時五十五分、各派交渉室において開議、午前十一時五十八分散会。
- 本日の議事は、代表質疑を天谷(協)森川(社)高橋(源)(自民)議員の順序にて行うこととし、一般質疑の通告を明日中に提出することを了承。

○三月六日 午前十時五十五分、各派交渉室において開議、午前十時五

十七分散会。

本日の議事は、代表質疑を続行することとし、交渉団体名の改正（協同クラブを協同党に改名）を了承した。

○三月七日 午後零時七分、各派交渉室において開議、午後零時十六分散会。

- ① 本日の議事は、日程第一追加議案第六十二号ないし第八十五号及び報告第二号について提案説明を聴取、日程第二は提出議案に対する一般質疑を佐野（社）大石（社）川瀬（協）の順序にて行うことと決定。

- ② 予算特別委員会の構成は社会八、自民七、協同二の割り振りで十七名とすることに決定、その人選を各会派において行つてもらうこととした。

○三月九日 午前十一時二十八分、各派交渉室において開議、午前十一時三十八分散会。

- ① 本日の議事は、一般質疑を続行し、福島（自民）岡田（社）山元（自民）松尾（自民）議員の順序にて行うことと決定、一般質疑が本日中に終了するので各会派の予算特別委員を本会議開会までに提出することを了承、各委員会に対する議案の付託は、配付の付託一覽表のとおり付託することに決定。

- ② 休会は明十日より十七日まで八日間とし、十八日再開することに決定。

- ③ 次期議会より適用する北海道議会傍聴規則の一部改正を各会派において了承。

○三月十八日 午後二時十分、各派交渉室において開議、午後二時十七分散会。

本日の議事は、追加議案第八十六号及び第八十七号に対する知事の提案説明を聴取の後質疑を省略して直ちに総務委員会に付託することに決定。

三十二分散会。

- 本日の議事は、日程第一追加議案第八十八号について知事より提案説明を聴取の後質疑を省略して直ちに総務委員会に付託、日程第二は予算特別委員会付託案件について予算委員長の報告を行うことに決定。

○三月十九日 午後四時二十二分、各派交渉室において開議、午後四時四十五分散会。

- ① 付託議案の審査が全部終了しないので取あえず時間延長のみ行うこととして、午後二時三十二分休憩 午後十一時四十三分再開。

- ② 付託議案審査の都合により会期を一日間延長することに決定、明日の会議時刻は特に午前零時五分に繰り上げて開議することとした。

○三月二十一日 午前五時七分、各派交渉室において開議、午前五時二十二分散会。

- ① 本日の議事は、日程第一各常任委員会付託案件について各常任委員長の報告、日程第二は前会より継続審査の報告第四号昭和三十二年度各会計歳入歳出決算に関する件について決算特別委員長の報告、日程第三は請願、陳情の審査を委員長報告を省略して委員会決定のとおり決定すること、日程第四は北海道教育行政の綱紀肅正に関する調査の件について同特別委員長の報告、日程第五は意見案第一号ないし第五号について提案説明並びに委員会付託を省略して原

案可決とすること、日程第六は決議案第一号道職員並びに教職員の政治活動に関する警告決議について趣旨弁明は松尾議員（自民）、反対討論は河野議員（社）賛成討論は阿部議員（自民）が行い起立による採決を行うこととし、以上の順序にて準備の出来次第本会議を開くことに決定。

② 日程終了のあと知事より退任の挨拶を許可することを了承。

定資金が昨年より半分しか計上されていない理由について質疑、財政課長より答弁。

③ 本日聴取した陳情は次のとおり。

鹿追村の町制施行について

鹿 追 村 長

○三月七日 午前十一時四分、各派交渉室において開議、午後零時五分散会、委員長 森川 清（社）

一般議事

① 総務部長より、追加提出議案の内容について、財政課長より、追加予算についてそれぞれ説明を聴取、次に道警本部防犯部長より、風俗営業取締法施行条例の一部を改正する条例案の内容について説明を聴取、本件の取扱いについては付託になつてから次回委員会で審議することとした。

② 総務部長より、焼尻村及び羽幌町の合併問題の経過について説明を聴取の後、本件の調査は省略することに決定した。

③ 本日聴取した陳情は次のとおり。

風俗営業取締法施行条例の一部改正に関連する簡易料理店の営業を從来どおり認めてもらいたいことについて

軽易飲食店組合長

○二月二十四日 午前十一時三十分、第一委員室において開議、午後一時四十一分散会、委員長 森川 清（社）

一般議事

① 前回の委員会において林委員（自民）より質問のあつた公務員の

政治活動に関連した事項について総務部次長より答弁、林委員より再質疑。（一部調査保留）次に委員長より、石炭手当増額問題に関する

中央折衝の経過について報告の後、泉谷委員（自民）より、同問題について、補足報告があつた。

② 総務部長より、第一回定期道議会に提出予定の議案中その主なるものについて、財政課長より、昭和三十四年度歳入歳出予算についてそれぞれ説明を聴取、伊藤（作）委員（自民）より、農産物価格安

○三月十八日 午後一時二十五分、第一委員室において開議、午後一時四十分散会、委員長 森川 清（社）

一般議事

総務部長より、追加予定の議案二件について説明を聴取の後、大久保委員（自民）より、石炭手当増額に関する中央折衝の経過について報告があつた。

○三月十九日 午前十一時四十五分、第一委員室において開議、午後零時九分散会、委員長 森川 清（社）

付託案件の審査

① 議案第五十一号（北海道職員退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例案）、議案第五十三号（北海道特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案）、議案第五十八号（公有水面埋立地を

厚岸郡厚岸町の区域に編入するの件）、議案第五十九号（公有水面埋立地を阿寒郡阿寒町の区域に編入するの件）、議案第六十号（公有水面埋立地を札幌市の区域に編入するの件）、議案第六十一号（道営住宅入居者の明渡請求に関する調定申立等の件）、議案第七十六号（警察職員宿舎の購入に関する予算外義務負担の議決変更の件）、議案第七十八号（道有財産の売買契約の締結に関する件）、議案第七十九号（謝罪広告請求事件に応訴するの件）、議案第八十六号（苦前郡焼尻村を廃しその区域を羽幌町に編入するの件）、議案第八十七号（公有水面埋立地を旭川市の区域に編入するの件）を順次議題に供し、異議なく原案可決に決定。

② 議案第七十七号（風俗営業取締法施行条例の一部を改正する条例案）の取扱いについてはなお慎重を期するため後刻審議することとした。

一般議事

総務部長より、追加提出予定の議案第八十八号（北海道立真駒内ゴルフ場条例案）について説明を聴取の後、堀委員（社）より、真駒内百何十万坪の圃地利用とゴルフ場設置問題は大きな関係を有するがこの時期に本件を提出した理由について質疑、総務部長より答弁、総務部長より、地方税法改正案が国会を通過する見通しがでてきたのでこれに伴う道条例の一部改正について専決処分の措置をとりたい旨の説明があつた。

○三月二十一日 午前零時四十分、第一委員室において開議、午後一時五十八分散会、委員長 森川 清（社）

① 議案第五十二号（北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案）を議題に供し、異議なく原案可決に決定。

② 議案第八十八号（北海道立真駒内ゴルフ場条例案）を議題に供し、異議なく原案可決に決定。

③ 議案第七十七号（風俗営業取締法施行条例の一部を改正する条例案）を議題に供し、佐野（法）委員（社）より、本条例提案に際し事前に関係者または第三者その他府県の事例等について検討されたかどうか、第二十条の二営業時間に規定する特別の理由とはいがなる場合を指すか、この事例と統一解釈、第十七条（構造の基準）について他府県と同様のものがあるいは本道の特殊性をかみしたものか、都市と郡部において地方的に実情が相違しないか、簡易料理店の客室を一室とすることについて業者に納得の行くものを示す必要がないか、営業許可更新期間が二ヶ月となつてあるがこの場合構造の関係で不当な干渉がなされないか、大規模修繕の程度及び基準、現場に立入った場合の警察官の見解及び態度等について、伊藤（作）委員（自民）より、第四条の二、第四条の三に規定する場所に関する基準、構造基準の但書は救済規定と解してよいか、構造基準において基準以下の場合条例違反として取締対象となるのかどうかについて、天谷委員（協）より、道内における簡易料理店の許可数と営業状況、またこれらの経営者は未亡人、母子世帯等零細な人達であるが条例で厳しく規制した理由、簡易料理店の面積を十六・五平方メートル以下とした理由、第四条の二、三、四の規定中但し書は救済規定のことであるが逆用される心配がないか、簡易料理店等の生活力の弱い者あるいは善良なる業者に対し適正に取扱われたいこと及び既得権者に不当な圧迫が加わらぬよう措置し末端まで趣旨の徹底に対する考え方等について、西野委員（自民）より、第十八条五号にお

ける踊場の施設のない所で自然的に踊った場合取締の対象となるかどうか、また第二十二条四号におけるパンコ店景品の売買について営業者の意思を通じない第三者が店内外で売買した場合取締の対象となるかどうかについて、井口委員（社）より、客室の照度について先に衆議院で議決の際付審議がなされているが二十ルツクス以上に将来考慮すべきでないか、条例の運用については巾のある条例であるため地域差解消に一層の意を用うべきものと思うがこの点の考え方等についてそれぞれ質疑、道警本部長より答弁があつて異議なく原案可決に決定。

厚生委員会

○三月十八日 午後三時五分、第三委員室において開議、午後三時五十分解散会、委員長 吉田定次郎（自民）
請願、陳情の審査
陳情

第九八六号 母子相談員の現行配置存続の件 （採 抨）
第一〇一二号 救急車整備に対し補助の件 （継続審査）
第一〇九一号 結核医療費全額国庫負担の件 （採 抨）
第一一二三号 青少年の補導育成対策の件 （採 抨）
第一一二四号 し尿消化槽建設費に対し国庫補助及び地方債枠 増額要望の件 （採 抨）
第一一二四号 生活保護法による母子加算金の引上並びに勤労撲滅引上要望の件 （継続審査）
第一一二五号 母子年金制度新設の件 （採 抨）

第一一二六号 生活困窮老令者に対し生活維持資金給付の件 （採 抨）
第一一二七号 先春防止法による保護対策強化の件（採 抨）
第一一二八号 東藻琴村国保直営診療所医療施設整備に対し補助の件 （採 抨）
第一一二九号 浮浪者厚生対策の件 （採 抨）
第一一二七〇号 遠軽保健所舎新築の件 （採 抨）
なお、請願第五百五十五号（钏路まりも学園の増設に対し助成の件）及び同第六百三十四号（焼尻村に道立診療所設置の件）は議決不要の扱とすることに決定。

一般議事

衛生部長より、医師充足にかかる待遇改善問題については今般議案が上提され日下予算特別委員会において審議されている旨を述べて謝意を表明、あわせて今後更に努力したい旨を述べた。

商工労働委員会

○三月十九日 午前十一時二十分、第二委員室において開議、午後零時三十分散会、委員長 大島三郎（自民）
請願、陳情の審査

第六七一号 千歳飛行場を北海道空港及び国際空港として早急整備の件 （採 抨）
第六八六号 丘珠飛行場を国内航空路線に使用促進の件 （採 抨）

第六八七号 本道における国鉄貨物運賃割引制度存続等要望の件

(採)

請 第 六九六号 国鉄非採算線区合理化反対の件 (採 拙)

第六八八号 鉢路市に総合職業訓練所設置の件 (採 拙)

第六八九号 織物物品税新設反対要望の件 (採 拙)

第六九〇号 池田町千代田地区天然ガス探査床促進の件 (採 拙)

第六九一号 函館市に総合職業訓練所設置の件 (採 拙)

第六九五号 女満別空港整備費に対する道費助成の件 (採 拙)

第六九六号 国鉄非採算線区合理化反対の件 (採 拙)

請願、陳情の審査

請 第 六九六号 国鉄非採算線区合理化反対の件 (採 拙)

陳 情

第一、一九二号 尖端事業所における事務補助員等身分補償の件 (採 拙)

第一、一九三号 広島村に石炭化学工場誘致の件 (採 拙)

第一、一九四号 広島村に石炭液化工場誘致の件 (採 拙)

第一、一九五号 広島村に石炭液化工場誘致の件 (採 拙)

第一、一九六号 広島村に石炭液化工場誘致の件 (採 拙)

第一、一九七号 広島村に石炭液化工場誘致の件 (採 拙)

第一、一九八号 広島村に石炭液化工場誘致の件 (採 拙)

第一、一九九号 広島村に石炭液化工場誘致の件 (採 拙)

第一、二〇〇号 広島村に石炭液化工場誘致の件 (採 拙)

第一、二〇一号 広島村に石炭液化工場誘致の件 (採 拙)

第一、二〇二号 広島村に石炭液化工場誘致の件 (採 拙)

第一、二〇三号 広島村に石炭液化工場誘致の件 (採 拙)

第一、二〇四号 広島村に石炭液化工場誘致の件 (採 拙)

第一、二〇五号 広島村に石炭液化工場誘致の件 (採 拙)

第一、二〇六号 広島村に石炭液化工場誘致の件 (採 拙)

第一、二〇七号 広島村に石炭液化工場誘致の件 (採 拙)

第一、二〇八号 広島村に石炭液化工場誘致の件 (採 拙)

第一、二〇九号 広島村に石炭液化工場誘致の件 (採 拙)

第一、二一〇号 広島村に石炭液化工場誘致の件 (採 拙)

第一、二一一号 広島村に石炭液化工場誘致の件 (採 拙)

第一、二一二号 広島村に石炭液化工場誘致の件 (採 拙)

第一、二一二号 広島村に石炭液化工場誘致の件 (採 拙)

農務委員会

○三月二十日 午後零時八分、第二委員室において開議、午後零時四十

五分散会、委員長 大島三郎（自民）

分散会、委員長 二瓶栄吾（協）

一般議事

① 桶本（正）委員（社）より、寒地農業関係二法案の成立促進並びに寒地農業資金の融資条件緩和方等に関する中央折衝の経過について報告、ついで委員長より補足報告があつた後、農務部長より補足説明を聴取、ついで桶谷委員（自民）より、北海道寒冷地畑作営農改善資金金融通臨時措置法案の参議院対策のため引き続き上京運動の必要性について意見があつた後、状況次第では再度上京折衝を行う必要があり、その際は道及び農民団体と緊密な連絡の上、統一行動を行うこととし、上京折衝の実施及び派遣委員等については委員長に一任することについて諮り、異議なくそのことに決定、次に寒冷地畑作営改善資金金融通臨時措置法案の衆議院通過に対し当委員会の決議として感謝電報を打つことについて諮り、異議なくそのことに決定。

② 請願、陳情の審査については都合により後日に持越すことに決定。

○三月十八日 午前十一時五十分、第三委員室において開議、午後零時四十分散会、委員長 二瓶栄吾（協）

付託案件の審査

① 議案第四十七号（昭和三十三年七月及び八月水害並びに九月風水害についての天災による被害農漁業者に対する資金の融通に伴う道費補助に関する予算外義務負担の件）を議題とし、農政課金融係長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

② 議案第四十八号（昭和三十三年七月及び八月水害並びに九月風水害についての天災による被害農業者に対する資金の融通に伴う転貸資金の貸付けによる損失補償に関する予算外義務負担の件）を議題とし、農政課金融係長より説明を聴取の後、時田委員（自民）より、実施の方法に充分注意されたいと要望があり、異議なく原案可決に

決定。

③ 議案第四十九号（有畜農家創設特別措置法に基く有畜農家創設事業資金の融資に伴う損失補償に関する予算外義務負担の議決変更の件）を議題とし、異議なく原案可決に決定。

④ 議案第五十六号（北海道農山漁村振興対策審議会条例の一部を改正する条例案）を議題とし、異議なく原案可決に決定。

請願、陳情の審査

請願

願

第六八四号 種雄馬購入に對し道費補助の件

（採択）

第六九八号 恵庭町にてん菜製糖工場設置の件

（継続審査）

陳情

情

第一、二六一號 予約米減税措置存続要望の件

（採択）

第一、二六二號 銚路根室地域亜麻栽培に對し助成の件

（採択）

その他の請願、陳情についてはすべて継続審査とすることに決定。

一般議事

① 委員長より、北海道寒冷地畑作営農改善、資金金融通臨時措置法の附則の内容について説明を求め、農政課寒冷地農業振興係長より説明を聴取、次に、舟木委員（無）より、中央で考えられている農業気象観測の新方法に關連して特別施設の道内設置予定地について質疑、農業改良課長より答弁、ついで同委員より、予約米の減税措置存続問題及び不妊牛に対する処置問題に関する中央折衝の取扱いについて意見があつた後、前者については理事者より中央を要望してもらうこととし、後者については道で処置してもらうこととした。

② 本日聴取した陳情は次のとおり。

恵庭町にてん菜製糖工場設置方について

③ 委員長より、任期中の当委員会開催は本日が最後である旨を述べ

た後、就任以来の各委員の協力に対し謝意を表明。

建設委員会

○二月二十五日 午後三時四十分、第一委員室において開議、午後四時

三分散会、委員長 中牧 保（自民）

一般議事

① 委員長より、昭和三十四年度建築部所管事業費について説明を求め、建築部長より、説明にあわせて北海道総合開発審議会では今後の調査事項をまとめることになったが寒地住宅対策については同審議会文化厚生労働小委員会が検討することになり、道は三点について資料を要求されている旨の報告を聴取、ついで糸川委員（社）より、公営住宅に対する国有資産等所在市町村交付金の免除措置に関する件の今後の見通しについて質疑があり、建築部長より答弁。

② 請願、陳情については今会期中に審査することに決定。

○三月十九日 午後一時十三分、第三委員室において開議、午後一時四十五分散会、委員長 中牧 保（自民）

請願、陳情の審査
願

第四一〇号 ブロック生産業者育成強化の件
(継続審査)

第六八〇号 ニセコ道立公園藻岩山観光道路開さくの件
(採択)

農地開拓委員会

第六八二号 鉄路市地内市道鉄路空港線道道昇格の件(継続審査)
第六八二号 輿部町西輿部村地内町村道宇津原野道路及び村道中

藻興部原野道路道道昇格の件
(継続審査)

第六八五号 幌別町及び壯督村所在産業開発道路を道道昇格の件
(継続審査)

第六九七号 美深町地内一級国道四十号線、宗谷線美深駅間を道に昇格の件
(採択)
(継続審査)

第六九九号 道道幕別西足寄線及び道道留辺蘂西足寄線を国道に編入の件
(採択)
(継続審査)

第一、二三三号 母子世帯に対し第二種母子寮並びに低家賃簡易住宅建設の件
(継続審査)

第一、一四〇号 公営住宅に対する国庫補助率改訂要望の件
(採択)
(採択)

第一、一七八号 北桧山町所在海岸道路を道道に移管の件
(継続審査)

第一、一八五号 美瑛町地内道道美沢美瑛線架設橋梁架換工事実施の件
(採択)
(採択)

第一、一八六号 美瑛町道ルベシベニ股道路改良工事実施の件
(採択)
(採択)

残余の請願、陳情については継続審査とすることに決定。

分散会、委員長 笠井幸衛（社）

請願、陳情の審査

請願

第三五三号 農林省十勝種畜牧場を入植地として開放の件

（不採択）

第五九七号 囬漁対策土地改良事業の補助率引上げの件

（採択）

第六三五号 上の国土地改良区経営改善等要望の件（採択）

第六七八号 留萌市を開拓制度による市町村農地開発事業地域として指定の件

（採択）

第六七九号 留萌市開拓地における建設工事早期施行の件

（採択）

陳情

第三五四号 開拓林野両行政の調整に関する件（継続審査）

第六一五号 開拓林地調整の件

（継続審査）

第八五五号 由仁町所在国有未開地を水源涵養林として存置の件

（不採択）

第一〇一七号 白老土地改良区更正対策の件

（採択）

第一〇一八号 樽前土地改良区更正対策の件

（採択）

第一〇六一号 札幌市篠路町地区に道営軌道客土施行の件

（継続審査）

第一〇八五号 伊達町海岸保全区域指定地内農耕地防災工事実施の件

（採択）

第一一六七号 篠津中央土地改良区新規事業に対し補助の件

（継続審査）

一般議事

農地開拓部長より、北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法案は衆議院農林水産委員会において修正及び付帶決議をなし衆議

院を通り参議院に送付されている旨を述べた後その修正点及び付帯決議の概要等について説明、ついで開拓課長より、當農振興課長より、當農振興課資金と畑作営農改善資金の条件对比、北海道畑作営農改善対策要綱の開拓者に対する適用、當農振興計画に基づく當農資材需要額並びに導入実績、北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法案に関する問題点等について説明を聴取。

水産委員会

○三月二十日 午前十一時三十八分、第三委員室において開議、午後一時十六分散会、委員長 時田政次郎（社）

付託案件の審査

議案第五五七号（北海道立水産練習所条例を廃止する条例案）を議題とし、水産課長より説明を聴取の後、阿部委員（自民）より、建物の処分方針、水産練習所に代る新しい構想の有無これに関連して現地で組合が主体となつて漁村青少年養成構習会を考える場合これに対する助成意思等について、川村委員（社）より、生徒の少いことが廃止理由とされていることに関連して募集方法及び教課、課程等について充分研究を行つたかどうか、設立以来使用の道費総額等について、沖野副委員長（自民）より、労働部所管の職業訓練所において無線機関等水産部でやるべきことをやつているが水産練習所でやらない理由（関連して松平委員（自民）より質疑があり）について、それぞれ質疑及び意見があり、水産課長より答弁の後、異議なく原案可決に決定。

請願、陳情の審査

請願

第五一四号

陸上自衛隊の静内町海域射撃演習場使用指定反対の件

(継続審査)

第六二三号

厚岸町大字湾月町筑紫恋開運河実現促進の件

(採択)

陳情

第七五一号

小樽、留萌根拠底びきの宗谷海区移転反対の件

(継続審査)

第八七〇号

静内町に自衛隊駐屯高射砲大隊の演習地誘致阻止の件

(継続審査)

九四九号

すりとうだら漁業の大海域制実施の件 (継続審査)

(継続審査)

九五〇号

北洋漁業並びに北方海域近海漁業問題に対し特別委員会設置の件

(不採択)

〇九二号

神恵内漁業協同組合検査請求に対し早急措置の件

(採択)

第一、一六五号

静内町に自衛隊高射砲大隊誘致反対の件

(継続審査)

第一、一六六号

かつお、まぐろ漁業対策推進の件 (採択)

(採択)

第一、一八二号

道漁業調整規則に基く特例区域拡大の件

(継続審査)

第一、一八七号

十トン未満漁船によるさけ、ます流網操業許可の件

(採択)

一般議事

① 岡田委員(社)より、オホーツク海海域におけるサケ、マス漁業の操業に関する中央折衝の経過について報告、ついで委員長より、

請願、陳情の審査

請願

第六七四号

千歳市に木材糖化工場設置の件

(保留)

静内町における陸上自衛隊高射砲大隊の誘致に関する現地調査の経過について報告の後、オホーツク海海域におけるサケ、マス漁業の操業問題の見通しはなかなか困難と思われる点より、松平(自民)阿部(自民)両委員より、意見書提出の提案があり、この内容をどうするかについて審議、午後零時四分一旦休憩(休憩中、意見書はトン数についてはふれず日ソ交渉の円満早期妥結について要望することとし、文案は事務局に一任することとした)。午後零時八分再開の後、意見書について語り、休憩中の申し合せのとおり異議なく決定、ついで静内町における陸上自衛隊高射砲大隊の誘致に関する調査の経過報告に対し、沖野副委員長より、現地三町村の態度は目下のところまちまちであるが結論が出るのは何時頃かと質疑があり、委員長及び阿部(自民)川村(社)各委員より応答、結局本問題について三石町及び新冠村がまだ結論を出していないので民意尊重の見地より継続審査とすることとした。

② 沖野副委員長より、底曳違反船の強力取締り方(関連して阿部委員よりも同様の要望があり)、沿岸漁家経済振興促進助成条例にかかる書式の簡易化等について要望があり、漁業調整課長より答弁。

文教林務委員会

〇一月二十六日 午前十一時二十五分、第一委員室において開議、午後零時三十五分散会、委員長 河野辰男(社)

第五二二号	松前城再建に対し道費補助の件	(保)	(留)			
第六七七号	松前城再建に対し助成の件	(保)	(留)			
陳情						
四六六号	旭川市に木材糖化工場設置の件	(保)	(留)			
第一、一七四号	富川高等学校に商業課程設置の件	(採)	(留)			
第一、二〇〇号	道立根室高等学校に水産科併置の件	(保)	(留)			
第一、二四二号	蘭越町所在御成中学、港中学校統合反対の件	(保)	(留)			
第一、二七三号	網走南カ丘高等学校屋内体操場改築の件	(採)	(保)	(留)		
第一、一七五号	秩父別村立高等学校設置の件	(採)	(保)	(留)		
第一、一七六号	江部乙町北辰小学校の給食設備に対し助成の件	(採)	(保)	(留)		
第一、一七九号	道立岩見沢高等学校早期再建の件	(採)	(保)	(留)		
第一、一七七号	全道私学に対し助成の件	(採)	(保)	(留)		
第五〇六号	留萌市に木材糖化工場設置の件	(採)	(保)	(留)		
第一、一五一五号	函館市に木材糖化工場設置の件	(採)	(保)	(留)		
第六三八号	苫小牧市に木材糖化工場誘致方要望の件	(採)	(保)	(留)		
第一、〇二二号	旭川市に木材糖化工場設置の件	(採)	(保)	(留)		
第一、〇九九号	網走市に木材糖化工場設置の件	(採)	(保)	(留)		
第一、一七二号	阿寒湖岸埋立工事施行の件	(採)	(保)	(留)		
第一、一七二号	釧路地区地震災害による木炭窯復旧対策の件	(採)	(保)	(留)		
第一、六九五号	天塩高等学校に農業課程設置の件	(不採)	(採)	(保)		
第一、〇八九号	門別町富川高等学校に商業課程設置の件	(採)	(保)	(留)		
	○三月十日 午後零時五分、第三委員室において開議、午後一時散会、					
	委員長 河野辰男 (社)					
	付託案件の審査					
	① 議案第五十五号 (北海道教育職員免許状授与証明書等交付手数料条例の一部を改正する条例) を議題とし、財務課長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。					
	② 議案第五十号 (北海道木炭販売協同組合に対する損失補償に関する予算外義務負担の件) を議題とし、林務部長より説明を聴取の後、					

異議なく原案可決に決定。

請願、陳情の審査

請

願

第五九三号 北海道奈井江高等学校を道立に移管の件

(採
択)

放の件

(継続審査)

第一、一一八号

農用防風林造成に対し道費補助の件

(継続審査)

第一、一五三号

共和村道大谷地林道開さくの件

(継続審査)

第一、四六六号

旭川市に木材糖化工場設置の件

(継続審査)

第一、五〇六号

留萌市に木材糖化工場設置の件

(継続審査)

第一、五一五号

函館地方に木材糖化工場設置の件

(継続審査)

第一、六三八号

苦小牧市に木材糖化工場誘致方要望の件

(継続審査)

第一、〇二三号

旭川市に木材糖化工場設置の件

(継続審査)

第一、〇九九号

網走市に木材糖化工場設置の件

(継続審査)

一般議事

① 大沢副委員長(自民)

より、道立高校の災害復旧起債権獲得に関する中央折衝の経過について報告の後、異議なくこれを了承。今後

更に中央折衝をすることについて諮り、異議なくそのことに決定、大沢副委員長(自民)及び伊藤(弘)委員(自民)を派遣することとした。

② 中野(定)委員(社)

より、蘭越町の御成、港中学校統合問題に関するその後の経過について質疑、教育長より答弁、委員長より、

道教委において更に努力されたい旨の要望があつた。

③ 本日聽取した陳情は次のとおり。

千歳高等学校定員増置の件

千歳高等学校PTA会長 伊藤 弘

第一、〇二九号 勤務評定実施反対の件
(採択)
第一、〇六〇号 真駒内旧駐留軍兵舎を青少年教育センターとして実現方の件
(継続審査)

第一、一〇〇号 道立根室高等学校に水産科併置の件(継続審査)
第一、一四一号 蘭越町所在御成中学、港中学校統合反対の件

第一、一七七号 全道私学に対し助成の件
(採択)
第一、五三〇号 津別チミケツブ湖周辺道有林を農耕地として開

特別委員会

予算特別委員会

○三月九日 午後五時一分、第一委員室において開議、午後五時十六分

散会、委員長 秋山孝太郎（協）

- ① 川瀬臨時委員長（協）より、委員長互選の方法について語り、暫時休憩の後、午後五時五分再開、笠井委員（社）より指名推選の方法により秋山委員（協）を委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

- ② 秋山委員長より、副委員長互選の方法について語り、笠井委員より指名推選の方法により橋本（正）委員（社）を副委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。
- ③ 次に委員会の審査日程について語り、暫時休憩の後、午後五時十五分再開、審議日程を決定。
- ④ 委員会の議事運営については、質疑の方法は原則として一括質疑とし、発言の順位は通告順によることとした。

○三月十日 午前十時五十六分、議場において開議、午後三時十二分散会、委員長 秋山孝太郎（協）

- ① 三十四年度当初予算及び三十三年度追加予算関係議案のうち商工

部所管に対する質疑に入り、宮坂委員（自民）より、(1)雑穀一元集荷共販により苦境に追込まれている雑穀業者に対する配慮の問題、

(2) 中小企業相談所の強化に対する見解等について、川瀬委員（協）

より、中小企業会館建設補助金に関する地方における中小企業会館建設に対する助成問題について、岩田委員（自民）より、(1)工場誘致に関する現在までの進捗状況と考慮中の主なる計画、(2)北日本航空、全日空の合併問題のその後の経過及び千五百万円の貸付に関し附随条件の有無と貸付を行わない場合の合併進捗に与える支障の有無、(3)中ソ貿易促進事務費の内容、(4)香港貿易事務所は各種産業団体の協力を得て強化すべきであるがこの点に対する見解と今後の方針及び各種産業団体の現在までの協力状況、(5)工業試験場費は僅少かつ細分化されていることに関連して本場のあり方は総合開発推進の上から企業誘致の観点より考えるべきであり拡充強化の上地下資源の大規模な調査試験を行うことが望ましいがこの点に対する見解と今後の方針等について、川村委員（社）より、(1)農漁村の人口過剰対策として地域産業を興すことが必要であるがこれに対する見解及び今までの行政措置と今後の方針これに関連して日高様似の東邦電化化学工場は経営困難のため移転説がでているが、かかる既設工場の育成に対する見解と今後の方針、(2)中小企業設備合理化事業費予算に関し、三十三年度より少ない理由及び今後の追加計上問題等について、村本委員（社）より、(1)石炭産業の将来性に対する見解及び第二次総合開発五ヵ年計画の立直し（石炭部門）の必要性の有無並びに出炭制限の一方天北炭開発計画が出されているがこれに対する見解、(2)低品位炭の化学工業化問題これに関連して原料炭価の問題並びに高品位炭を含めた化学工業化に対する構想等について質疑、意見及び要望があり、商工部長、商務課長より答弁があつて商工部所管に対する質疑を終結、午後零時三十二分一日休憩、午後二時二分再開。

(2) 次に民生部、衛生部各所管に対する質疑に入り、**深山委員(自民)**

より、(1)道立血液銀行における暴行事件に対してとつた措置及び供血者の固定化に対する対策並びに血液のワッセルマン反応試験による陽性者数、(2)公的医療機関整備審議会の開催状況及び審議内容等について、**福島委員(自民)**より、(1)道立医療機関に勤務する医師の給与の在り方及び待遇改善の内容、(2)環境衛生関係事業の歳入、歳出予算の内容、(3)道立病院の機動力の整備充実等について、**宮坂委員(自民)**より、帶広保健所の改築の見通し及び保健所運営費が僅少であるが運営に差支えないかについて、**松平委員(自民)**より、(1)簡易水道補助金に対する今後の見解、(2)道立寿都病院の看護婦の増員見通し及び寄宿舎の改築計画並びに結核病棟の洗面施設の改善等について、(関連して川口委員(自民)より、寿都病院の洗面施設は感染等を判断して早急に改善すべきであることについて)それぞれ質疑があり、衛生部長、医務薬事課長、環境衛生課長より答弁があつて、民生部、衛生部所管の質疑を終結。

○三月十一日 午前十時五十七分、議場において開議、午後二時五十分

散会、委員長 秋山孝太郎(協)

(1) 農地開拓部所管に対する質疑に入り、**大石委員(社)**より、(1)当

麻、美瑛両開拓地におけるダム建設地点問題に関連して開拓地におけるダム建設地点は配水が不平等にならぬよう計画に配慮を要する

がこれに対する部長の考え方及び今後の方針、(2)鷹栖村、簗藤農場におけるダム建設問題のその後の経過等について、**福島委員(自民)**より、(1)不振土地改良区の数と今後の対策方針及び早急善処方、(2)新開拓制度新農山漁村振興総合対策は並行して行くべきであるがこれに対する見解、(3)開拓農協の窮状打開方策これに関連して農協との合併に対する見解等について、**深山委員(自民)**より、神居開協の不当貸付問題に関連して弱少開協に対する指導状況及び経理面に

対する道の検査権限とその状況について、**川瀬委員(協)**より、(1)離農開拓者の続出に関連して開拓者に対する曾農指導の問題、(2)不在地主として土地買収された者がその後町村合併により不在地主でなくなつた場合における一部土地返還等特別措置の問題等について質疑、意見及び要望があり、農地開拓部長より答弁があつて農地開拓部所管に対する質疑を終結、午後零時十四分一旦休憩、午後一時四十分再開。

(2) 土木部及び建築部各所管に対する質疑に入り、**宮坂委員(自民)**

より、(1)建設業者の育成方策特に知事登録建設業者の増加に関連して登録資格付与の方法、工事設計単価の見積り過少に対する考え方、早期入札、早期着工に対する所見、(2)準地方費道の昇格に伴う維持管理の方法を期する考え方等について、(関連して村本委員(社)より、道内建築業者育成のため、大きな工事などを請負わせる考え方について質疑があり)村本委員(社)より、低額所得者の住宅対策に関連して国の住宅対策の中で占める低所得者の住宅不足数、またこれら所得層がいかなる基礎で把握されているか、宅地造成の計画と対策等について、**伊藤作委員(自民)**より、真駒内の道有地利用計画、宅地造成した場合の土地価格、住宅建設地の予定カ所等についてそれぞれ質疑、土木部長、建築部長より答弁があつて、土木部、建築部所管の質疑を終結。

○三月十二日 午前十一時十分、議場において開議、午後三時十七分散会、

委員長 秋山孝太郎(協)

(1) 農務部所管に対する質疑に入り、**佐野(法)委員(社)**より(1)ビー

ト集荷区域問題に關し、各関係者の陳情頻繁であるが大多数耕作農民の意思をいかにして判断するか、工場誘致と切離し独自の問題として考えているか、協議会等を設ける意思の有無、道係官の現地における関係者の意向聴取の状況と結論、早急に合理的な方針を打出

すべきである点等、(2)学校給食による牛乳消費促進問題に關し、十三年度における実績、代金支払状況とその見通し、三十四年度目標を一万五千石とした根拠とその見通し等、(3)共同集乳共販事業問題に關し、実施時期の見通し、三年経過後の方針、赤字地区が出た場合の対策、集乳費単価の問題、指導費の早急増額措置方等、(4)低位經濟農漁家畜産振興対策にかかる中小家畜導入の三十三年度実績及び導入資金貸付の制度は目的に適合して運営されているかどうか、(5)寒冷地畜産振興対策にかかる、貸付牛制度に關し経済頭数を与えることが必要であるがこれに対する見解と今後の方針等について、**宮坂委員（自民）**より、(1)抽せん馬制度に關しトロソーター種については実施しない理由及び今後の方針、(2)雑穀一元集荷共販は雑穀業者に与える影響大であるが三十四年度の実施方法と業者に対する配慮方等について(関連して村本委員（社）より、集荷率の調整問題について)質疑、意見及び要望があり、農務部長、畜産課長より答弁があつて、農務部所管に対する質疑を終結、午後零時三十五分一旦休憩、午後一時三十分再会。

(2) 次に**水産部所管**に対する質疑に入り、**岩田委員（自民）**より、(1)漁業協同組合の育成強化に關し、有名無実の生産組合の早急整理問題、不良単協の早急育成強化問題、三十四年度の合併推進計画の内容(数、対象組合)、これらに關連して漁家負債の実態調査機関の設置及び整理促進の特別立法化に努力する意思の有無等、(2)道南いか凶漁対策に關し、三十四年度における恒久的及び臨時の対策、これに關連して凶漁地帯の人口過剰対策として労働力に機動性を持たせること及びその前提条件として技術を修得せしめることが重要であるがこれに対する見解と今後の方針、(3)底曳漁船の違反取締りに關し、予算増額問題及びヘリコプターによる空中監視を実施する意の有無、(4)浅海増殖関係予算に關し、投石、海中爆破、岩面清掃の三者と共に予算をつけるべきであるがこれに対する見解及び漁礁築

設に対する道の方針、(5)漁港簡易工事費の地元負担率引下げ問題及び漁港修築に關し三十三年度における完成港数及び三十四年度に新規五港増加の理由とその港名これに關連して重点的に未完成港の早期完成に努力すべきであること等、(6)恵山漁田において道の調査船が魚道を占領しているため零細漁民は困窮しているがこれに対する道の考え方と今後の方針、(7)オホーツク沿岸漁民の独航船による出漁計画に對し日ソ漁業交渉との関連において道の考え方等について、**川瀬委員（協）**より、(1)桧山管内におけるひらめの人工ふ化事業に対する道の考え方及び今後の積極的予算措置方、(2)ブルトーバー使用による浅海増殖事業強化推進に對する見解と実施意思の有無、(3)桧山管内のり製造に對する指導予算の増額問題等について質疑、意見及び要望があり、漁政課長、漁業調整課長、水産製品課長より答弁(一部書面回答)があつて、水産部所管に対する質疑を終結。

○三月十三日 午前十一時三十七分、議場において開議、午後二時四十分

分散会、委員長 秋山孝太郎(協)

(1) **林務部所管**に対する質疑に入り、**伊藤(作)委員（自民）**より零細な開拓者の入植地近辺の道有林を解放する考えがあるか、營農改善計画の実行にいて開拓者と常に相談しながら進めていく考えがないか、本年度の新規入植者を受入れる場合の土地条件等について、**堀田委員（自民）**より、森林組合の振興対策、奨励苗圃、森林資源醸成、林地調整費が昨年より下廻つている理由(関連して遠藤委員(社)より、林地との競合問題について)等について質疑、林務部長より答弁があつて、林務部所管の質疑を終結、午後零時八分休憩、午後一時二十七分再会。

(2) 次に**労働部所管**に対する質疑に入り、**宮坂委員（自民）**より、看護婦、家政婦等の住宅更正対策及び雇用対策について、**村本委員**

(社)より、(1)最近の労働争議に関連して労働者の職場と生活安定に対する基本的考え方、(2)技術革新に伴う生産方式下における労働運動のあり方、(3)鉱内の災害事故対策、(4)最低賃金制の問題に関連して業者間協定の実体と本道の実情、(5)千歳基地内に起きた駐留軍労務者の投票箱奪取事件に関連してその解決の方法と当時の実状等について質疑、労働部長より答弁があつて、労働部所管の質疑を終結。

○三月十四日 午前十一時四十分、議場において開議、午後二時四十五分

分散会、委員長 秋山孝太郎（協）

教育委員会、公安委員会各所管に対する質疑に入り、新川委員（社）より、(1)警察職員の給与は正問題に関連して三十四年度にとられた国措置、道との予算折衝の経過、(2)北鮮帰還問題に関連して妹背牛の某巡回部長が同問題のポスターをはがして持返つた事実の有無とその経過、(3)風俗営業取締条例の一部改正に関連して提案前に関係団体の意見を聞いたか、聞いたとすればその方法等について質疑、道警本部長より答弁、次に川口委員（自民）より、(1)定時制高校の学力低下に関するこれの向上方法、時間講師を専任教師に切替えていくことに対する考え方、(2)全日制高校の機会均等に対する考え方特に間口増など地元負担能力のある町村と負担能力のない町村では不合理であるが今後、どういう措置をする考え方か、小学区制を大行政区制にする考え方、(3)文部省の教育課程の改定に対する道教委の方針、実施についての根本的態度、教職員に対する周知徹底方法、教員の研修計画、旅費需要費等の予算措置、(4)札幌市教委が道徳教育の時間を特設しない方針と報道されているが文部省の方針と相違しないか等について質疑があつて、午後零時三十分一旦休憩、午後一時四十三分再開、川口委員の質疑に対し、教育長より答弁、川口委員より再質疑、教育長より答弁があつて、次に中牧委員（自民）より、(1)道路整備に伴う車のスピードアップに対する考え方、運転免

許試験の方針等について、松尾委員（自民）より、(1)警察官の時間外勤務手当の支給状況、(2)町村有の駐在所、派出所の道移管措置の状況と今後の方針、(3)教職員の選挙活動に関連して石狩町東小学校の教員が生徒を通じて選挙活動を行つたとする問題等について、岡田委員（社）より、選挙の事前運動の取締状況及び取締方針、所有者の承諾なしに電柱などに張られているビラの撤去措置等についてそれぞれ質疑、教育長、道警本部長より答弁があつて、教育委員会、公安委員会各所管の質疑を終結。

○三月十六日 午前十一時四十七分、議場において開議、午後五時二十分

分散会、委員長 秋山孝太郎（協）

総務部所管並びに総括質疑に入り、まず知事より、社会福祉館の焼失について報告があつた後、松尾委員（自民）より、(1)人事管理の適正化に関する問題に関連して水産部職員が再三にわたつて道民課の予算で出張している理由、また昨年十二月一日から一月三十一日まで二ヶ月間長期出張しているが正月をかけての長期出張は考えられないし復命書もない部下の指導監督に対する考え方、(2)超勤をしない女子職員に一率千七百五十円の手当を支給している理由、(3)農業改良課長から道農試に六万余の選挙運動費を出したと聞くが事実かどうか、(3)昨年十一月二十八、九の両日開かれた道農業改良普及事業十週年記念大会における経費の支出について業者に対する支払遅延及び水増し請求をしたとする問題等について質疑、知事、総務部長、衛生部長、農務部長、漁政課長より答弁、松尾委員より再質疑三回、知事、総務部長、農務部長、漁政課長より答弁、ついで阿部委員（自民）より、答弁に喰違いがあり休憩して調査したい旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、これをはかつて異議なくその動議を提出、(1)道路整備に伴う車のスピードアップに対する考え方、運転免

○三月十七日 午後一時十五分、議場において開議、午後五時七分散会、

委員長 秋山孝太郎（協）

- ① 総務部所管に対する質疑を続行、昨日の松尾委員（自民）の質疑に対し農務部長より答弁、松尾委員より再質疑、農務部長より答弁（関連して阿部委員（自民）より、水産部職員の出張が水産広報資料収集のためとなつてゐるがこれを主たる主体は広報課かあるいは漁政課であるか、また現在出来上つてゐるか、資料収集の目的はどういうものを対象としたか、毎年発行しているものか、この二課の関連性等について、泉谷委員（自民）より、復命書はいらないとする根拠、軽重認定の基礎等について）、次に大沢委員（自民）より、高等学校の災害復旧対策に関する恒及対策に対する予算提案がないが今後追加する意思があるか、起債折衝の見通し等について、阿部委員（自民）より、(1)三十三年度の決算見込みに関連して道税の伸びの見通し、税外収入の見通し、(2)三十四年度予算に関連して一時借入金が大幅に増えた理由とその内容、不動産取得税過少見積りの理由、固定資産税減額理由、税外収入の見通し、道有林野事業費から繰入れがない理由、退職債に関連して三十三年度における退職者の数と三十二年度との割合、三十四年度道財政の見通し、過去十二年間における道税不納欠損の多額に関連して行政執行上の責任に対する考え方、(3)貸付金に関連して生業資金が例年より少ない理由、家畜導入資金の内容等について質疑、知事総務部長より答弁、阿部委員より再質疑三回、知事総務部長より答弁があつて、午後三時三十五分一旦休憩、午後四時五十五分再開、松尾委員の質疑に対して、農務部長より答弁、松尾委員より再質疑、農務部長より答弁があつて、総務部所管の質疑を終結。
- ② 委員長より、付託案件審査の取扱いについては各会派の意見を明日正午まで持寄ることについて諮り、異議なくそのことに決定。

○三月十八日 午後三時四十四分、議場において開議、午後三時五十五分散会、委員長 秋山孝太郎（協）

- ① 議案第一号ないし第四十六号、第五十四号、第六十二号ないし第七十五号、第八十号ないし第八十五号及び報告第一号を一括議題に供し、委員長より各会派の意見調整の結果、報告については承認議決、その他の議案については原案可決とすることに決定した旨を述べ、これを諮つて異議なくそのことに決定。
- ② 次に委員長報告の文案については委員長一任とすることとし、委員長より付託案件に対する審査終了の挨拶を述べた。

決算特別委員会

○十二月二十五日 午後七時、第一委員室において開議、午後七時九分散会、委員長 大久保和男（自民）

- ① 川瀬臨時委員長（協）より、委員長互選の方法について諮り、道下委員（社）より、指名推選の方法により大久保委員（自民）を委員長とされた旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。
- ② 委員長より、副委員長の互選について諮り、福島委員（自民）より、指名推選の方法により中野（母）委員（社）を副委員長とされた旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。
- ③ 次に審査の日程について諮り、第一日目は提案説明、監査意見について説明及び大体質疑を行い、第二、第三、第四日目の三日間にて書類審査、第五日目は商工、労働、農務、農地開拓各部所管、第六日目は民生、衛生、土木、建築各部所管、第七日目は水産部、林務部、教育委員会、公安委員会各所管、第八日目は総務部所管、第

九、第十日目は意見調整の順序にて運営することとし、次回委員会の開催については明年一月二十日以後とすることに決定。

○一月二十三日

午前十一時二十四分、第一委員室において開議、午後一時十二分散会、委員長 大久保和男（自民）

① 総務部長より、昭和三十二年度北海道各会計歳入歳出決算の概要について、監査委員（能木）より、決算審査の概要についてそれぞれ説明を聴取の後、今後の日程について協議のため午前十一時三十分一旦休憩、午後一時十一分再開。

② 日程は、二十四日より二十九日まで六日間書類審査、三十日より二月一日まで三日間資料要求及び資料作成、二月二日より五日まで各部所管に対する質疑、六日、七日意見調整とすることに決定、な

お書類審査は第二委員室において各委員が随意に行うこととした。

○一月三十日

午後三時四十六分、第一委員室において開議、午後四時三十六分散会、委員長 大久保和男（自民）

① 松尾（自民）川瀬（協ク）各委員より、決算審査に必要な資料の提出要求があつた後、委員長は理事者及び要求委員との調整をとりつつ補正を行つた上正規の手続を経て資料要求することについて諮り、異議なくそのことに決定。

② 明日の委員会は正午より開くこととした。

○一月三十一日

午後一時十四分、第一委員室において開議、午後二時二十分解散会、委員長 大久保和男（自民）

委員長より、要求資料の提出時期について質疑、総務部次長より答弁の後、次回委員会を二月四日午後一時より開いて資料提出を受け、翌五日より各部所管に対する質疑に入ることについて諮り、異議なくそのことに決定。

○二月四日

午後一時五十五分、第一委員室において開議、午後二時十五分散会、委員長 大久保和男（自民）

① 委員長より、要求資料の提出状況について報告、ついで総務部次長より、未提出資料の作成進捗状況等について説明を聴取の後、提出資料の検討及び日程について協議のため午後二時二分一旦休憩、午後二時十四分再開の後、未提出分資料は総務部関係のものであり、前回決定の日程に支障ないのでこれにより審議に入ることについて諮り、異議なくそのことに決定。

② 明日の委員会は午前十時より開議することとした。

○二月五日

午前十一時十分、第一委員室において開議、午後四時十六分散会、委員長 大久保和男（自民）

① 昭和三十二年度北海道費各会計歳入歳出決算及び監督委員の決算審査意見のうち商工部及び労働部各所管に対する質疑に入り、福島委員（自民）より、(1)失業対策事業費において原材料費、通信運搬費、借料及び損料から燃料費及び備品費に多額の流用を行つた理由これに関連して燃料費の算定基準及び備品費の使用内容、(2)労政費における筆耕翻訳料は多額の追加更正を行つた反面ほぼ同額の不用額を出した理由と追加更正の計上根拠、(3)地方労働会館運営指導費において予算額の半分の残額が出た理由及び残額を使用繰越とした理由、(4)登別労働者保養所の改築費が不用額となつてゐるが年度内未着工の理由、(5)労農会館に対する労働組合協議会等三団体及び吉岡氏の未納寄附金についてその後の納入状況、(6)信用保証協会の代位弁済に対する回収見込、(7)貿易振興費中旅費の不用額五十万円が出た理由、(8)中小企業協同組合共同施設資金貸付において貸付申請を行つた十六組合のうち八組合が貸付対象とならなかつた理由等について、山本委員（自民）より、(1)信用保証協会の代位弁済に対する不納欠損の確定問題、(2)中小企業設備合理化資金貸付金の未収廻

理方針、(3)貸付金に関する北日本航空株式会社等は年度末に返しても次年度当初において直ちに借り入れているがかかる貸付金の回収形式、(4)労働金庫における通知預金の高利率と採算の問題及び貸出と資金源とのバランス問題等について、**松尾委員（自民）**より、(1)労働金庫の預貸率の問題、(2)失業対策事業費補助金に関する会計検査員より返納指摘された函館市の事務補助員未設置分及び留萌市の黄金岬道路補修工事についてその後の措置経過、労働金庫内に横路氏の事務所が設けられているがその妥当性に対する見解等についてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、労働部長、職業安定課長、商務課長、工業課長より答弁（一部書面回答）があつて、商工部及び労働部各所管に対する質疑を終結、午後零時五十二分一旦休憩、午後二時十八分再開。

(2) **農地開拓部及び農務部各所管**に対する質疑に入り、**松尾委員（自民）**より、(1)会計検査員より指摘された真狩村の動力噴霧器未購入の件についてその後の措置経過、(2)北村達布地区の区画整理工事、豊富村豊高地区の暗きよ排水工事、豊富村南豊富地区の暗きよ排水工事、小平村寧渠のため池二十八年災害復旧工事に対する会計検査員の国庫補助金に関する指摘の内容とそれに対応してとつた道の措置等について、**福島委員（自民）**より、(1)農業改良普及費における職員の海外派遣に関する人員と経費の負担区分、(2)優良種苗生産普及費において不用額を出した理由、(3)ジャージ牛の導入に関し予定よりも実際購入が大幅減となつた理由及び輸送単価の支払額が予算額を上廻つた理由、(4)酪農安定対策費で多額の不用額を出した理由、(5)馬の伝染性貧血対策費の追加更正において旅費減分を賃金に廻し更にこれを報酬に流用している理由、(6)監査指摘された東藻琴村他四町村及び女満別開拓農協外二十五組合に交付の入植施設建設補助金及び雄武町に交付の開拓診療所建設補助金等にかかる実績報告書未提出の件についてその後の処理経過、(7)監査指摘された十勝拓殖

実習所における弟子雇農協よりの購入乳牛の件及び牛舎、サイロ建設工事の入札の件に関しかかる指摘点を生ずるに至つた原因と今後の指導問題、(8)農地開拓部において購入した機械器具の内容、(9)道當軌道客土事業費内において備品費等より工事請負費に多額の流用を行つてある点等についてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、農地開拓部長、農務部長、農業改良課長、畜産課長より答弁（一部書面回答）があつて、農地開拓部及び農務部各所管に対する質疑を終結。

○二月六日

午後一時四十九分、第一委員室において開議、午後五時四十分散会、委員長 大久保和男（自民）

(1) **民生部及び衛生部各所管**に対する質疑に入り、**阿部委員（自民）**より、資料の追加要求があつた後、**福島委員（自民）**より、(1)保健所費において国庫補助金の返納が出た理由及びこの経理処理問題、(2)病院開設許可その他の手数料の収入未済理由、(3)蚊とハエのいない運動に関し道内におけるモデル地区選定による実施の効果及び市町村に対する環境浄化指導の内容、(4)食品衛生法に基く食品衛生監視の強化措置問題、(5)監査指摘された道立病院、保健所、療養所等における薬品の購入価格差問題、(6)災害救助法に基く仮設住宅の取扱これに関連して岩内における災害仮設住宅の取扱問題、(7)中共よりの一時里帰り婦女子送還費の使途等について、**松尾委員（自民）**より、(1)生業資金貸付金の償還督励問題及び借受人の生業状態に対する調査状況、(2)母子相談員に対する手当等支給の有無及び新しく発足の市に対する母子相談員の設置問題、(3)北海道社会福祉協議会の役職員氏名等について、**阿部委員（自民）**より、(1)生業資金貸付金及び授産事業資金貸付金並びに消費生活協同組合貸付金の回収見込み回収不能見込額、(2)母子福祉資金貸付金の償還率が低い理由等についてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、医務薬事課長、環境

衛生課長、保健予防課長、社会課長、福祉課長より答弁、(一)部答弁保留。ついて阿部委員より、決算審査意見書における母子福祉資金貸付金の償還率は答弁と喰違つてゐることを指摘して監査委員の意見を求めたが、監査事務局次長より調査のための休憩要請があり、午後三時八分一旦休憩、午後三時五十分再開の後、監査委員能木)より、決算審査意見書の誤りについて説明があり、ついで監査事務局長より、誤びよう点について説明を聴取の後阿部委員より今後充分注意されたいと要望、ついで社会課長より保留中の答弁があつた後、阿部委員より、(1)生業資金貸付金及び消費生活協同組合貸付金の回収について努力方、(2)血液銀行に関し十特約販売店を持つてゐるにかかわらず販売代金の未収を生じてゐる理由及び札幌医大附属病院の本行血液使用量が五十二多に止まる理由等について、泉谷委員(自民)より、(1)保健所は毎年同様の監査指摘を受けているがこれに対する部の指導措置状況これに関連して理事者は監査指摘を充分尊重して改善すべきことは速かに改善されたいこと、(2)保健所費における国庫補助金について会計検査員より返納指摘を受けた後の措置、更生資金貸付事業費において不用額を出した理由等について、秋山委員(協力)より、母子福祉資金貸付金の償還率の喰違い点に関する説明資料の提出方について、それぞれ質疑、意見及び要望があり、衛生部長、保健予防課長、社会課長、監査委員(能木)より答弁があつて、民生部及び衛生部各所管に対する質疑を終結。

(2) 上木部及び建築部各所管に対する質疑は明日に延期することに決し、明日は午前十時より開議することとした。

○二月七日 午前十一時七分、第一委員室において開議、午後零時散会、

委員長 大久保和男(自民)

① 土木部及び建築部各所管に対する質疑に入り、松尾委員(自民)

より、(1)堤塘水利使用料に関し過年度分を含めた収入未済現在額、

(2)未登録建築業者に対する登録勧奨問題これに関連して登録事務の支庁委譲問題及び全道の登録業者数等について、福島委員(自民)より、(1)河川改修費において多額の繰越金及び不要額を出した理由、(2)道路局部改良費内における流用の内容と理由、(3)都市計画事業における観光道路事業の継続施行予定等について、阿部委員(自民)より、(1)監査指摘された土木部予算における頻繁多額にわたる科目更正の実情と今後の改善方、(2)土木協議会に關し設置目的、会長名、規約、経費、土木部長との関係等について、泉谷委員(自民)より、監査指摘された防火建築帯造成事業補助金の算定基礎不明確の件及び予算措置、調査、設計の遅延に起因する建築工事の施行遅延の件に關しその実情と今後の改善方について質疑意見及び要望があり、土木部長、建築部長より答弁があつて、土木部及び建築部各所管に對する質疑を終結。

(2) 水産部、林務部、教育委員会、公安委員会各所管に對する質疑は明九日に延期することに決し、明日は午前十時に開議することとした。

○二月九日 午後一時三十三分、第一委員室において開議、午後四時散会、委員長 大久保和男(自民)

① 水産部所管に對する質疑に入り、阿部委員(自民)より、(1)監査

指摘された産業協同組合育成費及び漁業金融対策費において不用額を出した理由、(2)漁業操業指導費より漁業取締費に流用した理由、(3)水産試験調査費において不用額を出した理由等について、泉谷委員(自民)より、(1)監査指摘された浅海増殖事業の確認問題、(2)水産加工改善対策費の使用内容、(3)北水商事株式会社に対する貸付金の回収問題等について、松尾委員(自民)より、(1)ソヴエット漁業事情調査の委嘱費の内容、(2)水産業協同組合育成に關し不振組合の整理統合に對する見解及び一市町村に二組合ある場合これらの統合

に対する指導方法等について質疑、意見及び要望があり、水産部長、漁業調整課長より答弁（一部書面回答。）があつて、水産部所管に対する質疑を終結。

② 次に林務部所管に対する質疑に入り、阿部委員（自民）より、(1)森林資源造成事業費における不用額の内容、(2)林業普及指導費補助金に関し、収入済額が予算額より増額となつてある理由、(3)道有林野事業特別会計において建てた公宅の管理使用問題、(4)道有林野事業費特別会計における歳入増の理由、(5)林務部保管のカメラ及び自動車の数及び適正管理の問題等について、松尾委員（自民）より、森林資源造成事業費及び林道施設費において不用額が出た理由、(2)道森連に対する貸付金の回収状況等について質疑意見及び要望があり、林務部長より答弁があつて、林務部所管に対する質疑を終結、午後二時三十五分休憩、午後三時十五分再開。

③ 教育及び公安委員会各所管に対する質疑に入り、松尾委員（自民）より、(1)刑法犯検挙率の不振原因及び他府県との比較状況、(2)警察装備に関し備品台帳記載のうち使用不能車両の数、これに関連して使用不能車は台帳より抹消すべきであること等について、福島委員（自民）より、(1)授業料未納者中半数近くが小樽千秋高校生である理由及びこれに対する対策措置、(2)各学校費において職員給、諸手当等多額の不用額を出した理由これに関連して新規採用抑制の有無、(3)義務教育費国庫負担金において未収入額が出た理由等について、泉谷委員（自民）より、(1)各学校費における不用額発生の原因及びこのうち給与改正に伴う不用額、(2)修学旅行引率者に対する旅費支給は道費によるものかPTA会負担によるものか、(3)深川西高校職員の学級観察に対する旅費支給は道規定によつたものか、(4)各学校における物品購入の取扱いがまちまちである理由及びこれに対する指導状況、(5)学校実習による差品売払いに対する指導状況、(6)教員保養所費における食糧費の減額更正理由、(7)道立移管

高校の学校林等附帯物件の処理状況等について質疑、意見及び要望があり、財務課長、道警会計課次長より答弁（一部書面回答。）があつて、教育及び公安委員会各所管に対する質疑を終結。

④ 明十日は委員会を開かず総務部所管に対する質疑は明後十一日午前十時より開いて行うこととした。

○二月十一日 午前十一時三十五分、第一委員室において開議、午後六時十八分散会、委員長 大久保和男（自民）

① 総務部所管に対する質疑に入り、福島委員（自民）より、(1)本府諸費において給料から吏員給に流用しているにかかわらず不用額を出した理由、(2)支庁諸費において賃金燃料等より消耗品費へ流用した理由、(3)用品事業費特別会計において施設費及び備品費より消耗品費へ流用した理由、(4)道税滞納繰越未収金の積極的整理問題、(5)公宅借り上げに関連して賃料及び管理の状況、(6)諸支出金中諸費における不用額の内容、(7)旧税法による入場税の収入未済整理問題、(8)各部とも予算流用が非常に多いことに関連して今後の経理方針、(9)真駒内公宅賃貸料の未収分の内容、(10)失業対策事業費において原材料費及び通信運搬費等より燃料費及び備品費に多額の流用を行つてある理由これに関連してコンクリート型枠は備品扱か消耗品扱か等について（関連して泉谷委員（自民）より、コンクリート型枠について同様の質疑があり）質疑、意見及び要望があり、総務部次長、管財課長、税務課長、監査事務局長、出納局総務課長より答弁（一部答弁保留。）があつて、午後零時三十八分一旦休憩、午後二時五十三分再開の後、松尾委員（自民）より、(1)各部の重要な事業において追加額以上の不用額を出しているものが非常に多い原因と今後の善処方について、阿部委員（自民）より、(1)当初の見通しと達成大幅な悪化を出した理由、(2)道税收入の不納欠損が多いことに関する見込額、(3)道税収入の微収率は全国的にみるとあると

まり高くないがこれに対する見解、(4)道税収入未済に対し法的措置を講じたものの率が前年度より低い理由、(5)道税に対する異議申立て数及びこれに対する受理と却下の状況、(6)雑収入の過年度収入において多額の収入未済がある理由及び三十二年度分で一千万円余の不納欠損を出した理由、(7)生業資金及び生協に対する貸付金の回収対策、(8)税外収入における不納欠損について今後の見通し、(9)起債関係において厚生年金住宅、保母養成施設、労働者保養施設、道警庁舎等一部繰越の理由、(10)道有林事業費特別会計がもつてている公室の管理状況これに関連して公室その他道有物品管理の一元化問題、(11)焼失物品八件の内容、(12)物品中特に自転車及びカメラ等の管理の適正化問題、(13)賃付金に関して三月三十一日に償還してまた直ちに四月一日に貸付けていることに対する見解、(14)山梨県において開催された地方自治研修会に道職員が出席した件について会合の内容、出席者の旅費、出席者と職組の関係等について、**泉谷委員(自民)**より、行政協議会の開催地と目的これに関連して各地で開催される場合他の支庁から応援に行くことがあるか、また協議会が網走管内を開かれたことがあるか等について、それぞれ質疑、意見及び要望があり、出納長、総務部長、総務部次長、税務課長、管財課長、財政課長、出納局総務課長より答弁(一部答弁保留)があつて午後五時二十分一旦休憩、午後五時三十八分再開の後、総務部長より保留中の研修会へ出席した道職員の件について答弁、ついで答弁に関連して阿部委員より再三質疑及び意見があり、総務部長より答弁、ついで泉谷委員に対する保留中の答弁があつた後、答弁に関連して泉谷委員より、会議の目的と石狩支庁職員が出張した理由について、**福島委員(自民)**より、行政協議会はいかなる場合に必要を生じるかこれに関連して一月の俱知安町長選挙の最中に開催された理由について(関連して松尾委員より質疑があり)それぞれ質疑、意見及び要望があり、総務部長、総務部次長より答弁があつて、総務部所管に對

する質疑を終り、付託案件に対する質疑を全部終結、午後六時十分一旦休憩(休憩中、今後の取扱いについて協議)、午後六時十七分再開。

② 委員長より、今後の取扱いに關し、(1)書面審査のために提出された証憑書類は本日をもつて撤去すること、(2)決算に対する各党の意見は十四日朝までに提出すること、(3)次回委員会は十四日午前十時より開くことの三点について諮り、異議なくそのことに決定。

○二月十四日 午後四時三十分、第一委員室において開議、午後四時三十二分散会、委員長 大久保和男(自民)

委員長より、一昨日来から意見の取まとめを行いこれについて各党間の意見調整を行つてきたがいまだ一致しない旨を述べ、さらに調整の必要があるので本日はこの程度とし、次回の委員会は理事会申し合せのとおり第一回定例会開会中に行うことについて諮り、異議なくそのことに決定。

○三月二十日 午後八時三十五分、第三委員室において開議、午後八時四十分散会、委員長 大久保和男(自民)

報告第四号昭和三十二年度北海道各会計歳入歳出決算に関する件を議題とし、秋山委員(協)より、別紙配付の意見を附し認定議決とされた旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、これを譲つて異議なく認定議決とすることに決定。

教育行政の綱紀粛正に関する調査特別委員会

見があつた。

○十一月二十一日 午後六時一分、第一委員室において開議、午後六時

七分散会、委員長 道下美作（社）

- 十月二十四日 午後六時三十三分、第一委員室において開議、午後十一時五十分解散会、委員長 道下美作（社）
① 黒松臨時委員長（協ク）より、委員長互選の方法について諮り、暫時休憩の後、午後十一時三十五分再開、中山委員（自民）より、指名推選の方法により道下委員（社）を委員長とされた旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

- ② 委員長より、副委員長互選の方法について諮り、塚田委員（社）より、指名推選の方法により深山委員（自民）を副委員長とされた旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

- ③ 審査日程について諮り、暫時休憩の後、午後十一時四十分再開、次期委員会の開催日を十一月十七日頃とし、関係資料として本会議、予算委員会における動議問題に関する質疑応答事項を優先反証すること及び委員個々に必要な部分の要求を行うことに決した。

○十一月二十八日 午後一時十分、第一委員室において開議、午後二時

五十七分散会、委員長 道下美作（社）

- ① 委員長より、今後の議事運営について協議する旨を述べ、暫時休憩の後、本委員会に速記を入れること及びその反証については必要の都度反証する取扱いとすることに決定、委員の発言等については自由質疑の形式で行い問題については一問題づつ焦点をしづつて処理し、理事者側においては止むを得ない事情の外は委員会の審議調査に協力してもらうこととした。

- ② 塚田委員（社）より、本委員会の調査事項四項目について提案者の主張される事実はどういう点にあるかについて質疑、林委員（自民）より、本日提出の資料は今後本委員会において審議されることとは関係のないものでそのように議事を進めてほしい旨の意

(自民) より応答、調査の進め方について、塚田(社) 林(自民)

佐々木(自民) 中山(自民) 高田(社) 深山(自民) 各委員より意見があり、意見調整のため、暫時休憩の後、委員長より、提案者に對して質疑を続行する意見と、教育長の出席を求めて質疑をしその間において意見を聽取するという意見について諮り、起立多数で教

育長の出席を求めて質疑を続行していく意見に決定、暫時休憩の後、午後三時五十六分再開。

- ③ 委員長より、本日はこの程度とし、明日午前十時より開議して本日の会議を続行することについて諮り、異議なくそのことに決定。

○十一月二十九日 午前十一時六分、第一委員室において開議、午後二時四十一分散会、委員長 道下美作(社)

① 調査項目第一項の「道の公的機関たる道教育委員会が公文書たる会議録を偽造して、議員に提示し、予算特別委員会の審議を阻害したと目されるのでこれらの経緯に関する真相調査」を議題とし、林委員(自民)より、北海道教育委員会会議規則第十七条に規定する「前回会議録の承認」ということが通例行わされているかどうか、会議録の調整等に當つて同規則第十八条(開会及び閉会に関する事項、延会、休会、中止等)を適用しているかどうか、九月八日から九月十四日までの会議録が起案月日どおり起案されたかどうか、この文書の決裁月日と作成月日、九月十三日の予算特別委員会で会議録の閲覧を申し入れたとき会議録は調整されておらず要求後において調整したものであると承知しているが十三日の夕刻までに作られておつたということは喰い違いかないか、署名の月日及び署名方法、会議録の記載事項について休憩、再開、散会時間が記載されておらないがその理由、九月十二、十三日の会議録について特に北教組との団体交渉において勤務評定に関する道教委の回答が十二日から十三日にかけて二回作られているがこれは一回作つて交渉したがまと

まらなかつたので更に作り直したとも考えられるがこの点の経過、会議録に内容が記載されなくてもよいような会議であつたかどうか、等について質疑、教育長、総務課長より答弁があつて、午後零時九分休憩、午後一時二十七分再開。

- ② 次に高田委員(社) より、実際の会議内容と会議録に記載されている事実と相違ないかどうか、林委員の質疑の中での会議録が作り変えられた云々といつてあるがそのような事実を認めるかどうか、署名月日の日付に関連して実際の署名月日ではないけれどそういう事実を認めた上で署名されたものがどうかについて、佐々木委員(自民)より、勤評に対する北教組への回答文の提示方について、

林委員(自民)より、会議録を読んで確認の上間違いなく事実のとおりであることを認めて署名したのかどうか、また読まないけれど職員のやつていることが間違いないと信じて署名をされたということについて、深山委員(自民)より、教育委員会で作つてある会議録は常に会議の場所と開閉の時間程度しか書かないものであるかどうか、また非公開のときは記録をとらないという原則であるか、それを常に守つていてるかどうかについて、(関連して林委員より、公開の会議の場合は会議録はいらないという考え方あるいは会議録の中に会議の大要を書かなくともいいという考え方を持つていてるかどうか、団交などの緊迫した事態においては記録がとれなかつたといふがそうでないときにも記録がないのはいかなる理由であるかについて) それぞれ質疑、教育委員長、教育長、総務課長より答弁があつて、第一項目の質疑を終結。

○十二月一日 午前十一時二十七分、第一委員室において開議、午後三時十五分散会、委員長 道下美作(社)

- ① 調査項目第二項の「道の公的機関たる道教育委員会が地方公務員法第三十七条に規定する争議行為の禁止を犯す行為にその職権を乱

用して便宜を供与し、違法行為を助長せんとした不正行為があつたと目せられるのでその真相調査」を議題とし、林委員（自民）より、正常な学校運営の保持と教職員の服務に関する道教委通達の第一段階である「伝えられるところによれば」から「一斉休暇等を実施することのことである」というところまでは當時休暇闘争が計画されているというこの認識の上に立つて道立学校長等に伝えた文書であるかどうか、また「学校はあくまでも云々」から「なさるべきである」の文章の意味とその性格、学校運営の根本的な原則をことさらに掲げたのはこのような重大事に根本的なことを忘れることが往々にしてあるので云々と答弁しているがこの特に重大なときいわれるのは、この闘争をさして考えたか、「授業の休止あるいは変更等を行う場合は云々」というのが次の文章の「それら」のことはの言葉に該当するかどうか、正常な学校の運営とはあらかじめ立てられた教育計画どおりに授業が行なわれている状態という意味に解するかどうか、予定計画が変更しても教育的に教育効果を落さなければよいのかどうか、勤務評定絶対反対のための一斉休暇のいわゆる授業カットの指令に基いて教職員が授業をカットするというようなことを行おうとした場合教育効果においてマイナス的な因子を持つてゐるかどうか、またそのことが教育上プラスになるとと考えているかどうか、その行為が正常な学校運営を阻害すると考えるか、阻害しないと考えるか、一斉休暇闘争の指令に基づく一斉休暇の場合単純でない打切りというのはどういうものであるか、「所定の措置をへた後」「なさるべきである」という文章で「所定の措置」とは時間割の変更、授業の繰替え、授業短縮等の措置をいうのであるか、「なさるべきである」とは授業の休止または変更をなさるべきであるということか等について質疑、教育委員長、教育長より答弁があつて、午後零時三十分休憩、午後二時十五分再開。

② 林委員（自民）より、「また一斉休暇等に関連し、教職員が勤務を

欠く場合において、その手続を誤るときは種々問題を生ずるおそれもあるので措置を誤ることのないよう慎重を期すべきことはいうまでもない」の中で措置を誤ることのない措置はどういう措置であるか、また「ことに勤務評定問題については当委員会においているが、まだ慎重に研究検討中であり、かかる事態の発生をみると教育上まことに遺憾である。」の中でかかる事態とはいかなる事態か、遺憾とは闘争が起きることが遺憾だというのか、また、ただ遺憾なのでなく教育上遺憾であるというように判断してよいのか、教育上遺憾であるということは「一斉休暇の結果が違法の問題等になつた場合をいうのであるか、「かかる事態」と呼ばれる客体はこの文章の中のどの部分をさしているか、教職員組合が九月十五日勤務評定反対のための措置要求大会を開くため全道的に一斉休暇を実施するという当時の状勢を了知しておつたと答弁しているが、了知していたとおりの状態というのは教育上遺憾な状態であるか、あるいは奨励すべき状態であるか、闘争の手段として正午から全道一斉に休暇を実施するという行為は合法な行為と考えているかどうか、次に文部省から各部道府県教育委員会あてに出された「学校の正常な運営の確保について」の文書の前段「日本教育職員組合は……」「十五日正午をもつて授業を打ち切る等の全国的な統一行動をとり、」は当時行われた日教組指令による闘争行為があるということが伝えられておるということの前文であると解釈してよいか、「教職員が一斉休暇または授業打切りにより学校の正常な運営を阻害することは地方公務員法第三十七條に規定する争議行為等の禁止に該当し明らかに違法行為を犯すものであること。」とあるがこれは教職員が一斉休暇または授業打切りをやることまでは差支えなくてその結果学校の正常な運営を阻害したときは、地公法第三十七條の規定する争議行為等の禁止に該当するというように解釈しているか、一斉休暇または授業打切りを行つても学校の正常な運営を阻害しなければ違法にならない

か、先に林委員が文部省に照会した「通達文書の疑義について」文

部省は、「教職員が闘争のため一斉休暇または授業打切り等を行うことはその行為自体が学校の正常な運営を阻害する行為であるから地公法第三十七条の規定に抵触する違法行為である。」と回答しているが教育委員長及び教育長の解釈は誤つておつたと認めるかどうか、道教委が道教委の通達文書と文部省の通達文書とが同じものであると考えられたのは間違いであつたと認めるかどうか、文部省通達の「いやしくも休暇を承認し……厳に戒められたいこと」の意味は、休暇の承認、臨時休校、授業時間の短縮等、休暇闘争に利便を与えたは協力するが如き措置を行なつてはならないと解すべきであるとの文部省の見解であるがこれを支持されるか、支持されないとすれば道教委の解釈が間違つておつたと考えるかどうか等について質疑、教育委員長、教育長より答弁、塙田委員（社）山内（社）各委員より、林委員の所持している文部省の同問題に対する見解を表明した照会文書について質疑が繰り返されているがそれを各委員にみせて内部にも検討させる必要があると思うのでそのように取計らわれたい旨の発言があり、委員長より、文部省の回答を通じての質疑であると問題が発展していくので研究の余地もあると思うので暫時休憩する旨を述べ、午後三時四十八分休憩、午後三時五十四分再開。

③ 委員長より、休憩中の理事会で本日はこの程度とし、明日更に本日の質疑を続行する旨を述べた。

○十二月二日 午前十一時四十三分、第一委員室において開議、午後四時

時二十一分散会、委員長 道下美作（社）

① 昨日の林委員（自民）の質疑に対し、総務課長より質疑の内容中不明な点を質し、林委員より応答、教育長より、更に林委員の照会文書について検討したい旨の発言があり、暫時休憩の後、午後二時

五十三分再開。

②

教育長より、昨日の林委員の質疑に對して答弁、林委員より、勤務評定反対闘争のために教職員が一斉休暇または授業打切り等を行う行為は地公法に抵触する行為であると考へるか、一斉休暇または授業の打切りそのものが正常な学校運営を阻害する行為であるから違法であると考へるか、勤務評定絶対反対の闘争手段として行うことはよいことか、悪いことか、一斉休暇闘争等を行うことは教育上望ましいかどうか、望ましくないとは教育上望ましくないのか、教職員としてのとるべき行動として望ましくないのか、一斉休暇を行つて学校の正常な運営を阻害しない場合とはいかなる場合か、九月十五日の正午授業打切り計画は日教組が勤評実施の粉粹を目的としたものと考へるがどのように考へているか、北教組の行つたのは措置要求大会であったということは日教組指令によつて全国一斉に行なわれた、また北教組執行委員長より道教委員長にあてられた勤評反対回答に對する要求書と関係があるかないか、北教組が九月十五日に闘争をするということは日教組指令によつて全国一斉に行なわれた闘争の一環として行なうということに承知していたかどうか、日教組の指令があつたかどうか知らないというがこれは偶然に日が一致したと考えるか、道教委の通達は積極的に一斉休暇闘争を行うべきでないという指導的なものがないよううに思うがどうか等について質疑、教育長、総務課長より答弁があつて、第二項目に對する質疑を終結。

○十二月三日 午前十一時二十分、第一委員室において開議、午後四時

十分散会、委員長 道下美作（社）

① 調査項目第三項の「道の公的機関たる道教委員会が北教組との團交についてことさらにその内容を秘匿して、その間に不明朗なる事実ありと目されるので、その真相調査」及び第四項の「今次の勤

評議會が無条件闘争か、または条件闘争かについて、ことさらに虚偽の答弁をしていると目される眞相の究明、ことに事実の認識を歪曲していると目される「真相調査」について、林委員（自民）より、北教組との団体交渉にあたりよい案ができたら実施したいという道教委の基本的態度に対しても北教組は何と答えたか、交渉の相手方である北教組は何んといつて団体交渉を申込んで来たか、九月十五日の闘争に関連した場合とそれに関連しない場合に分けて何回くらい団体交渉をもつたか、何という要求を掲げて来たか、勤評反対の決定をして団交を申込んで来ている相手方に對し道教委はよい案があれば実施するということを回答すれば相手が黙つてているのでは交渉にならないと思うがこのとき何かいつたのではないか、よい案があれば実施するといつたのは北教組から要求書が提出された八月三十日以前の態度であつたのか、または徹夜の団交があつた九月十二日にもそれをいわれたか、今までよい案があれば実施するとしばいいながらよい案を求めて検討中という表現をされたのはいかなる理由か、九月五日以降特に十二日以降の北教組の態度がどういう態度で交渉にこられたか、交渉妥結まで勤評実施反対の態度で話し合いを持ちかけて来たということとか、よい案があれば実施したいということ及びよい案を求めて検討するという言葉は団体交渉でしばしば使つたと答弁されているが勤評反対の決定をせよということの回答書には一言半句も書いていないはどういうことか、団体交渉の際何かの案及び考え方を示したりして先入観を相手方に与えないで、交渉に臨む態度だけは「白紙で臨んだ」のだということで承知してよろしいか、また相手方の意見を謙虚な気持で聞くということとか、勤評反対要求書の回答を作るときの基本的態度、「勤評反対に關する要求書」に対する回答中九月十二日の回答には「教職員の勤務評定は」というところの「教職員の」が九月十三日の一部修正回答には「勤務評定の問題は」というように訂正されたが何か意味があるのかどうか等について質疑、教育委員長、教育長、総務課長より答弁、

(2) 林委員（自民）より、九月十一日までは無条件闘争といわれるがその内容はどんな闘争であつたか、北教組が勤評反対の決定をしてくれと要求しているその言葉が無条件闘争といつてあるが無条件闘争とは法律で実施を規定しているのにこれを全面的に否定し実力をもつて阻止するという闘争態度であるという認識があるかどうか、よい案があれば実施したいという道教委の言明に対し団交の席上において北教組は何と答えたか、勤評そのものが主たる議題でなかつたというがそうでなければ何が主たる議題であつたか、団交の席上北教組は勤務評定を実施しないための反対決議をしてくれといふことをいつたかどうか、また具体的に一言半句も触れなかつたと解していいのか、基本的に勤務評定無条件闘争とはどういう闘争をいうのか、また条件闘争とはどのようなものか、団交に際し北教組からどういう条件がついて話合わされたか十月二十八日に勤評実施除外措置要求大会が行われたがあの実力行使は何に対する実力を行使したものかどうか等について質疑、教育委員長、教育長、総務課長より答弁、

次に総務課長より、先の林委員の質疑に対し補促答弁があつて、調査項目の全部について質疑を終結、午後三時五十一分休憩、午後四時九分再開。

③ 休憩中の代表者会議で明日更に議事を続行することとした。

○十二月四日 午後二時五十分、第一委員室において開議、午後二時五十八分散会、委員長 道下美作（社）

委員長より、今後の議事運営について理事会で相談の結果、結論を出すのになお検討を要するので次期委員会の開催は第四回定例道議会の開会前日に各党の結論を持ち寄つて討論した後に委員会としての結論を出すことに決定した旨を述べ、本日はこの程度で散会することとした。

○十二月二十二日 午後二時五十一分、第一委員室において開議、午後二時五十二分散会、委員長 道下美作（社）

委員長より、理事会における協議の結果、各会派とも準備がまだ整つておらないので本日はこの程度にとどめ二十四日に結論を持ち寄つて討議することになった旨を述べ、異議なくそのことに決定、次回の委員会は二十四日午前十時より開会することとした。

○十二月二十五日 午後二時二十分、第一委員室において開議、午後二時二十三分散会、委員長 道下美作（社）

委員長より、理事会で相談の結果、各党とも結論を出す段階にはまだ到達していないので次期委員会は来議会招集期と見合つて開催して結論を出すことに決定した旨を述べ、なお、本委員会は来議会まで継続審議をすることにし、これに伴う調査経費を十万円追加する措置を第四回定例道議会に行うことにしての結論を述べた。

○三月二十日 午後十一時三十七分、第三委員室において開議、午後一時四十分分散会、委員長 道下美作（社）

① 委員長より、本委員会の議事運営については昨年十一月四日調査に当つて来た旨を述べ、北海道教育行政の綱紀肅正に関する調査の件を議題とし、黒松委員（協）より、本委員会に付託された案件については別に配付の報告書案のとおり調査の結果明らかにされた事実及びこれに対する意見を付して議会に報告すべきであるとの動議を提出、賛成あつて動議成立、これをはかつて異議なくそのことに決定。

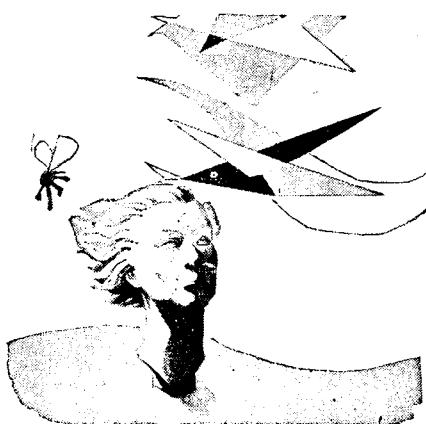
② 委員長報告文案については、委員長一任とすることとし、委員長より委員会付託案件は全部議了した旨を述べた。

総合開発調査特別委員会

○三月二十日 午後三時十八分、第一委員室において開議、午後二時四十三分散会、委員長 岩本政一（自民）

① 委員長より、去る三月二日及び三日開催の北海道開発審議会治水電力小委員会、農林水産小委員会、鉱工小委員会及び運輸交通小委員会に出席した会議の概況について報告の後、大石委員（社）より、先般国鉄総裁が青函トンネルについて断層があるということを発言されたように報道されているが当時の事情はどうか、また、また開発庁が問題点として提示した奥地林道開設のための森林公團法の改正とはどのようなことかについて質疑、委員長より応答、ついで企画本部長より答弁があり、次に伊藤（作）委員（自民）より、去る三月

十七日開催された開発審議会文化厚生労働小委員会に出席した会議の経過について報告の後、大石委員（社）より、観光地内道路整備のための観光融資の問題について、増田委員（社）より、農林水産の関連において沿岸零細業者に対する融資の点が入っていないことについてどのようになつているかについてそれぞれ質疑、伊藤（作）委員より応答、企画本部長より答弁。



公会合

全国都道府県議會議長会

○三月三十一日 東京都議会第三委員会室において常任委員会を開催、午後開かれる臨時会の議題並びに運営について協議した。

○三月三十一日 東京都新宿芙蓉会館において臨時会を開催、会長あいさつ、新任正副議長の紹介があつたのも議事に入り、まず皇太子殿下御成婚奉祝については、全議長連名をもつて賀表、賀牋を奉呈するとともに記念品を贈ることとした、ついで本会会則改正については一月十七日幹事会で決定した改正案のうち、副会長の選挙方法についての改正事項全文を削除することとし、あとは幹事会案どおり決定した。標準「都道府県議会傍聴規則」制定については、参与会の成案どおり決定、ついで地方議会の議員に対する退職金制度の法制化に関する要望について及び自治省（仮称）設置促進方再要望については要望書を作成、関係方面に提出することとした。次に小林自治庁事務次官（青木自治庁長官代理）より全国議長に対し過去四カ年の労苦に対する謝辞があつて閉会した。



三月のメモ

- ビキニ被災五周年日本大会開く。(焼津)
- 工業開発研究所初理事会開く、理事長に堀 義路氏選任。
- 米用ロケット発射。
- 英・ソ首相、国際問題一般について最終コミニコケに調印。
- ソ連、英ソ不可侵条約案を発表。
- 三十四年度予算案衆院通過。
- 文相、日高教の申入れに対し勧説方針変らぬと態度表明。
- 社会党訪中使節団出発。
- 北海道寒冷地法案、衆院農林水産委員会で政府原案を修正可決。
- ソ連、日本の漁船緊急入域に事前に許可受けよと厳重警告。
- 岸首相、国会で皇太子の御成婚恩赦に選挙違反は含めないと声明。
- 協同党発足、委員長宮本仙松氏選出。
- 日・ソ漁業委本会議再開、ソ連規制措置で禁漁区の拡大操業期間の短縮を提案。
- 北海道寒冷地畑作融資法案衆院通過。
- 第三十回富様スキー大会開幕。(札幌)
- 政府、日赤、北鮮帰還問題で北鮮赤十字と直接交渉しない方針を確認。
- 道選管、道警、高検等、選挙ピラについて強硬方針を決定。
- 鳩山元首相死去。
- 赤十字国際委韓国抑留中の日本人漁夫釈放仲介を決定。
- 宮様スキー大会終る。
- 大相撲春場所開幕。
- 赤田町で四十三戸全焼。
- 札幌通産局本道包蔵水力調査結果まとめ。(二百九十一万K.W.)
- 赤十字国際委北鮮帰還問題で個人に祖国帰還の自由があると声明。
- アメ大統領、議会に特別教書送り、対外援助三十九億三千万ドル要請。
- 三十三年度補正予算成立。
- 北海道寒冷地畑作融資法案成立。
- 葛西日赤副社長、北鮮帰還問題交渉のためジユネーブへ出発。
- 米、中部太平洋にミサイル実験基地新設。
- 周首相、日中貿易に応ぜぬと浅沼團長に言明。
- 道社会福祉館焼く。
- 焼尻、羽幌合併決る。
- 北鮮赤十字ジユネーブ会談を条件付で同意。
- 皇太子殿、正田美智子嬢の『告期の儀』行わる。
- 米軍演習地返還を決定。(約一億二千平方メートル、豊平町、広島村、恵庭町)
- 北鮮帰還問題に赤十字国際委は介入せずとボアシエ委員長言明。
- 社会党訪中使節団は十七日、日中共同声明を発表。(北京)
- 原子燃料公社東海精錬所は金属ウラン初生産に成功。(二二〇キログラム)
- 漁民同盟拡大執行委で社会党知事候補を推薦することに決定。
- アジア公館長会議開く。(東京)
- 王子第一労組中労委にあつせを申請。
- 日・ソ漁業首脳会談の行詰り打開のため初の非公式会合開く。(東京)
- 清宮さま島津久永氏との御婚約内定。
- 全道民総決起大会開く。(札幌)
- 農林省道内ピート生産計画発表。(三十八年度には百五十五万トン)
- 藤山外相来札。
- チベットで暴動起る中共ダライ・ラマを軟禁。
- 炭労無期限ストに突入。
- 厚岸にニシン群来。(二千二百五十トナ)
- 大相撲大阪場所終る。(栃錦八度目の優勝)
- 井上日赤外事部長北鮮帰還問題で日赤の立場について正式声明を発表。
- ケーシー豪外相来日。
- 社会党訪中使節団帰國。
- ウイーン少年合唱団来日。
- 北ベトナム帰国者第一陣八人帰る。(関門)
- 韓国代表は抑留日本人漁船問題について、国際赤十字との交渉を拒否。

- 31 ○国民年金法案衆院を通過。
- 30 29 ○王子苦小牧工場長、三十五人に処分通告。
- 28 ○日・ソ漁業委員会ソ連代表モイセーエフ委員は第二回記者会見の席上「禁漁区」の修正案を提案。
- 27 ○社会党訪中使節由岸首相と会談。
- 26 ○東宮侍従長に山田康彦氏内定。
- 25 ○朝汐四十六代目の横綱に決定。
- 日・ソ漁業交渉でソ連側日本のサケマス漁獲許容量を五万トンに制限したいと提案。
- 十河国鉄総裁、国会で青函トンネル建設工事早急に着手したいと言明。
- 白尻、尾札部両村の合併決る。
- 政府、参院選挙を六月二日に行うことを内定。
- 文化財専門審議会で新國宝などに二百七十七を指定することを決定。
- 三十四年度第一次補正予算案衆院予算委で可決。
- 政府、参院選挙を六月二日に行うことの内定。
- 文化財専門審議会で新國宝などに二百七十七を指定することを決定。
- 三十四年度第一次補正予算案衆院予算委で可決。
- 鈴木社会党委員長来道。
- 中労委、王子争議のあつせん打切りを労使に通告。
- 内閣不信任案否決される。
- カニ独航船、北洋向け函館を出港。
- 三十三年度、芸術選奨受賞者等決る。(嚴本眞理 外八氏)
- 内閣不信任案否決される。
- 内閣不信任案否決される。
- 知事選告示される。立候補届出者、横路節雄、町村金五、小田俊与の三氏。
- 外務省、ソ連政府に対し、二十七日付口上書をもつて漁船捕獲國際司法裁判へ規約の用意があると申入れたと発表。
- 東京地裁、砂川事件に米軍の駆留は違憲であると被告全員に無罪の判決。
- 日・ソ漁業交渉でソ連側にカニ漁業に対する規制案を提案。
- 中山中労委委長、炭労争議にあつせん案提示。
- 三十四年度国予算成立。
- 道総合開発企画本部で道民生活白書を発表。

昭和三十四年四月二十日発行

北海道議会時報（第十一巻第四号）

編集 北海道議会事務局調査課

発行 北海道議会事務局